

2. 官民連携の取組推進に関する制度の普及啓発及び現状把握

2.1. 都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引きの改定

2.1.1. 令和2年9月改定

2.1.1.1. 改定の目的

都市再生特別措置法の一部改正により、都市再生整備計画を活用した官民連携まちづくりの新たな制度が創設された。具体的には、滞在快適性等向上区域を都市再生整備計画中に設定することによる、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」創出に向けた予算・税制支援、公共空間活用に向けた手続きの円滑化等である。

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案 <予備関連法律案>

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力向上させることが必要

⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

【国土交通省基本計画】「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画-成長戦略2019-」等「令和元年産業政策的取組に関する実行計画」、「まちづくりと防災基本方針2019」(閣議決定)において、居心地が良く歩きたくなるまちなかの推進、災害(以外の)及び防災機能向上の抑制・促進、スマートシティの推進、スマート・アシスト・ネットワーク等位置づけ

法案の概要

安全なまちづくり

【都市計画法、都市再生特別措置法】

- 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制**
 - 開発許可制度の見直し
 - 災害レッドゾーンでの開発について、自己業種用途も原則禁止
 - 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制
 - 住宅等の開発に対する勧告・公表
 - 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする
- 災害ハザードエリアからの移転の促進**
 - 市町村による移転計画創製の創設
 - 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成
 - (予算)防災移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、事務所等移転に対する支援
- 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり**
 - 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
 - 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保等を定める「防災指針」の作成
 - ⇒ 避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や監視避難体制の確保等

<災害レッドゾーン>

- 災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- 土砂災害特別警戒区域
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

<災害イエローゾーン>

災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア(浸水ハザードエリア等)

魅力的なまちづくり

【都市再生特別措置法、都市計画法、建築法】

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出**
 - 都市再生整備計画に「居心地が良く歩きたくなる」まちなか(かつ)の取り組む区域を設定し、以下の取組を推進
 - ・都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画
- 「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出**
 - 市民一体で取り組むにぎわい空間の創出
 - 前) 立地による街路の広域化と民間によるオフィス・カフェ等
 - 中) 予算)公共空間(イベント)への交付金等による整備(規制)公共空間を創出し、民間事業者への認定商業地の創設
 - まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入
- まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進**
 - 「都市再生推進法人」のコーディネートによる遊歩・公園の占用手続きの円滑化
 - ・都市再生推進法人：NPO、まちづくりの会社等の形態におけるまちづくり活動を行う法人(市町村が指定)

【予算)防災連携によるまちづくりの計画の策定等を支援(予算)都市再生推進法人への拠出金による支援

居住エリアの環境向上

- 日常生活の利便性向上**
 - 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の新設を促進する制度の創設
- 都市インフラの老朽化対策**
 - 都市計画部局の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
 - ⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等

【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
- (K.P.I.) 防災指針の作成：約600件(全ての立地適正化計画作成自治体)(2021年～2025年【2021年:100件 / 2025年:600件】)
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
- (K.P.I.) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

図 2-1 令和2年の都市再生特別措置法の改正内容(本業務に関わるのは赤枠部分)

国土交通省都市局では、官民連携まちづくりに関わる実務者向けに「官民連携まちづくりの進め方—都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き」(以下、手引き)が公表されていたが、上記法改正の内容を反映させる必要があることから、本業務で手引きの改定を実施した。

2.1.1.2. 改定のポイント

以下に、今回の手引き改定における主なポイントを示す。

(1) 全体章構成の見直し

今回の法改正は規模が大きく、創設された制度も多かったことから、改定にあたっては部分的な追記ではなく、新たな章・節を追加する対応とした。

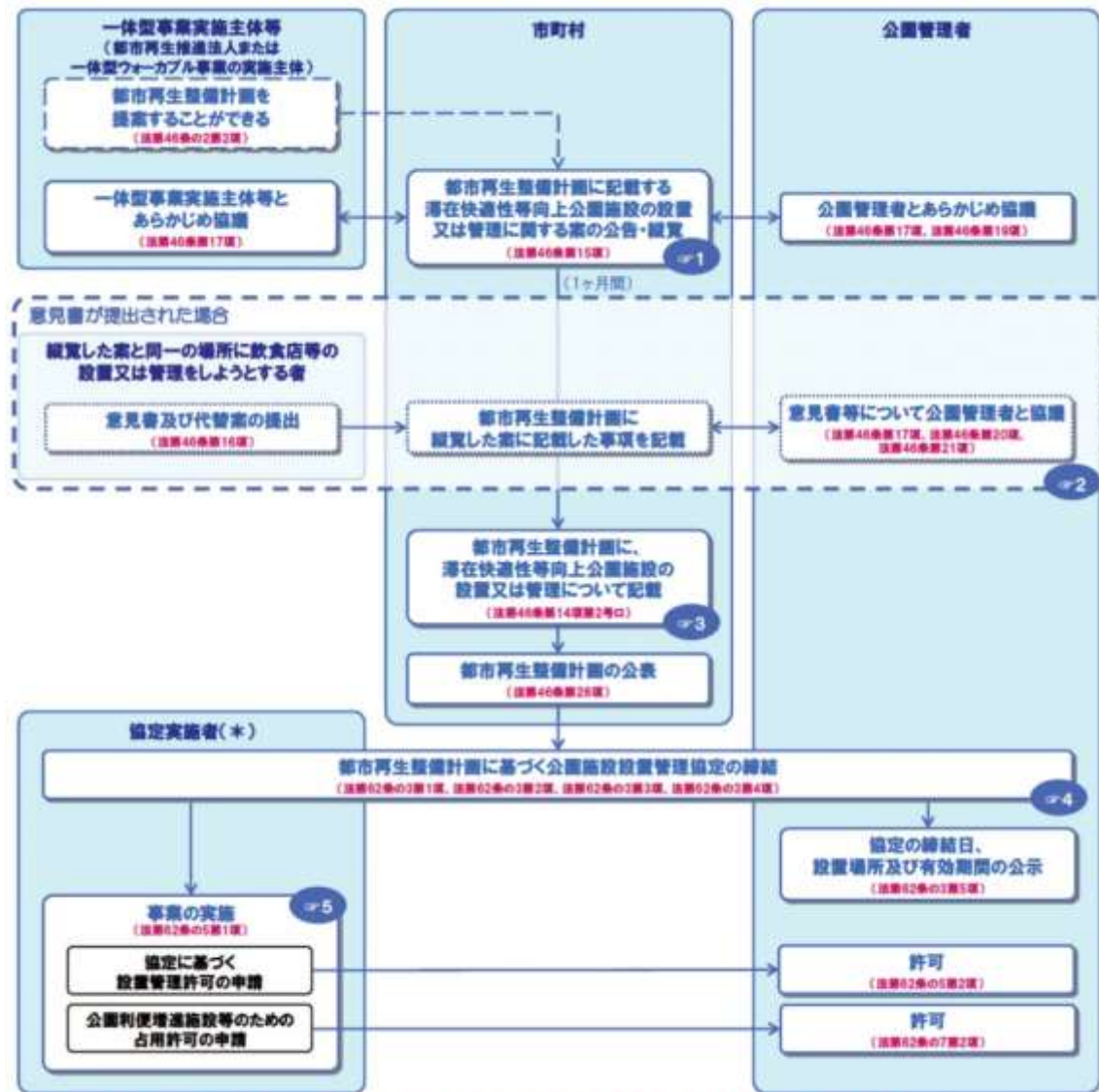
The image displays two side-by-side Table of Contents (目次) pages, with a blue arrow pointing from the original (left) to the revised (right) version. The revised version includes several new sections highlighted in red.

目次	目次
目次	目次
1 総論	1 総論
2 中央官庁等関係機関	2 中央官庁等関係機関
3 関係機関等関係機関	3 関係機関等関係機関
4 関係機関等関係機関	4 関係機関等関係機関
5 関係機関等関係機関	5 関係機関等関係機関
6 関係機関等関係機関	6 関係機関等関係機関
7 関係機関等関係機関	7 関係機関等関係機関
8 関係機関等関係機関	8 関係機関等関係機関
9 関係機関等関係機関	9 関係機関等関係機関
10 関係機関等関係機関	10 関係機関等関係機関
11 関係機関等関係機関	11 関係機関等関係機関
12 関係機関等関係機関	12 関係機関等関係機関
13 関係機関等関係機関	13 関係機関等関係機関
14 関係機関等関係機関	14 関係機関等関係機関
15 関係機関等関係機関	15 関係機関等関係機関
16 関係機関等関係機関	16 関係機関等関係機関
17 関係機関等関係機関	17 関係機関等関係機関
18 関係機関等関係機関	18 関係機関等関係機関
19 関係機関等関係機関	19 関係機関等関係機関
20 関係機関等関係機関	20 関係機関等関係機関
21 関係機関等関係機関	21 関係機関等関係機関
22 関係機関等関係機関	22 関係機関等関係機関
23 関係機関等関係機関	23 関係機関等関係機関
24 関係機関等関係機関	24 関係機関等関係機関
25 関係機関等関係機関	25 関係機関等関係機関
26 関係機関等関係機関	26 関係機関等関係機関
27 関係機関等関係機関	27 関係機関等関係機関
28 関係機関等関係機関	28 関係機関等関係機関
29 関係機関等関係機関	29 関係機関等関係機関
30 関係機関等関係機関	30 関係機関等関係機関
31 関係機関等関係機関	31 関係機関等関係機関
32 関係機関等関係機関	32 関係機関等関係機関
33 関係機関等関係機関	33 関係機関等関係機関
34 関係機関等関係機関	34 関係機関等関係機関
35 関係機関等関係機関	35 関係機関等関係機関
36 関係機関等関係機関	36 関係機関等関係機関
37 関係機関等関係機関	37 関係機関等関係機関
38 関係機関等関係機関	38 関係機関等関係機関
39 関係機関等関係機関	39 関係機関等関係機関
40 関係機関等関係機関	40 関係機関等関係機関
41 関係機関等関係機関	41 関係機関等関係機関
42 関係機関等関係機関	42 関係機関等関係機関
43 関係機関等関係機関	43 関係機関等関係機関
44 関係機関等関係機関	44 関係機関等関係機関
45 関係機関等関係機関	45 関係機関等関係機関
46 関係機関等関係機関	46 関係機関等関係機関
47 関係機関等関係機関	47 関係機関等関係機関
48 関係機関等関係機関	48 関係機関等関係機関
49 関係機関等関係機関	49 関係機関等関係機関
50 関係機関等関係機関	50 関係機関等関係機関
51 関係機関等関係機関	51 関係機関等関係機関
52 関係機関等関係機関	52 関係機関等関係機関
53 関係機関等関係機関	53 関係機関等関係機関
54 関係機関等関係機関	54 関係機関等関係機関
55 関係機関等関係機関	55 関係機関等関係機関
56 関係機関等関係機関	56 関係機関等関係機関
57 関係機関等関係機関	57 関係機関等関係機関
58 関係機関等関係機関	58 関係機関等関係機関
59 関係機関等関係機関	59 関係機関等関係機関
60 関係機関等関係機関	60 関係機関等関係機関
61 関係機関等関係機関	61 関係機関等関係機関
62 関係機関等関係機関	62 関係機関等関係機関
63 関係機関等関係機関	63 関係機関等関係機関
64 関係機関等関係機関	64 関係機関等関係機関
65 関係機関等関係機関	65 関係機関等関係機関
66 関係機関等関係機関	66 関係機関等関係機関
67 関係機関等関係機関	67 関係機関等関係機関
68 関係機関等関係機関	68 関係機関等関係機関
69 関係機関等関係機関	69 関係機関等関係機関
70 関係機関等関係機関	70 関係機関等関係機関
71 関係機関等関係機関	71 関係機関等関係機関
72 関係機関等関係機関	72 関係機関等関係機関
73 関係機関等関係機関	73 関係機関等関係機関
74 関係機関等関係機関	74 関係機関等関係機関
75 関係機関等関係機関	75 関係機関等関係機関
76 関係機関等関係機関	76 関係機関等関係機関
77 関係機関等関係機関	77 関係機関等関係機関
78 関係機関等関係機関	78 関係機関等関係機関
79 関係機関等関係機関	79 関係機関等関係機関
80 関係機関等関係機関	80 関係機関等関係機関
81 関係機関等関係機関	81 関係機関等関係機関
82 関係機関等関係機関	82 関係機関等関係機関
83 関係機関等関係機関	83 関係機関等関係機関
84 関係機関等関係機関	84 関係機関等関係機関
85 関係機関等関係機関	85 関係機関等関係機関
86 関係機関等関係機関	86 関係機関等関係機関
87 関係機関等関係機関	87 関係機関等関係機関
88 関係機関等関係機関	88 関係機関等関係機関
89 関係機関等関係機関	89 関係機関等関係機関
90 関係機関等関係機関	90 関係機関等関係機関
91 関係機関等関係機関	91 関係機関等関係機関
92 関係機関等関係機関	92 関係機関等関係機関
93 関係機関等関係機関	93 関係機関等関係機関
94 関係機関等関係機関	94 関係機関等関係機関
95 関係機関等関係機関	95 関係機関等関係機関
96 関係機関等関係機関	96 関係機関等関係機関
97 関係機関等関係機関	97 関係機関等関係機関
98 関係機関等関係機関	98 関係機関等関係機関
99 関係機関等関係機関	99 関係機関等関係機関
100 関係機関等関係機関	100 関係機関等関係機関

図 2-2 令和 2 年 9 月の手引き改定による章構成の見直し（赤部分が新設）

(2) 制度活用に向けた手続きフローの追加

法改正により創設された制度はそれぞれ、活用できる主体や協議すべき対象など、手順が異なっている。手引きは自治体職員など実務担当者向けの図書であることから、これらの手続きをフロー化することで、理解が進むようにした。



※本制度の活用に関しても、都市再生整備計画の提案制度を利用することが可能です。

図 2-3 新たに追加したフロー（引用）

2.1.1.3. 改定の実施

改定後の冊子一式を次ページより示す。

1. 総論

1-1. はじめに

1. 「都市再生」の意義

- 都市再生特別措置法における「都市の再生」とは、近年における急速な高齢化、国際化、少子高齢化等が社会実態の変化に対応し、都市機能の高効率化及び都市の居住環境の向上を図ることを指します。
- 都市は、人々の生活や経済活動の場を提供する役割の担い手の源泉であり、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等を呼び込み、立地する企業の国際競争力を向上させ都市再生の輪を加速していくことは、国民生活の向上や経済の活性化等の観点から重要となっています。

2. 「都市再生」をめぐる状況

- 従来、まちづくりは行政が中心となって進めてきました。しかし、企業、市民・企業/NPOなど、民間主体によるまちづくりの取組が活発になってきており、まちづくりの概念も幅広い手立てでの取組に向けた取組が拡大しつつあります。
- 一方、人口減少に伴う都市の縮小、高齢化に伴う社会福祉費の増大等により、行政の負担は益々増加しつつあることから、国による自主的な取組の促進が期待されています。こうした取組を促進することが重要となっています。
- 平成22年4月に都市再生特別措置法が改正され、市町村と連携してまちづくりに取り組む取組を支援する制度や、民間企業を活用してまちづくりの取組を促進しやすくなり、行政にとっては民間企業の取組によるまちづくりの促進や公共施設等の整備・管理の負担軽減が期待されます。



- また、「都市再生」をめぐる状況は変化しており、国もいくつかの法改正がなされています。

■平成22年の法改正

- 多くの都市において、国・地方自治体等による取組が民間企業・市民・企業/NPO等に連携する「都市の再生（まちづくり）」が進んでおり、制度の整備が促す、誘引・取組の促進、地域の魅力が求められる施策が実施されています。
- こうした課題に対応し、取組が促進されることにより都市再生の推進をコーディネートする制度、国・地方自治体等と民間企業（コネクツ）として連携できる仕組みが創設されました。



■令和2年の法改正（施行：令和2年9月1日）

- 現在、人口減少や少子高齢化が進み、各地のシッター化などによる地域の活力の低下が懸念されており、都市の魅力を向上させ、まちづくりに取り組むことが求められています。
- この点、一部の地域では、車道の一部に歩道や自転車道等のオープンスペース化など、ゆとりのある歩道空間や、歩道と一体化した安心地歩道の整備により、人々の交流・滞在が促進され、まちに居たいがもまれた場所も思われるとされています。また、多様な人々が集い、交流する「安心地歩道が多くなる」空間を民間で取組むことが、まちの魅力向上に有効であると考えられます。
- このような背景から、法律の一部改正により、「安心地歩道が多くなる」まちづくりの取組に向けた各種制度が創設されました。



■国・地方自治体等と民間企業等の連携促進の仕組み

- 国・地方自治体等と民間企業等、市民・企業/NPO等が連携して都市の再生を進める仕組み
- 国・地方自治体等と民間企業等、市民・企業/NPO等が連携して都市の再生を進める仕組み



参考：国・地方自治体等と民間企業等の連携促進の仕組み

- この内容の詳細は国土交通省のウェブサイト「国・地方自治体等と民間企業等の連携促進の仕組み」に掲載されています。

https://www.mhl.go.jp/safety/urban_renewal/2020/07/01/

2. 都市再生整備計画

2-1. 都市再生整備計画（法第46条） R23-

1. 都市再生整備計画とは

- 都市の再生に必要な公共施設等の整備等を集中的に実施すべき土地の区域を対象に、市町村が「当該公共施設等の整備に関する計画」（都市再生整備計画）を作成することができる。
- 計画内容：区域、まちづくりの目標、目標を達成するために必要な事業・計画期間、等
- 都市再生整備計画により、市町村の役割を支援（交付金等）するとともに、計画への位置付けをまっかとした、政策的な支援を行います。
- 都市再生整備計画を作成したときは、随時なく改善する必要があります。
- 令和2年の改正により、複数の市町村が共同して作成できるようになりました。



参考 都市再生整備計画はまちづくりの取組を促進するための取組について

- 都市再生整備計画にまちづくりの取組を促進する場合は、下記URLからファイルをごダウンロードして活用ください。
<https://www.city.tokyo.lg.jp/eisaku/01>（令和3年5月版）

国がホームページに掲載している「まちづくり」に関するウェブページ「都市再生整備計画とまちづくりがテーマ」に、ご自身のまちの現状や課題に関する情報が掲載されていますので、併せてご確認ください。

2. 都市再生整備計画に記載する内容

都市再生整備計画に記載する内容は、以下のように、決まる規定や取組によって異なります。

【都市再生整備計画の項目】	交付金（法第46条）		国の補助金（法第46条）	
	交付金	国の補助金	交付金	国の補助金
1. 都市再生整備計画の区域	△	○	○	○
2. 都市再生整備計画の期間	△	○	○	○
3. 都市再生整備計画の目的	△	○	○	○
4. 都市再生整備計画の事業	△	○	○	○
5. 都市再生整備計画の実施	△	○	○	○
6. 都市再生整備計画の見直し	△	○	○	○
7. 都市再生整備計画の公表	△	○	○	○

※「自治体的特殊区域」は、以下の中申までが「まちなかコアエリア区域（適用）」となります。また、「1-6 公共施設整備等」は、「1-6 公共施設整備等（適用）」といえます。

3. 都市再生整備計画の作成プロセス

- 都市再生整備計画は市町村が作成しますが、都市再生推進法人は市町村に対して、協力の要請を行うために必要となる案件の作成を支援することがあります。その際には、当該の事業を推進する必要があります。
- 令和3年の改正により、1. 都市再生整備計画の作成・公表・実施・見直しという一連の事業計画を促進することができるようになりました。（9月改）
- 市町村は、推進が行われたと認識でき、進展を促すために計画を作成又は改善が必要かどうかを判断し、必要があると思われるときはその案を作成し届けねばなりません。
- 市町村は、都市再生整備計画が策定されていない場合は、独自に策定することになります。（この場合は、自治体単独でまちづくりの取組のみを計画実施する計画を作成することも可能です。）また、案件の都市再生整備計画がある場合は、その計画を策定（まちづくりまちづくりの取組に関する計画を策定）することになります。



4. 都市再生整備計画の交付金について

- 都市再生整備計画の交付金は「1-6年」ですが、必ずしも計画期間と交付金の交付期間が一致する必要はなく、計画期間が延長する場合は調整を協議し、対応の案件に応じて適切に決めることが可能です。
- まちづくりは一歩一歩で実現するものではなく、関係者がゴールを共有しつつ、じっくり進んでいくことが大切です。一方、まちづくりが進むにつれて、新たな事業や取組が必要になるようになります。そこで、長期にわたるまちづくり目標を定めるとして、都市再生整備計画の長期計画は策定し、継続していく、という趣旨も考えられます。

※都市再生整備計画の作成にあたっては、国土交通省都市まちづくり推進課もしくは管轄の地方整備局等へ、お電話にてお問い合わせください。（相談窓口は事業費限）

2-2. 滞在快速性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）

（法第46条第2項）

R2-

「滞在快速性等向上区域」とは

- 「滞在快速性等向上区域」は、都市再生推進計画の中で市町村が指定する区域です。（通称：「まちなかウォークアブル区域」です。この事例では、「まちなかウォークアブル区域」といいます。）
- 令和2年の改正法で、まちなかにおける「駅心が強く歩きたくなる」空間づくりを促進するため、歩道の拡張、駅前公園に交通拠点の整備、建物後面部のガラス張り化するなど、その区域の快速性・地方向上を図るための整備などを重点的に行う必要がある区域として、新設されました。
- 区域内では、駅前屋やオフィスワーク、高齢者や障害者の方々、若者や子育て世代など、まちなかに、又は訪れる機会が多くなる人が満足できるように「駅心が強く歩きたくなる」空間づくりを目指します。

「駅心が強く歩きたくなる」まちなかのイメージ

Walkable 歩行可能	歩道が広く、歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる。
Eye view 眺望環境向上	歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる。
Diversity 多様な用途・機能	歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる。
Open 開放的な空間	歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる。

● 具体的な区域の設定は、地域の現状や実態に応じて異なりますが、例えば、駅前や商店街などが集まるまちなかについて、人や車が歩いて広場、店舗などの様々な交流・滞在施設に立ち寄ることが期待される、100m程度の歩ける範囲のエリアを設定することが考えられます。

● 本市町村においては、制度の趣旨を踏まえ、公共施設の管理者や自治体連携事業者、民間企業を活用する民間事業者など、地域の様々な関係者の意見を聞き、自前またはまちのビジョンを共有しながら、その地域の実態を踏まえてまちなかウォークアブル区域を設定することが必要です。

● 一つの都市再生推進計画指定区域内に、複数のまちなかウォークアブル区域を設定することも可能です。

参考：「滞在の快速性等向上」とは
令和2年、「駅心が強く歩きたくなる」空間づくりの活用を促すため、この「駅心が強く歩きたくなる」という概念は、法第46条第2項第1号の「滞在快速性等向上」として定義されています。具体的には、「歩道の幅が広く歩きたくなる」空間づくりを促進するため、歩道の拡張、駅前公園に交通拠点の整備、建物後面部のガラス張り化など、その区域の快速性・地方向上を図るための整備などを重点的に行う必要がある区域として、新設されました。

まちなかウォークアブル区域の指定範囲のイメージ



- 参考：「駅心が強く歩きたくなる」まちなかの範囲に当たって、必要に応じて整備すべき点
- 駅における周辺の関係者とのコミュニケーションを、公共施設・公共空間や駅前交通の発展を促進した上で、歩道の整備
 - 必要に応じて歩道の拡張や歩道の幅の確保、歩道の照明の整備、歩道の照明の整備
 - まちなかエリアの公共空間の整備を促進するための歩道の整備や歩道の整備
 - 歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる
 - 歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる
 - 歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる
 - 歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる
 - 歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる
 - 歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる

「滞在快速性等向上区域」の指定により活用可能な制度

- 「まちなかウォークアブル区域」に指定された区域では、一定期間内快速性等向上事業（通称：「一体型ウォークアブル事業」）をはじめ、以下に示す事業を実施することができます。

<p>一体型ウォークアブル事業（R2法第47条第1項第1号）</p> <p>歩道の幅が広く歩きたくなる空間づくりを促進するための整備を、歩道の拡張、駅前公園に交通拠点の整備、建物後面部のガラス張り化など、その区域の快速性・地方向上を図るための整備などを重点的に行う必要がある区域として、新設されました。</p>	<p>歩道の拡張（R2法第47条第1項第2号）</p> <p>歩道の幅が広く歩きたくなる空間づくりを促進するための整備を、歩道の拡張、駅前公園に交通拠点の整備、建物後面部のガラス張り化など、その区域の快速性・地方向上を図るための整備などを重点的に行う必要がある区域として、新設されました。</p>
<p>駅前公園に交通拠点の整備（R2法第47条第1項第3号）</p> <p>歩道の幅が広く歩きたくなる空間づくりを促進するための整備を、歩道の拡張、駅前公園に交通拠点の整備、建物後面部のガラス張り化など、その区域の快速性・地方向上を図るための整備などを重点的に行う必要がある区域として、新設されました。</p>	<p>建物後面部のガラス張り化（R2法第47条第1項第4号）</p> <p>歩道の幅が広く歩きたくなる空間づくりを促進するための整備を、歩道の拡張、駅前公園に交通拠点の整備、建物後面部のガラス張り化など、その区域の快速性・地方向上を図るための整備などを重点的に行う必要がある区域として、新設されました。</p>

- 一体型ウォークアブル事業（R2法第47条第1項第1号）
- 歩道の拡張（R2法第47条第1項第2号）
- 駅前公園に交通拠点の整備（R2法第47条第1項第3号）
- 建物後面部のガラス張り化（R2法第47条第1項第4号）
- 歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる（R2法第47条第1項第5号）
- 歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる（R2法第47条第1項第6号）
- 歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる（R2法第47条第1項第7号）
- 歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる（R2法第47条第1項第8号）
- 歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる（R2法第47条第1項第9号）
- 歩道の両側に歩道の幅が広く、歩道の質が良く、歩道の照明が良くなる（R2法第47条第1項第10号）

3. 都市再生推進法人等

3-1. 都市再生推進法人（法第118条～第123条）

R19-

「都市再生推進法人」とは

- 都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公益施設等の整備を重点的に実施するべき土地の区域のまちづくりの中核を担う法人として、市町村が指定するものを言います。
- まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、建設・人材が豊富に揃っている関係者も積極的に活動的な協力を図り、あわせて支援策を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度です。
- 都市再生推進法人には、市町村の職員やボランティア等では十分に果たすことができない、まちなかマネジメント（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を実施することが期待されます。
- 都市再生推進法人は、自らの業務を行うために必要な都市再生計画、業務計画の策定、市町村に設置することができます。



- 法第118条第1項第1号の「都市再生推進法人」として指定された法人
- 法第119条第1項第1号の「都市再生推進法人」として指定された法人
- 法第120条第1項第1号の「都市再生推進法人」として指定された法人

- 都庁再生推進法人の主な業務（注：第19条）
- 都庁再生推進法人は、都庁の再生に必要と認められる業務の整備等を重点的に実施すべき土地の提供や、土地適正化促進の取組において、以下の業務（一部の業務でも可能）を行います。

- 都庁再生推進法人の業務（注：第19条）**
- (1) 都庁再生事業、都庁再生の管理に関する事業、都庁再生の再生の促進に関する事業
 - (2) 都庁再生事業の進捗に関する専門的調査、情報提供、相談等の取組
 - (3) 都庁再生事業、都庁再生の管理に関する事業を行う都庁再生法人に対する助成
 - (4) 都庁再生事業、都庁再生の管理に関する事業の進捗や土地利用、都庁再生、都庁再生の取組
 - (5) 都庁再生、都庁再生、都庁再生の取組
 - (6) 都庁再生推進計画に基づき再生推進性向上に関する調査及び調査
 - (7) 都庁再生推進計画に基づき再生推進性向上に関する調査及び調査
 - (8) 都庁再生推進計画に基づき再生推進性向上に関する調査及び調査
 - (9) 都庁再生推進計画に基づき再生推進性向上に関する調査及び調査
 - (10) 都庁再生推進計画に基づき再生推進性向上に関する調査及び調査
 - (11) 再生推進性向上に関する調査及び調査、再生推進性及び再生の促進を図るための再生推進の取組
 - (12) 再生推進性向上に関する調査及び調査、再生推進性及び再生
 - (13) 再生推進性向上に関する調査及び調査
 - (14) 再生推進性向上に関する調査及び調査
 - (15) その他都庁の再生に必要な業務

● 都庁再生推進法人の業務の範囲（注：第19条第2項第1号）

- 都庁再生推進法人は、都庁の再生に関する中核的な存在として、エリアの調査・活況を高めるためのエリアマネジメント活動（土地利用の調査・整理、再開発、イベントの実施等）も実施することが期待される。
- このため、エリアマネジメント活動を都庁再生推進法人の業務として明確に位置づけ、都庁再生推進法人によるまちづくり活動がもたらせる効果を高めるため、以下の業務等の取組に活用される。
 - 公園緑地整備等に関するまちづくり活動
 - 公園緑地整備等に関するまちづくり活動
 - まちづくりワークショップなどによる調査・意見の収集に関する取組
 - まちづくりワークショップなどによる調査・意見の収集に関する取組

- 都庁再生推進法人の要件
- 都庁再生推進法人になることができるのは、一般社団法人（公益社団法人を主とし）、一般財団法人（公益財団法人を主とし）、有限会社、まちづくり会社です。

都庁再生まちづくり活動の促進化・ノウハウの蓄積に向け、適宜では都庁の連携を望まない民間まちづくり会社の募集による公募型まちづくり活動が定まっています。こうしたまちづくり会社については、都庁再生推進法人として認定できるよう、平成24年度より、都庁再生推進法人に認定する際の「まちづくり会社」への申請書の前提要件は厳格化されました。
 【まちづくり会社】とは、まちづくりの推進を図ることを目的として設立された民間法人的な会社のこととされます。

● 都庁再生推進法人の認定要件の緩和（注：第19条第2項第1号）

- 都庁再生まちづくり活動の促進化・ノウハウの蓄積に向け、適宜では都庁の連携を望まない民間まちづくり会社の募集による公募型まちづくり活動が定まっています。こうしたまちづくり会社については、都庁再生推進法人として認定できるよう、平成24年度より、都庁再生推進法人に認定する際の「まちづくり会社」への申請書の前提要件は厳格化されました。
 【まちづくり会社】とは、まちづくりの推進を図ることを目的として設立された民間法人的な会社のこととされます。
- さらに、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする自治体再生推進法人として認定する際に求められる「設立する要件（設立会社によって法人格を有する必要があること）」を緩和することにより、申請する自治体、まちづくり会社によるまちづくり活動の促進を支援します。



- 都庁再生推進法人の認定
- 都庁再生推進法人の認定

3. 都庁再生推進法人のエリア

- ① まちづくりの担い手として、役割分担が求められることで、まちづくりの担い手を図ることができ、

- 行政と地元市民の協働となり、地元自治体やまちづくり団体との連携が図られます。
- 社会資源を有効活用し、都庁再生推進法人の役割がスムーズに果たされ、都庁再生の推進が図られます。

- ② 都庁再生推進法人の業務計画（注）の策定が完了、

- 都庁再生推進法人の業務計画が策定されることで、都庁再生推進法人の業務計画が図られます。
- 都庁再生推進法人の業務計画が策定されることで、都庁再生推進法人の業務計画が図られます。

都庁再生推進法人は、まちづくりワークショップなどにおいて、都庁再生推進計画（都庁再生推進計画）の策定をすることがあります。このワークショップは、都庁再生推進計画を策定する場であり、都庁再生推進計画の策定を目的として実施されるワークショップという性格が強くありますが、本条例では、まちづくりワークショップなどによるまちづくり活動に関する取組が行われることにより、このような性格が図られます。

- ③ 都庁再生推進法人の業務計画を策定して、まちづくり活動を進めることができます。

- 行政と協働してまちづくり活動を進め、都庁再生推進法人の業務計画が図られます。
- 都庁再生推進法人の業務計画が策定されることで、都庁再生推進法人の業務計画が図られます。
- 都庁再生推進法人の業務計画が策定されることで、都庁再生推進法人の業務計画が図られます。

- 都庁再生推進法人の業務計画
- オープンカフェ
 - 公園緑地整備等に関する事業
 - 公園緑地整備等に関する事業
 - まちづくりワークショップなどによる調査・意見の収集
 - まちづくりワークショップなどによる調査・意見の収集



3. 都庁再生推進法人の認定の仕組み

- 都庁再生推進法人の認定は、申請を受け都庁の審査が行われます。具体的には、以下のような手順が想定されます。



- ① 都庁再生推進法人を申請できる法人の要件

- 都庁再生推進法人を申請できるのは、一般社団法人（公益社団法人を主とし）、一般財団法人（公益財団法人を主とし）、有限会社、まちづくり会社です。

- ② 都庁再生推進法人の募集方法

- 都庁再生推進法人の募集方法は、公募型が原則となります。
- 都庁再生推進法人の募集方法は、公募型が原則となります。

- ③ 都庁再生推進法人の認定に必要な要件

- 都庁再生推進法人の認定は、都庁の審査が行われます。

- 申請書類がF4で不足事項に陥りして撤廃するための必要な情報が得られないことが必要です。具体的には、以下のような書類が記入されます。

【申請書に提出する書類の例】

- 写真
- 出生証明書写本
- 住民の出生、住所及び婚姻を記載した事項
- 知識及び技能の修得を証明した書類
- 日本語学習の基礎的知識、応用知識及び技能の修得
- 日本語学習者の修得知識及び修得方法
- これまでのまじくり活動の記録を証明した書類
- 申請書、パンフレット、請求書等でも可
- 都営再生活動支援事業（F2）等に規定する活動（の一環）に関する記録書
- 申請書に応じて別紙提出
- 申請する自治体機関や民間団体等に連絡・調整を要しているが、その状況も記載

4 都営再生活動支援事業

- 都営再生活動支援事業の概要は、再生活動支援に定められています。要領・要領として定められることも考えられます。
- 再生活動は、都営再生活動支援人になりうる外国人が、当該外国人が住みやすい環境を整えたり構築したりできる必要があるとされています。

【再生活動の例】

【本人の活動目的・活動内容について】

- 下記認定活動の目的を達成し、活動を行う外国人であること
- まじくりの活動を活動目的としていること

【本人の活動場所について】

- 近所に、都営再生活動支援人を募集する組織またはその母体となっている組織に、まじくり活動の場があること

【本人の活動期間・活動内容について】

- 当該再生活動に積極的に参加し、当該再生活動に活動を行っていること（当該再生活動の範囲に含めても構わない）
- 都営再生活動支援人の募集を支援かつ実施を行うために、
 - ✓ 必要な組織体制や人材体制を構築していること
 - ✓ 必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること
 - ✓ 関係する自治体機関や民間団体等と十分に連携を築いていること、あるいはこれら関係とすることができると認められること

5 都営再生活動支援人の監督（R2-10）

- 再生活動は、必要に応じて、都営再生活動支援人に対し、義務の報告をさせることができます。
- 再生活動は、都営再生活動支援人が、必要な資料を提出しなかった場合、下記1から3条には義務違反を申し立てることができます。また、命令に違反した場合は、都営再生活動支援人の認定を取り消すことも可能です。

参考：都営再生活動支援人の認定等に関する事務取扱要領の作成例について

- 都営再生活動支援人の認定等に関する事務取扱要領を作成する場合、下記1から3条をダウンロードできますので、適宜ご活用ください。

（令和7年7月現在）

ホームページ「紹介したい国籍と国籍者のウェブサイト」【外国人暮らしサポートセンター】でも再生活動のチラシ（「都営再生活動支援人の指定等に関する事務取扱要領（R2）」）がありますので、併せてご確認ください。

参考：都営再生活動支援人の認定に関する例

出典：国土交通省アンケート（平成30年）再生活動支援人認定例



IV 都営再生活動支援人を募集した活動の開催の許可の申請手続（R2-11）

（注）F2 再生活動

- 開催の概要・目的
- 「安心が得やすくなる」まじくりの開催に当たっては、避難、引越などの必要事項を通知してまじくりを開催するため、多くの参加者が参加するイベントを開催することが考えられますが、この際、行政手続に準拠した申請などによって、活動・活動の許可申請や活動の許可申請を申請するための書類の作成や施設管理業者との調整が必要となる場合があります。
- こうした問題に対応し、スムーズに申請手続きができるよう、再生活動が認定されるまじくり活動の申請に際し、すでに都営再生活動支援人を認定した活動の許可申請を提出することができると規定を設けました。

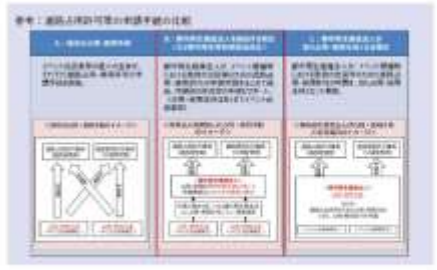


- 制度の概要
- 「まちとまちフェスティバル」における活動や都営再生活動の活用可能な活動の活用許可申請について、都営再生活動支援人を認定して、施設管理業者などの施設管理業者へ申請書を提出することができます。
- 都営再生活動支援人は申請に対する前記、情報提供について申請手続きをサポートを行うことができます。
- 会場・使用場所はあくまでイベント施設等です。
- 届出要件を行う都営再生活動支援人は、イベントの企画も担うとともに、施設管理業者と意思疎通して、当該会場に対して必要なサポートを行うことが期待されます。

- 制度活用のメリット
- 施設管理業者に事前説明をする場合、施設管理と共に都営再生活動支援人が立ち会うことで、加減が円滑になります。
- 申請書の記載方法が案内内容をアドバイス（例）同一イベントに複数の施設者がおり、各申請書に共通する記載事項がある場合に、案内内容をアドバイスすることで、出店者等の負担が軽減され、活動の円滑化が期待されます。



- 再生活動による再生活動の監督
- 都営再生活動支援人を認定した活動の許可申請を行う場合、都営再生活動支援人が許可申請し提出しなければならない書類を提出せざるなど、適切に業務を行っていないときは、施設管理業者や活動管理業者の許可権限は、再生活動に対して、都営再生活動支援人への必要な監督（例：報告を求め）を行うよう要請することができます。
- 都営再生活動支援人を認定した同日、活動等の許可申請について
- 認可区域外の土地の活用、都営再生活動支援人の認定の活用許可申請手続きにつきましては、都営再生活動支援人による申請書の提出業務、会場・施設管理といったサポートは、地域の判断によって可能となります。



3-2. 一体型潜在快速性等向上事業（一体型ウォークアップ事業）の実施主体
 (法第46条第3項第2号、法第46条第4項第2号、第46条の2～第46条の8)

R2-

① 一体型潜在快速性等向上事業の実施主体とは

- 一体型潜在快速性等向上事業の実施主体とは、潜在快速性等向上促進（誘発）まちづくりウォークアップ事業（以下「WUP」）内にあり、一体型潜在快速性等向上事業（以下「一体型ウォークアップ事業」）です。このWUPでは「一体型ウォークアップ事業」といいます。（WUPは、本事業に関する同意書で定めます。）
- この場合の促進事業等とは、まちづくりウォークアップ区域内の一段と上の所有者、権利者等も有する者、権利者の所有権、建物権利等を含みます。
- 一体型ウォークアップ事業とは、WUPが実施する敷地と併せて交通・滞在空間を創出する事業（以下「交通・滞在空間創出事業」）と称し、道路の拡充を主体として実施します。
- 一体型ウォークアップ事業については、本事業のWUPを参照してください。

② 一体型潜在快速性等向上事業の実施主体のメリット

● 一体型ウォークアップ事業の実施主体は、建築業法に以下の特権を活用することができます。

活用できる特権	制度の概要	業種	ページ
都市計画決定後の変更	一体型ウォークアップ事業の敷地内に必要があるときは、都市計画決定後の変更が可能となります。	建築業	49704
都市計画決定に係る敷地の用途変更の特典	WUPなど地域のまちに関する情報を提供する機会又は必要に応じて、用途変更が認められることがあります。	建築業	49708
公園施設設置等促進制度	都市計画区域内の公園施設と公園施設に付する設備、共同利用施設等を行う場合、設置と敷地利用許可の取得が容易になります。	建築業	49706
普通建築の活用	WUPが実施する普通建築は、まちづくり活動のために有効に活用できるため、普通建築の活用が容易になります。	建築業	49710
都市再生整備計画及び事業計画の策定	都市再生整備計画に策定されている場合、WUPに対し、都市再生整備計画の策定が敷地の活用を促すことが可能です。	建築業	49711

3-3. 都市再生推進法人等が活用できる制度一覧

- 都市再生推進法人及び一体型ウォークアップ事業の実施主体が活用できる制度は、下記の通りです。
- 活用可能な制度、△ 活用可能な制度、× 活用不可な制度
- 一体型ウォークアップ事業の実施主体

① 計画の変更（都市再生特別措置法）

項目	概要	都市再生推進法人	一体型ウォークアップ事業
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○
まちづくりウォークアップ事業の実施主体	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○

② 制度への特権（都市再生特別措置法）

項目	概要	都市再生推進法人	一体型ウォークアップ事業
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○

③ 都市再生推進計画の変更（都市再生特別措置法）

項目	概要	都市再生推進法人	一体型ウォークアップ事業
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○

④ 都市再生推進計画の変更（都市再生特別措置法）

項目	概要	都市再生推進法人	一体型ウォークアップ事業
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○

⑤ 都市再生推進計画の変更（都市再生特別措置法）

項目	概要	都市再生推進法人	一体型ウォークアップ事業
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○
都市再生推進計画の変更	都市再生推進計画は、都市再生推進計画の作成後、都市再生推進計画の変更を行うことができます。（49704）	○	○

④ 制度適用の手続き

- 【注】 申請が承認されない場合は行政手数料以下の返ります。なお、申請料金は、自治体の標準に対しては「課税」及び地区自治税制に付して必ず「課税調整費」をあらかじめ「課税」と併せて徴収しています。
- 「道路法施行令(関係)」に基づき(道路法第52条)
 - 一 国土交通省道路局(関係)「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路法施行令の改正について」(平成23年9月26日、国土交通省 22 頁)
 - 「道路法施行令(関係)」に基づき(道路法第52条)
 - 一 国土交通省道路局(関係)「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路法施行令の改正について」(平成23年9月26日、国土交通省 26 頁)
 - 「警察法(改正)関係」
 - 一 警察庁(関係)「都市再生特別措置法の一部を改正する法律が関係する関係法の施行に伴う警察法施行令の改正について」(平成23年9月26日、警察庁(関係)34 頁)

■ 都市再生整備計画の編成—特別道路占拠区域の設定まで



① 都市再生推進法人等が、都市再生整備計画を作成

- 認定者がいかなる場合でも、自治体は都市再生整備計画を承認できません
- 都市再生推進法人等は、都市再生整備計画を編成しようとする場合、事前に自治体から都市再生整備計画を所管する部署に当該区域の自治体内をゆえ、意見を聴取していただくことが望ましいです。自治体は、都市再生推進法人より当該制度の運用状況が受け取れた場合、必要な意見を述べたり、助言したりすることが望まれます。
- 令和7年の改定により、一体型まちづくり事業（通称：一体型ワークショップ）の実施が制度化し、より丁寧な協議することができるようになりました。（9P25）
- 道路法第38条において定められている自治体の関係者が多数になると見込まれる場合、あるいは、都市再生推進法人等がアイデア段階から行脚開始と意見交換し、当該制度の活用検討を進めていく場合は、行脚開始、あるいは行脚開始前都市再生協議会を設置するなど、協力的かつ迅速に対応できる体制を構築することが望ましいです。

② 自治体は、都市再生整備計画に特約の改善を記載

- 自治体は、「道路の再先に実施し、道路の通行安全は利用者の利便の増進を旨とする」を占拠許可を申し渡した区域内に設置することによって、都市再生整備計画に記載することがあります。（国土交通省 22 頁、国土交通省(関係)に基づき(道路法第52条)）
- 道路法第52条の3第2項において、「道路の再先に実施し、道路の通行安全を旨とする旨を記載する旨を記載すること」とあります。（国土交通省 22 頁、国土交通省(関係)に基づき(道路法第52条)）
- 自治体は、上記記載を付したとする場合、道路管理委員会が協議して意見を併ねる必要があります。（国土交通省 21 頁）
- 道路管理委員は、特約の再先に実施し、安全確保の促進を旨とする旨の記載を行うことを受領し、道路の構造や交通の状況、従来の道路計画との整合性等を考慮して、同意の有無を行います。（国土交通省(関係)に基づき(道路法第52条)）
- 道路管理委員会は、当該特約の設置が交通に与える影響等を判断し、交通管理者として必要な意見を申し入れた上、交通の安全と円滑に支障がないと判断した場合に同意の判断を行います。（警察庁(関係)第34 頁）

③ 道路管理委員が、特別道路占拠区域を設定

- 自治体が道路占拠に伴う交差点を都市再生整備計画で決定した場合、道路管理委員は、道路に近接した道路の構造など、特別道路占拠区域を設定します。（国土交通省 22 頁）
- 道路管理委員は、上記区域を設定しようとする場合、有関係の意見を聞くとともに、当該区域を管理する警察署長に同意する必要があるとあります。（国土交通省 22 頁）
- 自治体には、当該区域が都市再生整備計画の趣旨に適合しおるかどうかについて意見を問われます。（国土交通省(関係)に基づき(道路法第52条)）
- 警察署長等からは、当該区域における交通信号の調整等を協議し、交通の安全と円滑に支障がない旨について報告することが求められ、必要に応じて意見を述べらます。（警察庁(関係)第34 頁）



- 道路管理委員は、上記区域を設定した場合、以下を定め、事情への適応は、ホームページへの掲載等の方法により必ずする必要がある。（国土交通省(関係)に基づき(道路法第52条)）
 - 都市再生推進計画(案)等 1項に規定する道路の区域を指定する旨
 - 特別道路占拠区域 (図面)
 - 当該区域に設けようとする道路の構造 (3言語、製図/写真画像、経緯高標高/自動測量装置等の用いた平面位置情報等)

④ 協議、認定委員会による協議

- 特別道路の認定を決定した道路管理委員は、当該道路を認定するための委員会（認定委員会）を設置し、道路管理委員にも参加者を招き、協議開催を行い、認定委員会においてその判断を採らなければならないこととなります。（国土交通省(関係)に基づき(道路法第52条)）
- ただし、特別道路占拠区域に特約の設置を行うことについて十分協議定まる場合は、特別道路占拠区域の一の占有申請者が申しかけなければならない場合は、一定の手続きを省略して承認し承認してもよいとされています。（国土交通省(関係)に基づき(道路法第52条)）
- 具体的には、都市再生整備計画の化賛同において、関係の申請者により自治体の確保がなされた上で事業主体が定められている場合は、当該認定申請

■ 道路占拠許可申請一律可決まで



① 道路占拠許可申請

- 特別道路占拠区域内で指定された道路の構造、占拠許可の趣旨は「無条件の承認」(道路の再先に実施し、道路の通行安全を旨とする)を旨とするものであること)の適用が認められます。ただし、特別道路に指定されるのは都市再生整備計画の特別道路に限られます。（34頁 9 頁）
- 現在状況性向上区域（通称：まちづくりワークショップ）内では都市再生推進法人を提出して道路の占拠許可の申請手続が可能です。（9P23）
- 申請に際しては、国土交通省、建設部第 22 条第2項に定められた以上の事項を記載した書類を提出する必要があります。
 - 道路の占有の目的、道路の占有の場所、工事実施の方法
 - 道路の占有の期間、工事物、物又は施設の種類、工事の時期
 - 道路の回復の方法

- さらに、「道路法第52条の3第2項に規定する旨を記載し、道路の通行安全を旨とする旨を記載する旨を記載すること」を記載する必要があります。（国土交通省(関係)に基づき(道路法第52条)）
- 書面では、当該特約の実施設備（標識、標線、方法など）を記載する必要があります。（国土交通省道路局(関係)「都市再生特別措置法の一部を改正する法律に伴う関係法の施行に伴う道路法施行令の改正について」(2021.09.26)）

- 道路管理委員は許可にあたり、「道路の構造を保全し、交通の円滑を妨げず、その他円滑な交通を確保し、又は道路交通管理の確保及び向上を図る」ために必要な条件を付すことがあります。（国土交通省 22 頁、国土交通省(関係)に基づき(道路法第52条)）
- 具体的には、以下の条件を付すことが考えられます。
 - 「当該道路の設置に併せて必要な道路の構造の維持及び向上を図るための措置」の履行を確保すること
 - 当該許可の発行に際して規定を定めたものにより、道路の構造の維持及び向上を図るための措置を確保ししめようとするもの
 - 都市再生整備計画の完成・撤去もしくは、占拠許可の期間が満了した後に必要となる道路の構造の維持を確保すること

IV 制度適用の手続き



① 「都市・地域再生特別区域」の指定

- 都市上・都市上の水準を満たしていることが不可欠であることが必要です。(河川法第22条、第23条)
- 立地性：立地性の確保が前提から、河川管理者の判断から決定するのではなく、地域の企業が認められていることが求められます。地域の企業を認定する方法としては、例えば以下が想定されます。(以下の全てを行う必要はありません。いずれかの方法が採られている場合、地域の企業を認定することができると考えられます。)(河川法第22条、第23条、河川法施行令第22条～第24条)
- 河川敷地の利用調整に関する協議（河川管理者、地方公共団体等と締結し、執行も行い、地域の企業を認めること）
- 認定申請があった日から10日以内河川管理者と協議の上、認定内容を調整計画に河川敷地の利用について定めていること
- 認定申請時の調査が済んでいること。など

② 「都市・地域再生特別区域」の決定

- 高度許可を受け、高度許可を受けることができる範囲と、その許可条件を定める必要があります。(河川法第22条～第24条)

- ① 高度許可を受けなければならない範囲
 - 公園、イベント施設、遊歩道（河川法第22条、第23条第1項～第3項）
 - 飲食店、事務所等として利用（飲食店等）（河川法第22条、第23条第4項～第5項）
 - 当該土地利用の管理機能が十分に果たせる者が大規模となり、工場の設置許可基準に該当するもの（河川法第23条第6項第1号）
 - 「上記範囲と一併をなす」飲食店、美容、カーシェア、広告板、広告柱、照明、遊歩道、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、自転車駐輪場、自転車駐輪場（河川法第22条、第23条第6項、河川法施行令第22条～第24条）
 - 目よけ、景観調整、公園（河川法第22条、第23条第6項～第7項、第24条）
 - 堤内敷のビル・施設等から河川に隣接してあり、当該建築物と一体的に高さや容積されるもの（河川法第23条第6項第2号）
 - 船上遊歩道（河川法第22条、第23条第6項）
 - 船舶の荷役が高度化される等、船舶として船舶管理施設に準拠して営業活動を行う（河川法第23条第6項第3号）
 - 上記の範囲は例示であり、その他の目的及び種類の高度化のために利用する用途は、高度許可を受けなければならない範囲に含まれるものとする
- ② 高度許可を受けることができる範囲に関する許可条件
 - 河川に高度化（又は高度化すること）の性質を踏まえた高度許可を付与する要件、付与すべき許可条件等の決定が必要である。(河川法第23条第6項第2号)

③ 「都市・地域再生特別区域」の決定

- 高度許可を受け、高度許可を受けることができる者
 - ① 従来の高度主体（公的機関）（河川法第22条、第23条第1項）
 - 国又は地方公共団体
 - 地方自治体等が設立された法人（日本道路建設保有・統括管理機構、都の再生機構、地方公社等）
 - 国又は地方公共団体の許可を受け、高度化のある整備を行う者

- 本府関係、自治体入会その他これらに準ずる者
- 本府関係事業者を行う者、又は、当該事業者と一併となって行う関連事業者にも当該の整備を行う者
- 河川敷地の利用調整に関する協議が締結され、河川管理者の判断の上及び適法性に資する旨の承認がなされた事業者等が認定の型例を行う者
 - ✓ 当該人の住所等は、営業活動を行う事業者等の住所、権利能力なき社団等（任意）を指定し、使用契約を締結して、活用施設を使用することができます。(河川法第23条第6項)
 - ✓ 使用契約では、条約の執行内容、契約期間、契約料の額、契約の解除に関する事項等を定めます。(河川法第23条第4項)
- 河川管理者は、高度化の許可条件に対して、認定申請者に活用施設の提供を要することを含む高度許可をする場合には、以下の条件を行うものとします。(河川法第23条第6項、河川法施行令第22条～第24条)
 - ✓ 活用施設に活用施設を使用させる場合には、使用契約を締結し、活用施設提供者も適切に管理監督すること（活用条件は、使用契約の内容を河川管理者に報告する必要がある）
 - ✓ 活用施設から騒音・振動等の発生を抑制し、その収入を、活用施設の維持管理及び周辺社会の整備の資金、船舶運送などの費用（イベント費、広告費、料金徴収費、景観費、活用施設又はその周辺の河川管理施設の維持管理費等）を費用として適切に充てること
 - ✓ 活用施設の構造・運用状況等、河川管理者に、少なくとも1年1回河川管理者が定める回数、報告すること

- ※ 「河川敷地の利用調整に関する協議書」において「協定の履行」がなされた、認定申請を行う事業者（個人、権利能力なき社団等）。(河川法第22条、第23条第1項)
- 地域の企業が認定されるは、協議書の内容（都市再生整備計画での位置付け、河川敷利用計画等）をもとに認められる。(河川法第23条第6項)
- 認定申請を行う事業者等がPFI、権利能力なき社団等。(河川法第22条、第23条第1項)
- 活用許可にあたって、公的機関や協議会の調整が関与することとなり、河川管理者のみの判断で活用許可を行うことにならないため、河川管理者自ら申請調整（地域の企業を認めることを含む、「1」を行うとともに、河川にわたる河川の認定も管理を担う必要がある）。(河川法第23条第6項第2号)

④ 河川敷地利用の許可

- 高度許可の範囲は、上述①～③のいずれにおいても10年以内、（期間の経過後も再申請して適用可能なことが必要）(河川法第24条)
- 河川敷地利用の許可は、河川法第24条第1項第1号に規定する事項を踏まえて決定（許可）として、通知（決定）がなされることとなります。

IV 制度適用の手続き

■ 都市再生整備計画の適用一応要あり



- ④ 市町村は、都市再生整備計画に特別の対応を要観
 - 市町村は、「都市の居住性、美観又は市民生活の利便の増進に寄与する効果」を占拠許可を得て佔拠申請に添付することについて、都市再生整備計画に反映することができます。（法第 74 条第 2 項）
 - 当該効果のみを利用する者が拡大すること等により都市公園の環境変化も懸念されることから、清掃等の都市公園の維持及び向上についても併せて記載する必要があります。
 - 市町村は、上記記載を行おうとする場合、公営管理者に協議して同意を得る必要があります。（法第 74 条第 2 項）

■ 公園占拠許可申請一応許可まで



- ④ 都市公園の占拠の許可
 - 都市再生整備計画が公表された日から2年以内、当該都市再生整備計画に基づき都市公園の占拠許可の申請があった場合には、従前の基準に適合する限りにおいて、許可をすることとされています。（法第 74 条第 2 項）
 - またまちづくりワークショップ等では都市再生整備計画を踏まえて公園の占拠許可の申請手続も可能です。（法第 72 項）

参考：公園占拠の占拠許可特別制度のイメージ

公園法に基づき、公園法第 74 条第 2 項の規定により、都市再生整備計画に基づき、公園の占拠を許可することとされています。従前の基準に適合する限りにおいて、許可をすることとされています。（法第 74 条第 2 項）

またまちづくりワークショップ等では都市再生整備計画を踏まえて公園の占拠許可の申請手続も可能です。（法第 72 項）

公園法第 74 条第 2 項の趣旨を踏まえ、公園法第 74 条第 1 項の規定に基づき、公園の占拠を許可することとされています。従前の基準に適合する限りにおいて、許可をすることとされています。（法第 74 条第 2 項）

参考：官民連携まちづくりに関する占拠許可の特別制度の一覧

名称	適応可能な都市公園	許可申請の要件	都市再生整備計画の要件
都市公園の特別利用	公園法第 74 条第 2 項	都市再生整備計画に基づき、公園の占拠を許可することとされています。（法第 74 条第 2 項）	都市再生整備計画に基づき、公園の占拠を許可することとされています。（法第 74 条第 2 項）
都市公園の特別利用	公園法第 74 条第 2 項	都市再生整備計画に基づき、公園の占拠を許可することとされています。（法第 74 条第 2 項）	都市再生整備計画に基づき、公園の占拠を許可することとされています。（法第 74 条第 2 項）

- まちなかワークショップ等が当該内の都市公園法の適用につきましても、下記をご確認ください。
 - 都市再生整備計画に基づく都市公園の占拠許可の特例（法第 74 条）
 - 公園法の官民連携特別利用の特例（法第 72 条）
 - 公園法の官民連携特別利用の特例（法第 72 条）

6. 都市再生整備計画に基づく協定

6-1. 都市利便増進協定 H23-
（法第 46 条第 25 項 法第 74 条第 80 条の 2）

1. 制度の発着 - 目的

- 都市利便増進協定は、まちの道路・公園・商業施設・集会所・商店・住宅などの、市民や観光客等の利便を高め、まちの賑わいや交流の拠点に寄与する各種施設（都市利便増進施設）も、個別に整備・活用するのでなく、地域のまちづくり協定に基づき、協定を結ぶことで、地域の近未来や長期的な発展のために必要な施設やサービス、イベント等を協定しながら一体的に整備・管理していくための協定制度です。
- 地域のまちづくりのニーズを地域自治体等が自主的に定めるための協定制度です。地域のエリアマネジメントを戦略的に活用し協定を活用することが期待されます。
- 地域自治体等が協定した協定事項が協定することで、市町村と適切に役割分担を図りながら、まちづくりを推進することが可能となります。
- 都市利便増進協定と連携・関係する、都市公園の占拠許可を組み合わせ活用すれば、公園空間を「活用」することで増大効果も、公園空間の「活用」を促していくスキームを構築・活用することができます。例えば、施設・設備・サービスなどを活用して、公園空間を「活用」することで、公園空間の活用が促進され、その効果の配分率も都市利便増進協定で定める、新しいまちづくりが実現します。
- 土地所有関係の合意に基づいて協定する協定ですから、「にぎわいの創出」（施設整備の促進）など、協定を活用することによりメリットを確保し、目的を共有することが重要で



3. 用途の措置

- 用途の付帯区域：都市計画調整計画の区域
- 市からこの都市計画調整計画に、指定の対象となる区域や都市計画調整計画の一体的な整備・発展に関する事項が記載されていることが必要です。
- なお、まちなかウォークアップ区域における一体型ウォークアップ事業の実施のため必要な場合は、特例措置があります。(P146)

■ 指定の範囲

- 【区域内の土地の有効な土地利用、建築物の有効活用】
- 区域内の土地の有効な土地利用が図られれば、指定も可能です。(国土利用法が適用される必要はありません。)
- 土地の有効な土地利用が図られれば、指定も可能です。

【都市再生推進法人】

- 指定の申請は可能です。
- 同法人には、指定をまわすの意思がなければ、指定決定も受けていく役割が期待されます。

都市再生推進法には「準地区」がありません。土地所有権等の権利者が変わった場合には、新しい権利者間で指定を継続する必要があります。

■ 都市計画による指定

- 土地所有権等は、都市再生推進法に定められた指定に関する基本的な事項に基づいて指定を継続した上で、市町村に指定を申請します。市町村は、指定が当該事業に適合する場合には指定を決定します。

参考！指定の継続性について

- 指定の継続性とは、行状が何年か(土地・建築物がなくなる場合、行状も存続を失った)で指定を申請することです。特に建築高度等の場合は指定に申請がないため、行状が存続する土地とその周辺の指定を申請して指定で指定を継続するのは有効なアプローチであると考えられます。(行状が持っている土地は、行状指定でも指定の効果を失うことができます。)
- 土地所有権等のある市町村は、都市再生推進法に基づいて指定を継続することもできます。

■ 指定の付帯事項

- 指定の届出書その他の書面の提出に当たるとして、以下の事項が当てはまります。**(国土利用法第16条)** 指定範囲に属するものと呼ばれ、資料を目的とするものを発行する者となることとなります。
- 書面に規定されていないその他これらに関する都市計画調整計画は、その影響も多岐にわたる、様々な内容のものが必要となるため、その目的、準備の方法等から、都市計画調整計画が指定を目的とする場合に適用することとなります。

都市再生推進法	指定の付帯
1 道路、河川、公園、河川敷、河川敷等以外のものに属するもの	指定の付帯
2 公園、河川、公園、河川敷以外のものに属するもの	公園の指定
3 河川、河川敷、河川敷以外のものに属するもの	河川の指定
4 河川敷、河川敷、河川敷、河川敷以外のものに属するもの	河川敷の指定
5 公園、河川、公園、河川敷、河川敷以外のものに属するもの	公園・河川・河川敷の指定
6 公園、河川、公園、河川敷、河川敷以外のものに属するもの	公園・河川・河川敷の指定
7 公園、河川、公園、河川敷、河川敷以外のものに属するもの	公園・河川・河川敷の指定
8 公園、河川、公園、河川敷、河川敷以外のものに属するもの	公園・河川・河川敷の指定
9 公園、河川、公園、河川敷、河川敷以外のものに属するもの	公園・河川・河川敷の指定
10 公園、河川、公園、河川敷、河川敷以外のものに属するもの	公園・河川・河川敷の指定

■ 指定の内容

- 指定には、以下のよう内容が記載することができます。
- 指定の目的とする都市計画調整計画の整備及び発展
- 同地区の一体的な整備又は開発の方法(例) 道路の建設と交通手段、緑地を緑地を行う主体、イベント等の実施方法
- 同地区の一体的な整備又は開発に関する具体的な実施方法
- 指定の意義又は趣旨の事項
- 指定の有効期間 など

都市計画調整指定の付帯区域 - 施設イメージ

1. 都市計画調整指定の特例 (第30条の2)

- 「指定の届出(第30条の2)」まちなか推進のためには、指定の届出書の土地の有効利用、道路、河川、公園、河川敷、河川敷等以外のものに属するものが有効と考えられます。
- このような場合に、内閣府の都市計画調整指定に関する基本方針(指定の届出及び指定の届出に関する事項の概要)を定めている必要があるため、一体型ウォークアップ事業の実施主体(市町村)については、都市再生推進法に定められている項目でも、都市計画調整指定を申請することができます。

■ 指定 (附則) の対象区域：まちなかウォークアップ区域 (P142) 内

- 本件は、まちなかウォークアップ区域において、市町村が指定する事業と一体的に指定・開発を目的とする一体型ウォークアップ事業)に適用されるもののため、対象区域は「まちなかウォークアップ区域」になります。
- 指定 (附則) の対象区域：一体型ウォークアップ事業の実施主体 (P142)
- 一体型ウォークアップ事業の実施主体の指定が受けられれば、指定も可能です。(全員が参加する必要はありません。)
- 都市再生推進法に定められた一体型ウォークアップ事業に適合した内容である必要があります。

■ 指定の内容

- 従来、都市計画調整指定を申請する場合は、都市再生推進法(P142)に規定の内容等を記載する必要がありましたが、一体型ウォークアップ事業の実施主体 (P142) の場合に限り、都市再生推進法に定められていた内容に準じて指定を申請し、市町村は指定を申請することができます。
- ただし、指定の内容が、都市再生推進法に定められた一体型ウォークアップ事業に適合している必要があります。

- 都市再生整備計画への位置付け
- 都市再生整備計画区域内の指定（都市再生整備計画推進指定）の場合は、あらかじめ都市再生整備計画に、指定の内容及び区域図や関係の整備・管理に関する事項を記載してあることが必要です。
（都市再生整備計画推進指定の要領を参照）
- 指定による効果
- 指定による効果
- 指定による効果

3. 活用促進の活用シーン（イメージ）

- 都市再生整備計画に合わせて、駅前、商業施設、オフィスビル、住居などに隣接する多用途複合型ビルや複合施設を建設する場面に活用できます。
- 土地所有権者が複数にわたる場合には、隣接の区域等の公園内、遊歩、散歩等の周辺整備を関係者の合意のもとに実施しやすくなります。都市再生整備計画の進捗に合わせて開発整備することが可能となります。



3. 活用促進のメリット

- 指定の土地所有権・権利関係が存在する土地に、都市再生整備計画・管理しようとする場合は、指定の指定を待つことで、費用負担や交渉・負担関係の解消が期待でき、また、実効性を確保することができます。
- 指定を待つだけでは、周辺区域の活性化等により土地所有権者が変わってしまった場合でも、新たな所有権に都市再生整備計画を継承する義務が課せられます。
- 官民連携による再生整備計画（ニアプラットフォーム）にて作成したビジョンに基づき開発を進め、指定に基づき開発整備に対する義務による法律負担があります。

4. 指定申請までの流れ



都市再生整備計画（整備）都市再生整備計画申請書の作成について
 ■ 都市再生（整備）都市再生整備計画の認可申請を作成する場合は、下記URLから様式ダウンロードできますので、ご確認ください。
https://www.city.kobe.lg.jp/development/urban_regeneration/urban_regeneration.html（令和5年3月現在）
 ■ 以下ページで紹介している再生整備計画のイメージ「官民連携による再生整備計画（ニアプラットフォーム）」によるニアプラットフォーム（都市再生（整備）都市再生整備計画申請書（例））がありますので、併せてご確認ください。

6-3. 低未利用土地利用促進協定 H28-
 （法第46条第26項、法第80条の3～第80条の8）

1. 制度の概要・目的

- 国土交通省では、まちの空き地・空き家の有効活用を促進する制度を創設しています。
- 本来、駅前を中心とした駅前地区は、多くの人が集い賑わう拠点としての役割を果たすことが期待されていますが、近年では少子高齢化や人口減少を背景として、多くの駅前で商業施設の撤退、歩行者の減少等が見られ、空き地・空き家等の低未利用土地や建物の増加している状況にあります。
- まちを魅力あるものにするためには、空き地・空き家を積極的に活用して心地よい環境をつくるのが大切ですが、土地・建物の所有権者が分散している場合は難しいと感じる場合も少なくありません。
- こうした背景の下、低未利用土地の所有権者だけでなく、近隣住民が都市再生協定を結ぶことで、低未利用土地において緑地、広場、集会所等の公共的な利用に対する協定の整備及び管理を行うための低未利用土地利用促進協定制度を創設しました。
- この制度を活用すると、近隣住民や都市再生協定を結ぶ土地所有権者が協定を締結し、所有者の代わりに低未利用土地の利活用を行うことができます。



3. 制度の概要

- 協定の対象区域：都市再生整備計画の区域
- 駅から一定距離未満の駅周辺、指定の区域や周辺区域が都市再生整備計画・管理に関する事項を記載してあることが必要です。
- 協定の締結者：土地利用促進性再生協定結成者¹と、区域内の低未利用土地²の所有権者³（所有者または地方公共団体を含む）
- 1. 協成者再生協定結成者の役割、協成者再生協成者又は協成者再生協成者が協定を締結することになります。
- 2. 低未利用土地とは、指定の期、指定の期後の他の用途に変更されておらず、又はその用途変更がその用途の用途における同一用途に限定してはこれに異なる用途に再変更している土地利用の用途に同じと見なして認められる土地のことになります。
- 3. 区域内の低未利用土地の所有権者又は権利者が協定を締結する権利を有する者が協定を締結する必要があります。ただし、一時所有権のみの設定されたことがない場合は協定できません。
- 協定は区域内の全員の同意が必要となります。



低未利用土地利用促進協定とは、駅前付近に存在する、低未利用土地の活用促進を目的とした協定であり、協定が結ばれた場合は、新しい土地所有権者を含めて協定を継承する必要があります。

■ 制度概要

● 一体型生活圏形成向上事業（通称「一体型ワークショップ事業」とは、まちなかワークショップ区域内の民間事業者（土地所有者等）が、市町村が実施する事業（公共施設の整備又は整備に関する事業）の区域に隣接又は近接する区域において、市町村が実施する事業と一体的に交流・滞在空間を創出する事業です。

● たとえば、市町村が併設も施設して立地化する事業を行い、その事業にあわせて、以下のような取組みも行うことができます。

- 併設した施設が広域利用ことから、当該施設の周囲をオープンスペース（仮設道路）とす。
- 歩行者目線の高さの看板などが目立つ中が見えよくなる人とはなっていて楽しくなることから、当該施設の周囲の整備費も支拂うことも可能。



● 最終的には、以下のような効果を創出してあげることができます。

■ C1による空間整備（近所利便施設）の例

- 駅近の一部を公園化（歩行者空間の広延）
- 道路のカーブ・縁石によるまあるきまあるき歩道の整備
- 駅前公園への芝生広場の整備
- 河川・水辺空間への公園の整備
- 教育地の広域化

■ C2による空間整備の例

- 公園広場によるオープンスペース整備・整備
- 道路のオープンスペース（芝生・木陰等）による歩道の広延
- 道路沿道へのベンチ、オープンスペースの整備
- 駅前広場に交流の場となる施設（カフェ、商店等）の設置
- 緑地、遊歩道のデザイン・利用の統一による良好な景観の創出

■ 事業の実施区域

● まちなかワークショップ区域において、市町村が実施するまちなか生活圏形成向上事業に関する事業（「一体型ワークショップ事業」の實施区域に隣接又は近接する区域）

■ 事業の実施主体

- まちなかワークショップ区域において、以下のいずれかに該当する者が実施主体となります。
 - 一部の土地の所有者もしくは管理権を有する者
 - 建設物の所有者（当該建設物に関する建設費その他の費用の取立を目的とする権利を有する者を含む）

■ 事業の内容

- 一体型ワークショップ事業は、以下の取組が中心となります。
 - 市町村が実施する事業と一体的に実施される、まちなか生活圏形成向上事業に関する事業（例：オープンスペースの整備・創出）
 - 上記の事業と一体的な、その他のまちなか生活圏形成向上事業（例：オープンスペースを活用したイベントの実施など）

● まちなか生活圏形成向上事業とは、まちなか生活圏形成向上事業に関する以下の取組です。

- まちなか生活圏形成向上事業（個別案件）の例
- 一 遊歩、遊歩、公園、緑地、広場その他のこれらに関するもの
 - 二 道路その他のこれらに関するもの
 - 三 公園、水辺、広場のその他のこれらに関するもの
 - 四 商業施設、観光施設、住居施設、駅内施設その他のこれらに関するもの
 - 五 アーケード、橋、ベンチ又はその他のこれらに関するもの
 - 六 歩行者のその他のこれらに関するもの
 - 七 公園、緑地、広場その他のこれらに関するもの

● 「上記のまちなか生活圏形成向上事業の整備又は実施に関する事業とは、以下の通りです。

■ まちなか生活圏形成向上事業の整備又は実施に関する事業（個別案件）の例

- 一 遊歩、遊歩、公園、緑地、広場その他のこれらに関するものに関するもの
- 二 道路、遊歩、公園、緑地、広場その他のこれらに関するものに関するもの
- 三 公園、水辺、広場、その他のこれらに関するものに関するもの
- 四 商業施設、観光施設、住居施設、駅内施設その他のこれらに関するものに関するもの
- 五 アーケード、橋、ベンチ又はその他のこれらに関するものに関するもの
- 六 歩行者のその他のこれらに関するものに関するもの
- 七 公園、緑地、広場その他のこれらに関するものに関するもの

■ 先行事例「天王宮公園」（東京都品川区）

- 遊歩道のエリアにおいて、民間がその権利をそれぞれに創出する目的を以てボードウォークを敷設（遊歩道部分は既に舗装）し、民間がそれぞれ一体的に管理。
- 民間側からはベンチ、テーブル、イス等を日常的に設置するとともに、イベント等の開催時には、民間が広域化費を支払って一体的に利用。



■ 制度利用のメリット

● 一体型ワークショップ事業に取組む場合、国・自治体・民間事業者が連携して実施可能な事業（個別案件）、本項の制度を利用することができます。

- 【一体型ワークショップ事業に対する制度の特典】
- ワークショップ事業費（100万円）

【一体型ワークショップ事業に対する法律の特典】

- 公園法（公園法）
- 公園法（公園法）
- 公園法（公園法）
- 公園法（公園法）
- 公園法（公園法）
- 公園法（公園法）
- 公園法（公園法）

● 一体型ワークショップ事業の実施主体（C1は実施し、C2は実施しない）は、まちなか生活圏形成向上事業を実施することが可能です。これにより、民間事業者が主導してオープンスペースを整備し、市町村が補助金を出資するなど、民間事業者が主導して実施することができます。

● また、以下の予算返戻も活用できます。

【一体型ワークショップ事業に対する予算返戻】

- 民間事業者が主導して実施する事業（100万円）
- まちなかワークショップ事業費（100万円）
- まちなか生活圏形成向上事業費（100万円）

※ 制度概要は、それぞれのページをご確認ください。

■ 一体型ワークショップ事業の実施主体（C1は実施し、C2は実施しない）

● 一体型ワークショップ事業としてまちなか生活圏形成向上事業を行うには、当該事業の実施主体の同意が必要であるとともに、当該事業の実施主体には実施権限がなければなりません。

● 自治体は、一体型ワークショップ事業の実施主体に対し、事業が実施されていないと認められる場合は実施の報告を求めます。また、事業の実施状況について報告を求めることができます。

● 一体型ワークショップ事業の実施主体は、必要があるときは、市町村に資料、情報提供その他の必要な資料を提供することができます。

7-2. 都市公園法の特例等
(法第46条第14項第1・2号 第46条第15～21項 第62条の2～第62条の7)

1. 鳥獣害防除に係る都市公園の許可の特例
(法第46条第14項第1号 法第46条第17項第1号 法第62条の2第1項)

- 制度の概要・目的
 - 種別、都市公園を占有し管理する者(オーナー)が、法第46条第14項第1号に該当するなど、要約図面を添付して「前記第4号が著しく多量であり」空巣・巣穴等を駆除することが求められています。
 - 種別の都市公園では、都市公園内における鳥獣被害は自然性が高いもの(農村、農林、水田、公園、牧場、自然観察地等)に限定されており、自然性の都市公園内に設置・広告物を設置することは原則として認められていません。
 - しかし、都市公園と一体となってオープンスペースを創出する取組みを行う一環でウォークアブル事業の実施主体については、その公益性により都市公園内に看板・広告物を設置できるようにしました。

- 制度の概要
 - 都市公園において、地域の暮らしに関する情報を提供する看板・広告物の設置について、市町村が都市公園整備計画に位置付けられる場合、一定の要件を満たせば、公園の公園許可を受けることができます。

鳥獣害防除による公園整備のイメージ



● 対象区域：まちなかウォークアブル区域の都市公園

- 対象種：一体型ウォークアブル事業の推進主体 (R)
- 都市公園に係る市町村実施事業と一体的に実施される一体型ウォークアブル事業の推進主体

- 特例が適用可能な施設
 - 地域における暮らしに関する情報を提供する看板・広告物 (R※1※2)

- 特例の適用を受けるための条件
 - 看板・広告物の設置により都市公園の環境が悪化しないよう、設置者は事業者の維持管理活動を行うこと (法第46条第14項)
 - 看板・広告物の設置により得られる公益も、一体型ウォークアブル事業に関する費用に充てること (法第62条の2)

看板・広告物のイメージ



- 制度適用のメリット
 - 看板・広告物の設置に係る公園内の交通量が立つようになるので、地域生活の利便性の向上を図りつつ、同時に看板・広告物の設置を行うことができるようになります。

● 制度適用の手続き



※本制度の適用に関しても、都市公園整備計画の策定実施を利用することが必要です

- 事前協議
 - 市町村は、都市公園整備計画に地域の暮らしに関する情報を提供する看板・広告物の設置について位置づけようとする場合は、あらかじめ調整機能と十分な協議・調整をした上で、その同意を得る必要があります。(法第46条第17項第1号)

- 都市公園整備計画に、対象となる看板・広告物の設置について記載
 - 市町村は、都市公園整備計画に以下の内容を記載します。(法第46条第14項第1号)
 - 地域における暮らしに関する情報を提供する看板・広告物の設置に関する事項

- 都市公園整備計画に基づく公園許可
 - 一体型ウォークアブル事業の推進主体が、当該公園に係る公園許可を申請します。
 - 公園整備計画は、地域の暮らしに関する情報を提供する看板・広告物の設置について記載された都市公園整備計画が公表された日から3年以内、都市公園整備計画の内容に基づいた公園許可申請があった場合、秋田県が許可の審判(法第46条)に適合するものであれば、都市公園整備計画の策定にかかわらず、当該申請を許可します。(法第46条第17項)

都市公園の公園許可の特例に係る許可申請に関する目的の達成 (制度の意義)

- 一 当該公園が、できる限り都市公園の環境及び施設その他の公園としての機能を衰へないものとすること。
- 二 看板、広告、等して、その他の施設による危険を防止する効果を図ることその他の公園施設の安全又は公園の歩行者の歩行に支障を及ぼさないものとすること。
- 三 当該公園の整備は、都市公園の環境の維持又は改善の促進に資するものとすること。
- 四 当該公園の整備は、次に掲げることによること。
- イ 当該公園によって当該公園の環境の維持又は改善に資するよう必要な効果を図ること。
- ロ 当該公園に、観光の誘引を目的として、看板、広告物の設置を目的として行う取組を促進するため必要な効果を図ること。
- ハ 当該公園は、当該公園に関する工事は他の公園に資する工事を併進させて効果を実現し、かつ、当該公園の環境の維持又は改善に資しないものとする。

① 公園施設の設置管理許可の特例
 (法第 46 条第 14 号第 2 号イ 法第 46 条第 17 号第 2 号 法第 48 条第 1 項 法第 49 条第 62 条の 2 第 2 項)

- 制度の概要
 - 都市公園を法第 17 号イ(遊歩)種に分類した場合、都市再建整備計画し、またまちづくりワークショップ区域内の都市公園第一種フェアや交流スペースなどにおける施設の設置に関する事項も考慮された場合は、都市再建整備計画の範囲から2年以内であれば、都市公園法上の設置管理許可を要することができます。
- 対象区域：まちづくりワークショップ区域の都市公園
- 対象者：民間事業者(まちづくりに取り組みNPO法人など)
- 対象施設
 - 本特例の対象となるのは、都市公園法に規定する公園施設であり、まちづくりワークショップ区域内の都市公園における多様な用途等の交流又は憩いの施設となるものです。
 - 具体的に該当するのは、休養施設、遊歩施設、運動施設、教育施設、運動施設及び児童遊具は業外です。(法第 48 条第 1 項)
- 特例を受けるための条件
 - 下記条件を満たしていること(法第 46 条第 14 号イ、法第 46 条第 17 号第 2 号イ)
 - 当該設置管理者が自ら建設し、又は管理することが平常又は通常であること認められるもの
 - 当該設置管理以外の者が建設し、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると思われらるもの
- 設置管理のメリット
 - 設置管理許可の申請がなげようとするので、設置事業費がより削減・交流滞在施設の効果を生かすことができますよくなります。

■ 制度実行の手続き



※本制度の活用にあたっては、都市再建整備計画の範囲確認を事前に行うことが可能です。

- ① 申請段階
 - 許可は、都市再建整備計画によるワークショップ区域内の都市公園における多様な用途等の交流又は憩いの拠点となる公園施設の設置又は管理について実施しようとする場合は、あらかじめ当該設置者と十分な協議・協議をした上で、その同意を得る必要があります。(法第 46 条第 14 号イ)
 - 設置管理者は、当該許可の発給が完了した際、対象施設がなげようする計画にも該当しない場合は、同意することができます。(法第 46 条第 14 号イ、法第 46 条第 17 号)
 - 設置管理者が自ら建設又は管理することが平常又は通常であること
 - 設置管理以外の者の設置又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資する
- ② 都市再建整備計画に、対象となる公園施設の設置又は管理について記載
 - 許可は、都市再建整備計画に以下の内容を記載します。(法第 46 条第 14 号イ)
 - 多様な用途等の交流又は憩いの拠点となるものの設置又は管理に関する事項
- ③ 都市再建整備計画に基づく設置管理許可
 - 民間事業者が、当該施設にある設置管理許可を申請します。
 - 設置管理者は、都市公園の設置管理の許可の付与について記載された都市再建整備計画が公表された日から2年以内に、都市再建整備計画の範囲に於いて当該設置管理許可がなげようする場合は、当該申請を許可します。(法第 46 条第 17 号)

② 公園施設の設置管理協定制度
 (法第 46 条第 14 号第 2 号ロ 法第 46 条第 15 号第 1 項第 3-4 号 法第 46 条第 19 号第 1 項第 21 項 法第 62 条の 3-4)

- 制度の概要・目的
 - 都市公園を法第 17 号イ(遊歩)種に分類した場合、公園施設であるだけでなく、まちづくりワークショップの中で交流・憩い空間として都市公園の果たすべき役割を認識した上で、まちづくりに関わる民間事業者等のノウハウも活用して都市公園の整備等を行い、魅力を高める必要がります。
- 制度の概要
 - 公園施設の設置管理協定(遊歩・都市公園リノベーション協定)とは、都市再建整備計画または一体型ワークショップ事業の実施計画が、まちづくりワークショップ区域内の都市公園において、設置・再建などの設置・管理上、当該施設から採る利益を充実にその施設の整備、立寄の整備等を一時的に行うため、都市公園の管理者と締結することができる協定です。
 - 協定を締結した場合、新たに設置されるフェアや施設等の建設費の上乗率制などの特例制度(法第 77 号)も受け取ることができます。



■ 対象区域：まちづくりワークショップ区域の都市公園内

- 協定の概要
 - 以下のとおり、都市公園リノベーション協定を締結します。
 - 都市公園の設置管理
 - 一体型ワークショップ事業の実施計画又は都市再建整備計画、協定対象となる都市公園における対象者の利益の増進に資する事業の実施を有する者
 - 都市公園リノベーション協定は承認がけられるため、協定締結者(一体型ワークショップ事業の実施計画又は都市再建整備計画)の一般職人、当該協定に基づき施設を管理することができず。
- 協定の対象施設：滞在快適性等向上公園施設、特定公園施設、公園利便性等施設等
 - 「滞在快適性等向上公園施設」とは、以下のすべてに該当する施設です。
 - ① 休養施設、遊歩施設、運動施設、遊歩施設及び児童遊具は業外のうち都市公園施設のうちその利益を特定利益協定の目的に資する異例に充てることのできると思われらるもの(法第 62 条の 4)
 - ② 施設には管理が行われないこと、当該都市公園の機能を損なうこととなくその利用者の利便性向上を図り、当該まちづくりワークショップ区域における滞在利便性等の向上を図る上での施設であるもの(法第 46 条第 14 号ロ)

協定区域への協定対象施設等向上公園施設(遊歩)種

施設名	設置場所	設置面積	設置時期	設置費	管理費	その他
交流スペース	公園内	100㎡	令和5年度	100万円	10万円	
児童遊具	公園内	50㎡	令和5年度	50万円	5万円	
運動施設	公園内	200㎡	令和5年度	200万円	20万円	
遊歩施設	公園内	300㎡	令和5年度	300万円	30万円	
休養施設	公園内	400㎡	令和5年度	400万円	40万円	
その他	公園内	500㎡	令和5年度	500万円	50万円	

※1: 都市公園の施設と名称 ※2: 法第 46 条第 14 号第 2 号ロ

- 「特定公益活動」とは、以下のすべてに該当する施設です。
 - ① 協定に基づき公益財団等が公益事業実施活動等に業務を行うための施設、応接その他の公益施設（以下「指定施設」）(法第46条第31号第2項)
 - ② 滞在体験型等向上型施設の利用に限定することが認可公益財団の判断の合理的な範囲の上で専らなるもの(法第46条第32号第2項)
 - ③ 滞在体験型等向上型施設と一体的に業務をすることにより指定施設利用の合理的な業務が図られるもの(法第47条第4項)

- 「公益財団業務目的」とは、滞在体験型等向上型施設の利用を通じて提供することが公益性の判断の理由に専らなるもの(法第46条第34号第1項)で、非営利事業は、専らこれらに専らなる業務を提供するための活動・広告等(法第46条)をいいます。

● 協定利用のメリット

- 公益財団等と民間事業者が基本協定（ノン・ユニーク協定を締結した場合、滞在体験型等向上型施設の設置等に係る部分に関する限り）を交えることができます。

【特定公益施設上の特例】

【公益財団業務目的の特例（10年～20年）】 (法第46条第31号第2項)

- 協定の有効期間は最大20年
- 協定期間中に民間事業者から非可換債があった場合、公益財団等は非換債者に対して協定管理の許可を与えなければならないが、公益財団等からの債権の上限は10年のままだが、協定期間（上限20年間）は原則を保証

【設備標準の特例（2%～12%）】 (法第46条第32号第2項)

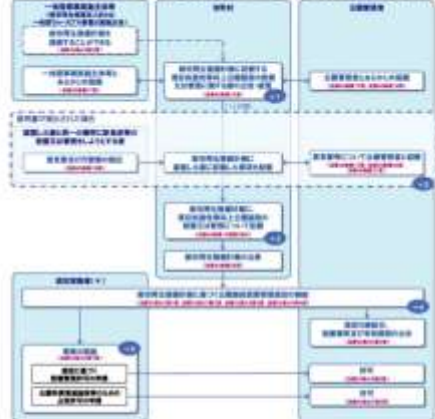
- 滞在体験型等については建費、修繕費、電気等の施設設備の標準率の上限は2%
- 滞在体験型等向上型施設等については、休養施設、運動施設等と同様に施設標準の上限も2%に引き上げ

【公益財団物件の特例（自動車駐車場、看板、広告等の設置を可能に）】 (法第46条第37条第2項)

- 協定に基づき場合に限り、自動車駐車場、看板、広告等を「公益財団業務目的」（公益財団物件）として設置可能
- 設置する場合、基本協定の協定の履行・実施を図るための業務を行うことが必要

● 協定利用の手続き

● 協定実施とは、協定を締結した公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）をいいます。



※基本協定の協定に同意しても、認可済みの施設等の設置等を認めることが可能です。

1 事前協議及び協定の公表・開示

- 有効性は、協定の公表開示が完了していること、協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること。
- 協定管理は、協定から事前に協議があった際、以下のいずれかに該当する場合は、協議することができません。(法第46条第14号)
 - 対象施設の場合が、一定の公益事業実施法体等に当該施設の設置又は管理を行わせることが、協定の目的と相容れない場合であること
 - 協定に基づく協定の内容が、協定の趣旨を損なうこととなることが合理的に判断される場合であること

12 協定管理の促進と協定・看板

- 協定管理は、協定の利用に当たり、協定管理を行う公益財団等が協定管理を行うこととすることを、協定管理として、協定管理として行うことができます。(法第46条第10号)
- 有効性は、協定の公表が完了した場合、協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること。
- 協定管理は、協定から事前に協議があった場合、以下のいずれかに該当する場合は、協議することができません。(法第46条第14号)
 - 対象施設の場合が、一定の公益事業実施法体等に当該施設の設置又は管理を行わせることが、協定の目的と相容れない場合であること
 - 協定に基づく協定の内容が、協定の趣旨を損なうこととなることが合理的に判断される場合であること

13 協定管理の促進に、滞在体験型等向上型施設等の設置又は管理について協定

- 有効性は、協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること。
- 協定管理は、協定から事前に協議があった場合、以下のいずれかに該当する場合は、協議することができません。(法第46条第14号)
 - 対象施設の場合が、一定の公益事業実施法体等に当該施設の設置又は管理を行わせることが、協定の目的と相容れない場合であること
 - 協定に基づく協定の内容が、協定の趣旨を損なうこととなることが合理的に判断される場合であること

14 協定管理（ノン・ユニーク協定）の締結

- 協定管理は、協定の利用に当たり、協定管理を行う公益財団等が協定管理を行うこととすることを、協定管理として、協定管理として行うことができます。(法第46条第10号)
 - 協定に基づく協定の内容が、協定の趣旨を損なうこととなることが合理的に判断される場合であること
 - 協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること。
- 協定管理（ノン・ユニーク協定）の締結において、以下の事項を定める。 (法第46条第2項第1号、法第47条第3項第1号、法第47条第4項第1号)
 - 滞在体験型等向上型施設等の設置又は管理の概要
 - 協定の有効期間
 - 看板
 - 協定の管理の方法
 - 滞在体験型等向上型施設等の設置、施工計画等
 - 看板
 - 施工計画の内容
 - 工事の進捗

- 協定又は看板の設置の費用の負担として公益事業実施法体等が負担し得るもの
- 特定公益施設等の設置に関する事項（公益事業実施法体等の設置に関する業務の具体的な内容を含む）
- 公益事業実施法体等の設置に関する事項
- 協定管理の促進の協定の有効期間（協定・特定公益事業実施法体等）
- 協定管理（ノン・ユニーク協定）協定の有効期間（協定・特定公益事業実施法体等）
- その他協定に基づき定める事項（協定の有効期間については報告済）

● 協定管理は、協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること。

15 協定に基づく業務の促進

- 協定管理は、協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること。
- 協定管理は、協定から事前に協議があった場合、以下のいずれかに該当する場合は、協議することができません。(法第46条第14号)
 - 対象施設の場合が、一定の公益事業実施法体等に当該施設の設置又は管理を行わせることが、協定の目的と相容れない場合であること
 - 協定に基づく協定の内容が、協定の趣旨を損なうこととなることが合理的に判断される場合であること

※本協定の活用にあたっての判断は、別途「まちづくり」として一定の協定管理の活用を認めるためのガイドラインを協定の活用促進・活用推進により実施するための、さらにも活用促進ください。

※協定の活用にあたっては、事前の協議に基づき協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること、また協定に基づき協定を締結した公益財団等が協定に基づき公益事業実施法体等（協定・特定公益事業実施法体等）との協定を締結していること。

※協定「まちづくり」として一定の協定管理の活用を認めるためのガイドラインを協定の活用促進・活用推進により実施するための、さらにも活用促進ください。

7-3. 駐車場法の特例等

(法第46条第14項第3号 第62条の9~第62条の12)

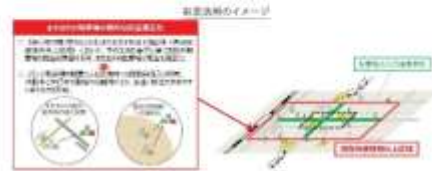
■ 制度の概要・目的

- まちなかウォークアップ区域においては、歩行者が安全かつ快適に歩けることができ、まちの魅力を高めイベントなどの活動が円滑に行える空間を創ることが重要です。
- このため、駅前等の駅周辺や出入口の地区を適正化するにより、まちなかエリアの自転車交通の活性化を図り、駐車場への自転車の出入りによる自転車と歩行者との衝突を避けることを目的に、特例駐車場の設置の促進、出入口側面駐車場の自転車出入口の設置の促進、駅前等駅前周辺部の再編などが対応を促しています。

1. 特定駅前駐車場の出入制度 (法第46条第14項第3号イ 法第62条の9)

■ 制度の概要

- まちなかウォークアップ区域において、駅前駐車場の設置及び自転車の徒歩通行が安全かつ快適に歩ける空間を創ることが重要とするため、歩行者が自転車と衝突を回避し歩行者の安全を確保することを目的として、特定駅前駐車場の設置の促進を図ります。



■ 対象区域：まちなかウォークアップ区域

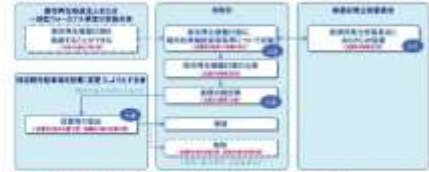
■ 制度適用による効果

- まちなかウォークアップ区域において、駅前駐車場の設置及び自転車の徒歩通行が安全かつ快適に歩ける空間を創ることが重要とするため、歩行者が自転車と衝突を回避し歩行者の安全を確保することを目的として、特定駅前駐車場の設置の促進を図ります。
- 出入口側面駐車場とは、駅前駐車場である、自転車専用通路に設置する自転車専用駐車場出入口側面駐車場の設置及びまちなかウォークアップ区域における歩行者の安全を確保し、自転車と歩行者との衝突を回避し歩行者の安全を確保することを目的として、特定駅前駐車場の設置の促進を図ります。

■ 制度適用のメリット

- まちなかウォークアップ区域内の駅前駐車場の設置が促進され、歩行者の安全かつ快適に歩ける空間を創ることが期待されます。

■ 制度適用の手続き



※本制度が適用に際しても、駅前再編設計計画の策定が必要となります。

1. 申請知識

- 本制度は、駅前再編設計計画に駅前駐車場設置計画等について記載しようとする場合は、あらかじめ駅前設計計画の策定が必要となります。(法第62条第10項)

2. 駅前再編設計計画に、駅前駐車場設置等事項について記載

- 本制度は、駅前再編設計計画に以下の内容を記載します。(法第62条第14項第3号イ)
- まちなかウォークアップ区域における駅前駐車場の設置及び自転車専用駐車場の設置

3. 申請の取扱い

- 本制度は市内に、駅前再編設計計画に記載した駅前駐車場設置計画等が、まちなかウォークアップ区域内で既に実施した駅前駐車場（特定駅前駐車場）の設置を促します。

4. 施設設置

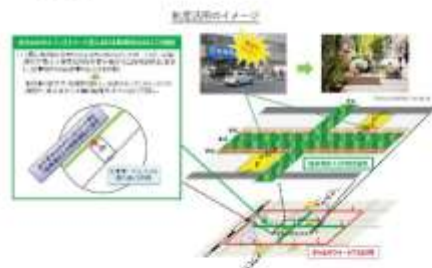
- 駅前再編設計計画に駅前駐車場設置計画等の記載されたまちなかウォークアップ区域において、特定駅前駐車場の設置（または設置、誘導標が設置後がはじまりの設置を必要）しようとする場合は、その設置（または設置）に着手する日の30日前までに、施設費と設置費を申請計画に提出しなければなりません。(法第62条第10項、法第62条第11項)
- 申請内容は、届出があった場合、届出の内容が駅前駐車場設置計画等と一致せず、歩行者の安全かつ快適に歩ける空間の向上のため必要な場合は、届出をした者に対して勧告をすることができます。(法第62条第10項)
- また、住所別居住の勧告をした場合、必要がある定めるときは、その勧告を受けた者に対して土地収容費についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。(法第62条第10項)

2. 駅前駐車場出入口の設置制度 (法第46条第14項第3号ロ 法第62条の10 法第62条の11)

(法第46条第14項第3号ロ 法第62条の10 法第62条の11)

■ 制度の概要

- まちなかウォークアップ区域のうち、特に歩行者の中心となる道路において、歩行者が安全かつ快適に歩ける空間を創るため、歩行者が自転車と衝突を回避し歩行者の安全を確保することを目的として、特定駅前駐車場の設置の促進を図ります。
- 出入口側面駐車場とは、駅前駐車場である、自転車専用通路に設置する自転車専用駐車場出入口側面駐車場の設置及びまちなかウォークアップ区域における歩行者の安全を確保し、自転車と歩行者との衝突を回避し歩行者の安全を確保することを目的として、特定駅前駐車場の設置の促進を図ります。



④ 活用のイメージ



⑤ 活用の概要

- 自治体主導推進型推進の特色、概要
 - 市内の空きビル等による空き家・空き家的大量発生は、所在自治体によっていないために使われていない。使途・用途を再検討しながら適切な使いこなしが求められるなどの課題によるものです。
 - このような空き家・空き家は不動産流通の少ないものが多いと考えられますが、地域に存するさまざまなニーズを踏まえ、適切なコミュニティ活用をすることにより、十分に活用される可能性があります。
 - そのためには、地域の幅広いニーズに対応しながら、幅広くコミュニティで地域に必要なものの取り回しや管理や運営を一体的に推進・管理することの出来るような施設形態を導入する必要があります。
 - 具体的には、次のような施設形態です。
 - 駅前駅前や駅近を踏まえ各駅周辺で、空き家や空き家を利用して、交流広場、コミュニティ施設、活動広場、地域コミュニティや子育て支援・管理する会館・施設について検討委員会の方針により決定を促します。
 - 空き家に地域運営を行うために、自治体の協力を活用することにより、協力を継続し、土地所有者に利益が与えられるようにします。
 - 活動をさらに広げると、地域の発展の促進に効果的であることが期待されます。
 - 協定に基づき運営される、都市再生推進法人や管理する公共施設等について調査・検討が数社が実施されます。
- 本団による取組は地域コミュニティによる自治体の関係やソーシャルワークなどの協定の関係にも関わると考えています。

- 自治体主導推進型推進の活用が想定される具体的な事例
- 本協会の活用は幅広い用途で活用可能ですが、代表的な活用は以下の2類型が想定されます。

- ① 活用イメージ - 第一類型
- 地域コミュニティを基盤として、空き家や空き家を活用し、集約型や広域型の地域に必要な施設や地域の発展に役立つ施設により活用・管理します。
 - 例) 空き家の活用が中心となり、地域に密着して、集約型や広域型などによる施設やサービスを提供する取り組み。
 - 例) 空き家の活用が中心となり、空き家を活用して、集約型や広域型などによる施設やサービスを提供する取り組み。
 - 例) 空き家の活用が中心となり、空き家を活用して、集約型や広域型などによる施設やサービスを提供する取り組み。
- ② 活用イメージ - 第二類型
- 都市再生推進法人や自治体主導推進型が、空き家や空き家を地域から活用し、集約型や広域型、活動広場、活動広場などにより活用・管理します。
 - 例) 空き家の活用が中心となり、空き家を活用して、集約型や広域型などによる施設やサービスを提供する取り組み。
 - 例) 空き家の活用が中心となり、空き家を活用して、集約型や広域型などによる施設やサービスを提供する取り組み。

自治体主導推進型推進型によるまちづくり推進型の活用イメージについて



参考事例：自治体主導推進型推進型の活用イメージ（自治体主導）

自治体主導推進型推進型に関する活用イメージ

- 協定に基づき集約・管理する公共施設（活動広場、広場、広場、広場）の活用に関する土地所有権者について、都市再生推進法人や管理する公共施設（自治体・自治体・自治体）を主として活用します。
- 3年以上の借約の場合は3年間、10年以上の借約の場合は5年間となります。

- 自治体主導推進型推進型
 - 土地所有権者が貸付しない場合
 - 土地所有権者が都市再生推進法人、自治体や自治体再生推進法人であること
 - 土地所有権者が貸付する場合は
 - 土地所有権者が都市再生推進法人へ賃貸貸付し、かつ管理が都市再生推進法人であること
 - 管理が都市再生推進法人の管理が中心となること（例）

自治体主導推進型推進型	自治体主導推進型推進型			自治体主導推進型推進型		
	1	2	3	4	5	6
土地所有権	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体
自治体主導推進型	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
管理	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体
自治体主導推進型	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体

- 自治体主導推進型
- 自治体主導推進型による自治体主導推進型 - 自治体主導推進型
 - 自治体主導推進型による自治体主導推進型 - 自治体主導推進型
- 自治体主導推進型
- 自治体主導推進型による自治体主導推進型 - 自治体主導推進型
 - 自治体主導推進型による自治体主導推進型 - 自治体主導推進型

8-2. 低未利用土地権利設定等促進計画 (R10-)

(法第109条の5第1項)

1. 低未利用土地権利設定等促進計画とは
- 空き地や空き家等の低未利用地は、地権者の利用意欲が乏しく、また、「小さく」「離散する」ため使い難い等が原因で、さらに、所有者の増加による多額の管理と維持がかかります。
 - これまで行えば、民間による開発・開発行為をもって効率的により実効的に開発をしてきたところ、低未利用地の利用に向けた行政的支援的な働きかけを可能とする利権を設定しました。
 - 二棟以上の計画の区域を有するに、低未利用地の地権者等と利権者等とを、行政が所有権等の権利を含む契約的にコーディネートの上、土地・建物の利用のために必要となる権利設定等に関する計画を自治体が作成し、一括して権利設定を行います。(権利設定等：地上権、賃借権、地上権借権の設定・変更、所有権の移転)

2. 低未利用土地権利設定等促進計画に係る特別制度

- 登録免許料：計画に基づき土地・建物の取得等について軽減されます。
 - 地上権等の設定登録等（本来1%～3%）
 - 所有権の移転登記（本来2%～3%）
- 不動産取得税：計画に基づき一定の土地取得について軽減されます。
 - 課税標準の1/3程度

3. 制度フロー



4. 運用イメージ



- 制度のポイント
- 届け出された土地・建物の活用に向けた権利関係の整理に効果的。
 - 従来の権利設定・移動に比べ、負担・手間を大幅に削減。
 - 行政がコーディネートにより、地権者等の安心感を向上させ、
- 注目ポイント
- 権利設定・移転後の土地・建物に、「年中」「計画期間」「途中で保護期間の立約の請求を認める」のいずれかに適用しても良い、幅広い活用が可能。
 - 国土審判制度や仲介者・仲介手数料を削減しながら、自治体の収入も確保から民間の権利設定・移動を促せることで、自治体の財政の健全化につなげることが可能。
 - 権利の土地に一括して権利を設定する場合は、権利者調整等によりより柔軟な活用を促り出す効果も期待できる。

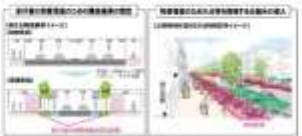
8-3. 歩行者利便増進道路（ほこみち） (R2-)

(道徳法第48条の20)

- 歩利便は、都市再生特別措置法に基づきものではありません。まちなかウォークアップ区域制度との併用により「安心感のたかましくなるまちなか」空間を創出する上で効果的効果が期待できるため、ここで紹介します。
- 制度の意義・目的
- 道路において、人々が思い、多様な活動を続けたい、にぎわい創出に資する空間へのニーズが高まっています。
 - ハイパールの整備により自転車交通量が減少する傾向が生じている一方で、コンパクトシティの推進等によって歩行者交通量が増加する傾向も生じており、歩行者を中心とした道路空間への再整備の必要性が高まっています。
 - しかしながら、従来の道路法では、にぎわい創出につながる道路の設置について明確に規定されていないほか、道路管理の基準により民間の事業者を出発して歩行者にとって快適で美しい空間をつくる仕組みがありませんでした。



- 制度の概要
- にぎわいのある道路空間を創出するための道路の施設整備として、歩行者利便増進道路制度（歩利便「ほこみち」）を創出します。
 - ほこみちに指定された道路では、新たな道路構造基準が適用され、歩道等の中に「歩行者の利便増進を図る空間」を定めることができます。
 - また、指定された道路の特別区域（歩利便増進区域）においては、自治体より民間に認められるようになり、民間事業者が高層等の建築物を多く含むが「無条件性」の基準が適用されます。さらに、占領権を必要により変更する場合、最長10年の期間となります。



- まちなかウォークアップ区域との併用によるメリット
- ほこみち（歩利便増進道路）とまちなかウォークアップ区域（歩利便再生特別措置法）を併用することで、更に一歩で歩行者「安心感が高まってくる」空間の創出を促進できます。



- 注1. まちなかウォークアップ区域
- 標準を設けて歩道を拡張するなど、歩道等を中心に「歩利便増進道路」歩行者の歩道・歩道空間を整備することが可能
 - 2階・3階以上の建築物（R2014）
 - コアテナントの設置など歩行者を誘引
 - 歩道等整備が完了後は歩行者が安心して歩けるよう歩道空間を整備することが可能
 - 歩利便増進道路に指定された道路は、歩利便増進道路として歩行者にとって快適で美しい空間をつくる仕組みがあります。
- 注2. まちなかウォークアップ区域
- 歩道等の整備・固定と併用による歩道空間の確保など、歩道等による歩道空間の確保が可能
 - 歩道・歩道等（歩利便増進道路）
 - 歩道・歩道等、歩道等
 - 歩道等の整備と併用により、歩利便増進道路の整備を促進することが可能
 - 歩利便増進道路に指定された道路は、歩利便増進道路として歩行者にとって快適で美しい空間をつくる仕組みがあります。



- 1. 歩行者の利便増進のための道路整備や、その周辺で民間によるコアテナントを誘引されるなど、エリア内でまちづくりが行いやすくなる。
- 2. コアテナント等の設置の促進について、自治体と民間の協働、都市再生推進法人による歩利便増進ゾーンにより、空間活用が行いやすくなる。
- 3. 歩行者の利便増進が図られた道路沿いの歩行者の歩道の整備により、エリア内の歩行者の利便が増える。

9-3. まちなか公共空間等活用支援事業

- 都市再生推進法人が中心の促進や協賛等（カフェ等も併せて開催）により交流・関係強化を促進する事業に対し、「〇〇」は協賛の種別推進種別が法例区分により変更します。



- 主な要件
 - 対象法人：都市再生推進法人
 - 実施が事業等（イベント）の開催、種別等（カフェ等も併せて開催）により、実質・準公益実業を営み実施する事業
 - 実施の目的：事業費助成のしるし
 - 実行期間：開催 2年
 - 事業費助成
 - 都市再生推進法人が中心の促進や協賛等（カフェ等も併せて開催）により交流・関係強化を促進する事業
 - 都市再生推進法人が中心の促進や協賛等（カフェ等も併せて開催）により交流・関係強化を促進する事業

支援活動イメージ



街の賑わいを促し、交流・関係強化の場を、カフェ等も併せて開催し、交流・関係強化を促進する事業を実施するイメージ

10. 民間まちづくり活動の財源確保に関する制度等

H30-

10-1. 民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン

Ⅰ. ガイドラインの背景・目的

- まちの魅力を高めるためのまちづくり活動（社会公益活動の維持管理等）を行う民間団体の多くは、活動の持続を目的として「財源の確保」が大きな課題となっています。
- 一方、地域を元気づけ、まちづくり活動に活用できるような財源や調達手法は多種に存在しており、地域でもみ出される多様な財源を積極的に、地域全体で財源の確保を促進することが有効と考えられます。
- 本ガイドラインでは、既存制度を踏まえ、地域でもみ出される財源を地域で効果的に活用できる枠組みとして「寄付型法人」を提案するとともに、その包括関係を整理しました。
- この枠組みを構築し、地域でもみ出した財源を効果的に活用することで、「様々な民間まちづくり活動を目的に適切に活用せず自主的に、かつ、積極的に、実効的にいやすくする」ことを目指すものです。

Ⅱ. ガイドラインの概要

- ① ガイドラインで取り扱う法人の概要
 - 地域の関係者の企業等が、地域でもみ出される多様な財源を、効果的に活用できる法人を創出して、幅広い民間まちづくり活動に活用（活用型）する枠組み。



- ② 地域でもみ出され、地域の民間まちづくり活動に活用できる「地域まちづくり基金」の創出
 - 都市再生推進法人の発行する「都市再生推進券」が民法上の「債権（有価証券）の発行（債権の発行）により創出される」
 - 公益財団（財団、公益、公益財団）等の利権性による収入の一部（例：イベント開催収入、公益活動収入）
 - その他地域内から集められる収入（例：地域まちづくりの会費、有志者からの寄付金（クラウドファンディング）によるものを含む。）
- ③ 地域でもみ出された財源を効果的に、効果的に活用して地域の活性化を図る「寄付型法人」の創出
 - 寄付型法人の創出
 - 地域まちづくり活動の推進・実施、例）まちづくり活動への推進、NPO・NNG等のまちづくり活動の推進・実施、NPO・NNG等のまちづくり活動の推進・実施
 - イベント開催収入、公益活動収入
 - 寄付型法人に創出した法人名称
 - 一般財団・財団法人（公益財団）等 ⇒ 法人の要件と役割を注釈し、地域によって効果的な法人名称を提案
 - 寄付型法人は、都市再生推進法人であることを選択 ⇒ 自治体のまちづくりビジョンに合った活動を実施
- ④ 寄付型法人の法人名称や業務内容に特化した、発行禁止の法人名称の創出
 - 寄付型法人が一般財団（財団法人）である場合
 - 公益財団は、公益を目的とする活動ではないことから公益事業に該当せず、課税が課税となるケースは少ない。（⇒ 課税例）
 - 自ら実施する事業（例）は、公益事業に該当する可能性は低い。有利で実施する場合は特例事業への課税が必要。
 - 寄付型法人が公益財団（財団法人）である場合
 - 自ら実施する業務として、公益事業に該当するものを実施したとしても、公益目的事業であれば課税となる。

参考：民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン（本文）
 ● ガイドラインの全文は下記URLからダウンロードできますので、ご活用ください。
<https://www.city.nagasaki.jp/press/2020/07/2020071901.html>

Ⅲ. ガイドライン活用のメリット

- 地域に合わせた活動の推進・実施を促し、民間まちづくり活動に、効果的に活用できる財源が活用されることにより、
- 自治体にとっても、まちづくりのビジョン等に記した民間まちづくり活動の財源を確保・活用することが可能となること。

10-2. 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）

1. 制度の背景・目的

- 近年、国勢が停滞となって、にぎわいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの振興を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大しています。
- こうした活動は、にぎわいの創出等を目的として地域の「稼ぐ力」を高め、地域再生の取組に資するものであり、活動を行うエリアマネジメント団体の定型的な事業の確保が課題となっています。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解消することが必要です。（採択団体の自主的な取組であるため、採択団体がフリーライダーから採択的に取組を行うことは困難）
- このため、国勢における景況（※）の動向等の実態を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を条件として、本市がエリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その地域の環境において活動区域の事業者（事業者）から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する費用徴収の制度（地域再生エリアマネジメント負担金制度）を創出し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図ります。

※景況（Business Improvement District, BID）制度等において行われている、主に商業施設において施設内の清潔維持が組織や協会等を通じて定め、施設の管理を担う必要となる取組を行う仕組み。

2. 制度の概要



集約効率の増加により事業者間の協力を促進し、地域再生を実現

3. 制度活用のメリット

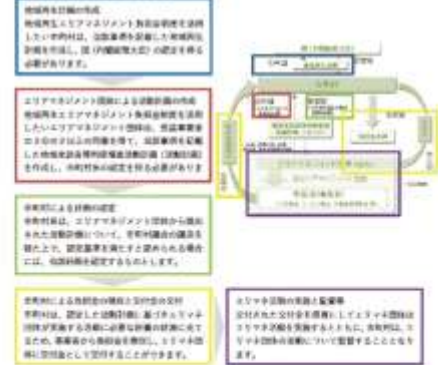
- 本制度を活用することで、次の効果が期待できます。

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| ① 定型的な活動の確保（KPI）及び効果的「見える化」の推進 | ② エリアマネジメント団体への資金確保の促進 |
| ③ 関係者の役割分担の明確化、作業の継続性 | ④ 地域再生カレッジ等による専門的な人材の確保 |
| ⑤ 公益性、公益性が高い活動に対する公的補助、民間助成 | ⑥ 地域再生推進交付金等による柔軟的な取組への支援 |
| ⑦ 公共空間等の活用等による経済の確保 | ⑧ 費用の償還等の仕組みによる費用削減の推進 |

※本制度の適用はエリアマネジメントの事業内容に準ずる取組で、申請が必要（採択団体の承認）により

4. 認定申請までの流れ

- 申請までの流れは次のとおりです。



事例編

運用実績・運用事例 目次

実施主体	実施内容	実施年	頁
● 都市再生機構 支店	都市再生機構管内 （区界外・未定域）	● 都市再生機構管内再生計画の実現 ～一環～	113
		● 都市再生機構管内再生一環	143
● 都市再生機構 法人	都市再生機構管内 （区界内・未定域）	事例-1 民間企業と連携した再生計画	147
		事例-2 多岐にわたる再生計画	148
● 民間事業者 の事例	民間事業者管内 （区界内・未定域）	事例-1 民間事業者と連携した再生計画	149
		事例-2 民間事業者と連携した再生計画	150
		事例-3 民間事業者と連携した再生計画	151
		事例-4 民間事業者と連携した再生計画	152
● 都市再生機構 支店	都市再生機構管内 （区界内・未定域）	事例-1 民間事業者と連携した再生計画	153
		事例-2 民間事業者と連携した再生計画	154
		事例-3 民間事業者と連携した再生計画	155
● 都市再生機構 支店 支店	都市再生機構管内 （区界内・未定域）	事例-1 民間事業者と連携した再生計画	156
		事例-2 民間事業者と連携した再生計画	157

※本ページは、単に「区」「市」「町」という場合、以下を指します。
 区：都市再生機構管内の区 市：都市再生機構管内の市
 町：都市再生機構管内の町

図例-1 札幌大通まちづくり株式会社



■ 札幌大通まちづくり株式会社

代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役
代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役
代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役
代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役

図例-2 まちづくり推進株式会社

まちづくり推進株式会社は、札幌大通まちづくり株式会社の子会社として、まちづくり推進事業を展開している。札幌大通まちづくり株式会社の子会社として、まちづくり推進事業を展開している。

まちづくり推進株式会社は、札幌大通まちづくり株式会社の子会社として、まちづくり推進事業を展開している。札幌大通まちづくり株式会社の子会社として、まちづくり推進事業を展開している。

まちづくり推進株式会社は、札幌大通まちづくり株式会社の子会社として、まちづくり推進事業を展開している。札幌大通まちづくり株式会社の子会社として、まちづくり推進事業を展開している。

まちづくり推進株式会社は、札幌大通まちづくり株式会社の子会社として、まちづくり推進事業を展開している。札幌大通まちづくり株式会社の子会社として、まちづくり推進事業を展開している。

資料-3 大塚 うれまのまちづくり地区

- ・ 大塚 うれまのまちづくり地区の概要
- ・ 大塚 うれまのまちづくり地区の概要
- ・ 大塚 うれまのまちづくり地区の概要

大塚 うれまのまちづくり地区の概要



道路占用許可特例制度 (法第46条10・11項 法第62条)

資料-1 新田まじりま多摩川オープンカフェ、野外広場



資料-3 大塚 うれまのまちづくり地区

- ・ 大塚 うれまのまちづくり地区の概要
- ・ 大塚 うれまのまちづくり地区の概要
- ・ 大塚 うれまのまちづくり地区の概要

大塚 うれまのまちづくり地区の概要



資料-4 岡山駅前口地区コミュニティセンター

岡山駅前口地区では、社会実験を行い、平成25年7月27日よりコミュニティサイクルを本格営業し、道路維持管理、道路整頓のまちづくりを実施。

岡山駅前口地区の概要



資料-2 新田まじりまオープンカフェ、コミュニティセンター

岡山市中心市街地では、平成24年度にオープンカフェ事業の社会実験を行い、平成25年4月6日よりオープンカフェ、コミュニティサイクル事業を実施し、カフェ等の収入を道路維持管理、地域イベント等にまわすべく取り組んでいます。

岡山市における新 社会実験 (H25-1) について



相談・問い合わせ先

◆ 国士文通舎 都立大 まちづくり推進課
TEL (03-5253-8211 (内 32543,32575))

各地支店連絡先・所在地

- ▶ 北関東支店 業務課 課長 藤田 隆太郎
TEL (012-739-2701)

- ▶ 東北支店 業務課 課長 藤田 隆太郎
TEL (019-656-4121)

- ▶ 関東支店 業務課 課長 藤田 隆太郎
TEL (048-638-1391)

- ▶ 北陸支店 業務課 課長 藤田 隆太郎
TEL (018-288-8759)

- ▶ 甲信支店 業務課 課長 藤田 隆太郎
TEL (018-932-8371)

- ▶ 近畿支店 業務課 課長 藤田 隆太郎
TEL (049-992-3389)

- ▶ 甲南支店 業務課 課長 藤田 隆太郎
TEL (026-211-4191)

- ▶ 四国支店 業務課 課長 藤田 隆太郎
TEL (087-911-8101)

- ▶ 九州支店 業務課 課長 藤田 隆太郎
TEL (092-337-4191)

- ▶ 沖縄支店 沖縄支店 業務課 課長 藤田 隆太郎
TEL (098-848-1101)

2.1.2. 令和 3 年 3 月改定

2.1.2.1. 改定の目的

前回令和 2 年 9 月の手引き更新から、都市再生特別措置法の改正はなされていないものの、本業務にて全市区町村及び民間まちづくり組織を対象とした調査を実施した結果、巻末事例集の情報更新の必要性が生じている。また、歩行者利便増進道路制度に関する資料など、官民連携まちづくりに関連する資料が追加で公開されている動きは見られたことから、それらを手引きに反映するため、再度の改定を実施した。

2.1.2.2. 改定のポイント

以下に、今回の手引き改定における主なポイントを示す。

(1) 調査結果に基づく事例集の時点更新

手引きの巻末は資料編になっており、都市再生特別措置法に基づく制度等（協定、都市再生推進法人制度、提案実績など）の活用実績を一覧的に掲載している。本業務では実施した全市区町村を対象としたアンケート調査により、一覧表が大きく更新されたことから、手引きへ反映した。

(2) 省内部署への照会による時点更新

令和 2 年 9 月改定以降の情報として手引きに反映すべき事項の有無について、国土交通省内に照会した結果、時点更新すべき事項があったことから、それらを本編へ反映した。

(3) 表紙イラストの新規作成

更新にあたり、令和 2 年 9 月の都市再生特別措置法一部改正の主なテーマである「居心地が良く歩きたくなるまちなか」をアピールするため、よりテーマに近づけたイラストを新規作成した。

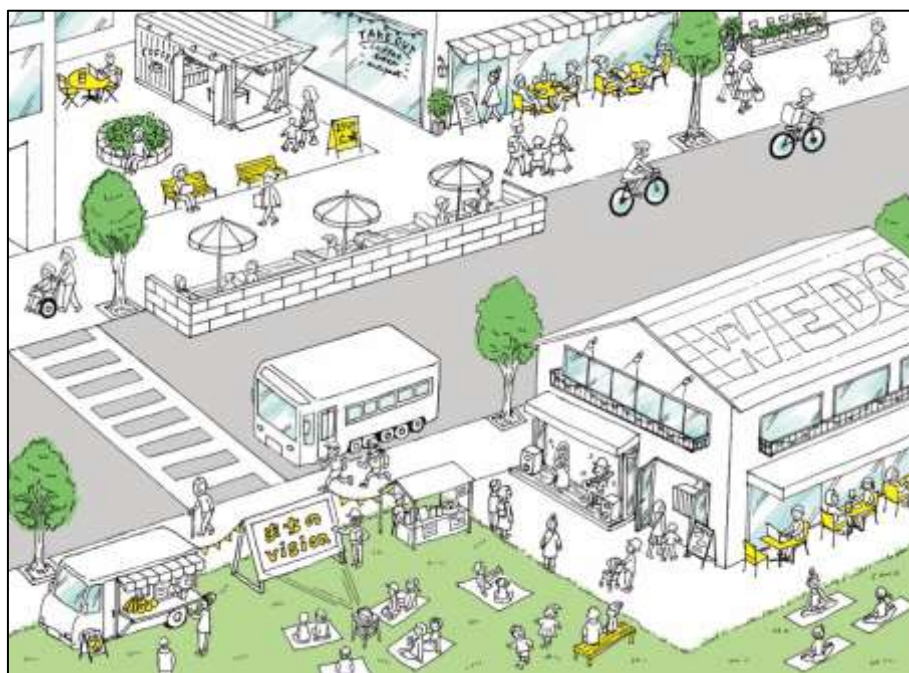


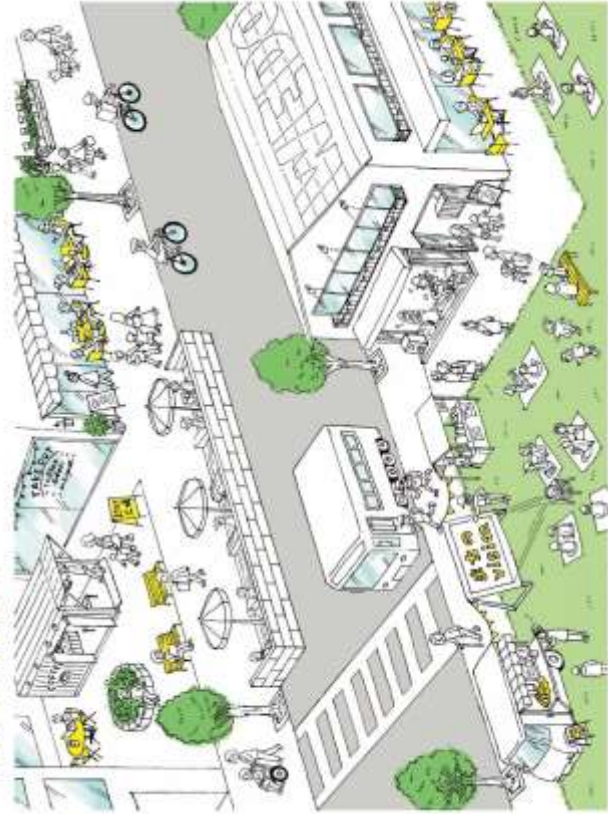
図 2-4 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」をテーマに表紙イラストを更新

2.1.2.3. 改定の実施

改定後の冊子の内容を次ページより示す。

官民連携 まちづくりの 進め方

都市再生特別措置法に基づく
制度の活用手続き



国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室 2021.3

この手引は、都市再生整備計画を適用した民間主体によるまちづくりの推進を図るための法制
度（「官民連携まちづくりの取組」を、英訳のまちづくりにうまく活用していただけるよう、
市町村や都市再生推進法人等の皆さまに向けて、制度の内容やメリット、活用プロセスなどを解説
したものです。

この手引は、能力あるまちづくりを進めるサポートとなれば幸いです。

この手引きの内容は、国土交通省のウェブサイト「官民連携まちづくりポータルサイト」
に掲載されています。

https://www.mlit.go.jp/toishi/toishi_mscchi_ik_000047.html



参考：他の主な関連ページ（国土交通省都市局まちづくり推進課関連）

- ウォーカーアップル支援制度について
https://www.mlit.go.jp/2020/04/toishi_mscchi_ik_000023.html
- 中心市街地活性化のまちづくり
<http://www.city.tokyo.lg.jp/center/index/index.html>
- 民間都市再生事業に係る本誌寄贈
https://www.mlit.go.jp/toishi/toishi_mscchi_ik_000016.html
- 民間都市開発
https://www.mlit.go.jp/toishi/toishi_mscchi_ik_000015.html

※参考：都市再生整備計画の計画期間について

- 都市再生整備計画事業の交付期間が「3～5年」ですが、必ずしも計画期間と交付金の交付期間が同一である必要はなく、計画期間は高効率標準等を活用する期間を勘案し、地域の実情に応じて柔軟に定めることが可能です。
- まちづくりは一帯一帯で実施するのではなく、関係者がゴールを共有しつつ、じっくり進めていくことが肝心です。一方、まちづくりが進むにつれて、新たな事業や取組が求められるようにもなります。そこで、原則的にまちづくりの目標設定の上で、都市再生整備計画事業の整備内容は適宜更新し、更新していく、といった取組も考えられます。

※都市再生整備計画の作成にあたっては、国土交通省都市再生まちづくり推進課もしくは管轄の地方整備局等へ、お気軽に相談ください。（相談窓口は必ず変更）

山、都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案

- 都市再生整備計画を決定するのは市町村ですが、都市再生推進法人は市町村に対して、自らの事業を行うために必要な計画の作成または変更を提案することができます。その際には、計画の提案を提出する必要がある場合があります。
- 令和2年の改正法に於いて、一体型ウォークアップ事業の実施主体又は実施しようとする者は計画を提案することができますようになりました。（4-2P25）
- 市町村は、提案が行われたときは迅速に検討し、提案を踏まえて計画を作成又は変更する必要があるかどうかを判断し、必要があると思われればその案を作成しなければなりません。
- 市町村は、都市再生整備計画が決定されていない場合には、新たに策定することになります。（この場合には、宮城県まちづくりの取組のみを計画基礎とする計画を作成することも可能です。）また、既存の都市再生整備計画がある場合には、その計画を変更（官民連携まちづくりの取組に関する計画事項を追加）することになります。

IV. 都市再生整備計画の作成プロセス



■ 道路占用許可申請～許可まで



1 道路占用許可手続

- 時間経過後占州区画内で指定された用途の場合、占用許可の審査にあたり「無命社性の基準」(道路の敷地外に余地が無いためにもやむを得ないものであること)の適用が除外されます。ただし、事例が適用されるのは都市再生推進計画の計画期間内に限られます。(注新62条)
- 滞在快速道路向上区域(通称：まちなかウォーカーカブル区画)内では都市再生推進法人を經由し、道路の占用許可の申請手続きが可能です。(注P23)
- 申請に際しては、以下と同様、道路法第32条第2項で定められた以下の事項を記載した書類を提出する必要があります。

● 道路の占用の目的	● 道路の占用の場所	● 工事実施の方法
● 道路の占用の期間	● 工作物、物作又は施設の種類	● 工事の開始
		● 道路の閉じ方

※取組期間における歩道歩道橋のフェードアウトは、取組期間中のフェードアウトより早く終了することとなります。
<https://www.mtk.or.jp/road/section/03.html>

- さらに、「当該用途の設置に伴い必要となる、道路交通阻害の軽減及び向上を図るための措置」を記載した書類を添付する必要があります。(道路占用許可の申請に際する取組経路通知)
- 書類では、当該措置の実施計画(新制、期限、方法など)を記載する必要があります。
 (※上記交通阻害軽減の取組内容を特別措置法の一部を改正する法律第11号により導入された道路交通阻害軽減の取組について)「道路行政セミナー」2011.09より)

- 道路管理者は許可にあたり、「道路の構造を健全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保し、又は道路交通阻害の軽減及び向上を図る」ために必要な条件を付すことができます。
 (注新62条) 条第1項、第1項第2号(注新62条)
- 具体的には、以下の点に関する条件を付すことが考えられます。

- 「当該用途の設置に伴い必要となる、道路交通阻害の軽減及び向上を図るための措置」の履行を担保すること
- 占用許可の更新回数に制限を課すなどの措置により、道路使用者への物件の設置が維持・増進をしないよう担保すること
- 都市再生推進計画の定定・廃止もしくは、占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いを明確にすること

まちなかウォーカーカブル区域の設置範囲のイメージ



参考：「歩道橋が多くみられる」まちなかの創出に当たって、必要に応じて閉鎖すべき歩道

- 地域における歩道の閉鎖率をそのビゾンの消費、公共施設・公共交通や自転車交通の需要等を勘案した交差・滞在空間の形成
- 必要に応じて駅前団地等の歩道を閉鎖するなど、パリアフリーの観点への配慮、商業区域周辺への住居に十分配慮した上で、生活に不便を生じさせないようにすること
- まちなかエリアの公共交通の充実を図るための地理公共交通計画との連携
- 閉鎖する公共施設管理費、経費計費公安委員会との事前の連絡調整や連携
- 大規模な歩道整備から小規模な取組までの段階に応じた取組の選択、地域の伝統・文化や歩道の活用状況など特に注意を要するまちづくりの推進
- 歩道の一部歩道などハード整備のみならず、オープンカフェ設置など、まちなか創出のためのソフトの取組との併用
- 歩道内の歩道・福祉・交通設備などの必要に応じては歩道内連携
- 歩道利用促進歩道整備(注P.119)の活用が検討
- 歩道と交差・滞在空間を、新型コロナウイルス感染症拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための歩道の検討

■ 特別特別の手續き

①-1 申請書類の提出

● 特別特別の適用を受けるためには、事業実施主体が市町村の都市再生整備計画関係担当部署に対し、以下の書類を提出の上、特別特別の対象となる一体型住宅快速性寺向上事業により整備された所行快速性寺向上施設等であることやその適用範囲を明らかにするための市町村長の証明を受ける必要があります。

- ① 特別特別適用申請書
- ② 都市再生整備計画の写し
- ③ 軍工跡及び竣工写真
- ④ 列強土地・敷地の登記事項証明書
- ⑤ 買得契約書の写し（分譲価格買得の所有者が、当該権利関係が整備される土地又は当該土地に存する建物の買得人である場合）
- ⑥ 対象売却買得の明細がわかる書類（対象売却買得の取得年月、取得価格、耐用年数等がわかるもの）
- ⑦ 対象土地・建物買得・譲渡のうち、特別特別の適用を受けようとする範囲の算定に必要な方法が記載されている図面
- ⑧ その他市町村長が必要と認める書類

①-2 市町村（都市再生整備計画作成担当部署）による確認

- 市町村の都市再生整備計画作成担当部署は、適宜現地調査を実施の上、提出された申請書類及び特別特別の適用要件が満たされているかの確認を行います。
- この際、一体型住宅快速性寺向上事業の要件及び特別特別の要件を満たしていることを確認します。
- 確認後、特別特別適用申請書に捺印の上、事業実施主体に交付します。

①-3 市町村（建築担当部署）への特別特別適用申請書の提出

- 交付された申請書を、市町村の都市に送り、建築担当部署（法定資産検査担当課）に提出します。
- なお、事業実施主体は、特別特別の適用についてあらかじめ各市町村の建築担当部署に相談するとともに、各市町村の都市再生整備計画関係担当部署は、手続きが円滑に進むよう、関係担当部署との十分な調整をします。

参考：一体型住宅快速性寺向上事業に基づく特別特別の適用に関するガイドライン
 ● 下記URLからダウンロードできますので、適宜ご活用ください。
<https://www.mhl.go.jp/toshiki/committee/010000007.pdf>（令和2年9月現在）

- 上記①の消行快速性寺向上施設の整備又は管理に関する事項とは、以下の通りです。

附記特別特別の整備又は管理に関する事項（建設法 11条の5）

- 一 道路、遊歩、公園、緑地、広場その他これらに類するものの整備又は管理に関する事項
- 二 道路、遊歩、公園、緑地、広場その他これらに類するもの並びにこれらの上に設置される駐輪場、噴水、水溝、池、アーケード、柵、ベンチ又はその上屋、御灯籠その他これらに類するもの、花壇、樹木、草木その他これらに類するものの整備又は管理に関する事項
- 三 表示施設、誘導施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するものの整備又は管理に関する事項であつて、当該施設等のうち道の誘導について、ガラスその他の透明な素材とすること、構造上問題であるようにすること又は位置を転送させることにより、歩行者等が歩行者以上区域内の歩行者に対する視覚的又は聴覚的な高い開放性を有するもの

先行事例：天王洲アイル（東京都品川区）

- 趣河沿いのエリアにおいて、民間がその所在地とそれに隣接する区有地上にガードウォークを整備（区有地部分は区に譲渡）し、民間が両者を一体的に管理。
- 民地部分にはガラス、テラス、イス等を日常的に設置するとともに、イベント等の開催時には、民間が両者部分を占拠して一体的に利用。



運用実績・運用事例 目次

実施する団体	※利用	頁
◆市庁舎整備 （法第 45 条第 3 号）	◆特定再生特別措置法を適用した地区等の整備 一覧	123
◆市庁舎整備 法人 （法第 118 条～第 122 条）	◆大入区分庁舎市庁舎建設法人一覧	147
	事例 - 1 札幌大通まちづくり株式会社	151
	事例 - 2 まちづくり協会の設立	152
	事例 - 1 新築2丁目駅前サービスセンター （法第 45 条第 10 号、第 46 条）	153
◆活動の中心 公民館	事例 - 2 高松まちががオーブンカフェ コミュニティセンター （法第 45 条第 10 号、第 46 条）	154
	事例 - 3 大宮うめまちまちづくり協会の設立	155
	事例 - 4 岡山県瀬戸地区はなまなま サイト	156
◆市庁舎整備 協賛	事例 - 1 札幌大通地区	157
	事例 - 2 箕山を中心とした地区	158
	事例 - 3 札幌市中央区	159
◆市庁舎整備 （法第 45 条第 13 号、第 47 条、 第 48 条）	事例 - 1 札幌市中央区 （法第 45 条第 13 号、第 47 条、 第 48 条）	160

本表引きて、簿に「法」「令」「規則」という場合、以下を指します。
 法：都市再生特別措置法 令：都市再生特別措置法施行令
 規則：都市再生特別措置法施行規則

- ② 地域で生み出され、地域の民間まちづくり活動に活用できる「地域まちづくり協力の金」の例示
- ◆ 都市開発事業の進行に伴い関係事業者が拠出する協力の金等（例：町屋敷地権利金等の金種）
 - ◆ 公共施設（道路、広場、施設等）等の利用料による収入の一部（例：イベント開催収入、広告物収入）
 - ◆ その地域内外から拠出される資金（例：地産者等からの会費、関係者からの寄付金（クラウドファンディングによるものを含む。））
- ③ 地域まちづくり協力を集約し、地域全体を促進して経済の調和増進を図る「再分配法人」の活用内容と適した法人形態
- ◆ 再分配法人の業務
 - イ）地域まちづくり協力の集約・管理、ロ）まちづくり活動への助成、ハ）一定のまちづくり活動の負の整理
 - ◆ 再分配法人に適した法人形態
 - ◆ 再分配法人（株式会社）等 ⇒ 法人の要件と効果と比較し、地域にとって効果的な法人形態を選択
 - ◆ 再分配法人は、都市再生推進法人等であることを要しない ⇒ 自治体のまちづくりビジョンに合った活動を促進
- ④ 再分配法人の法人形態や業務内容に類した、銀行格以上の法人格の活用関係
- ◆ 再分配法人が一般社団・財団法人（法律利用）である場合
 - イ）協賛業務は、収益を得る活動ではないことから収益事業に該当せず、課税が問題となるケースは少ない。（一非課税）
 - ロ）自ら実施する業務（※）は、収益事業に該当する可能性は低いが、専任で実施する場合は協賛への課税が必要。
 - ◆ 再分配法人が公益社団・財団法人である場合
 - 自ら実施する業務として、収益事業に該当するものを実施したとしても、公益目的事業であれば非課税となる。
- ※①まちの利権等やホールディング・運用、②まちづくりの情報発信・プロモーション、③公共施設等の（再）整備・管理・修繕等、④コミュニティバス・コミュニティセンターの運営、⑤まちづくりセミナー等の開催、⑥街並みの保全・美化、⑦経路調整等の構築・運営、⑧施設・防災活動、⑨地域活性化に資する活動を例示

参考：民間まちづくり活動の利権確保に向けた初期の工夫に関するガイドライン（本文）
 ガイドラインの全文は下記 URL からダウンロードできますので、ご活用ください。

<https://www.city.sapporo.lg.jp/habo/hanome/20180604.pdf>

● 市町村都市再生協議会の設立実績（30件） ※令和2年10月末時点

協議会名	自治体	設立年次	協議会名	自治体	設立年次
甲府県まちなか再生協議会	甲府県みづ市	H24	福山市都市再生協議会	広島県福山市	H28
長門県まちなか再生協議会	山口県長門市	H25	津和野市都市再生協議会	広島県府中市	H28
土佐市まちなか協議会	高知県土佐市	H26	大島市まちなか協議会	香川県大島市	H28
五原市都市再生協議会	新潟県五原市	H27	岡山市都市再生協議会	岡山県岡山市	H28
宇都宮市まちなか協議会	山口県宇野市	H27	赤松市まちなか協議会	滋賀県赤松市	H28
高知市都市再生協議会	高知県高知市	H27	船橋市都市再生協議会	千葉県船橋市	H29
熊本市北城山地区都市再生協議会	福岡県熊本市	H27	津島市都市再生協議会	岡山県津島町	H29
松江市都市再生協議会	福井県松江市	H27	五方市都市再生協議会	福岡県五方市	H29
左京市都市再生協議会	山形県左京市	H27	志保町都市再生協議会	前九州市志保町	H29
高松市多岐笠池町まち再生協議会	高松市長寿町	H27	吉野町都市再生協議会	北海道吉野町	H30
岡崎市都市再生協議会	山口県岡崎市	H27	長万部まちづくり協議会	北海道長万部町	H30
水戸市都市再生協議会	茨城県水戸市	H28	四万十町都市再生協議会	鹿児島県四万十町	H30
香川県香川町まち協議会	埼玉県香川町	H28	徳島市都市再生協議会	徳島県徳島市	H1
北原市都市再生協議会	千葉県北原市	H28	高松市都市再生協議会	高松市高松町	H1
竹野市まちなか協議会	広島県竹野市	H28	那珂市まちなか協議会	福岡県那珂市	H2

● 潜在快速性等向上区域の指定実績（16件） ※令和2年10月末時点

区域名称	自治体	指定年度	区域名称	自治体	指定年度
旧 東京圏副都心地区準近郊圏外上地域	大塚市厚木市	R2	治田地区	東京都治田区	R2
かんばら圏外地区 (群馬県太田市計画区域域内の見込地)	大塚市厚木市	R2	新有線南道路、中川線沿道地区	埼玉県さいたま市	R2
あべの圏外地区 (群馬県高崎市計画区域域内の見込地)	大塚市厚木市	R2	小形駅前地区	神奈川県川崎市	R2
水戸圏外地区 (群馬県太田市計画区域域内の見込地)	大塚市厚木市	R2	大東駅前周辺地区	千葉県大東市	R2
東上エリア地区多摩支線	豊島区大崎町	R2	神戸駅心フェリーロード地区（国2号線）	兵庫県神戸市	R2
豊島区一豊駅前地区	豊島区都立町	R2	ウエーブエリア	広島県福山市	R2
神奈川エリア地区	横浜市長谷町	R2	浜三浦駅前周辺地区	大分県津久野町	R2
小倉駅前地区	福岡県北九州市	R2	鶴巻駅前中央地区（国2号線）	鹿児島県鶴巻町	R2

● 河川敷地占用許可を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績（5件） ※令和2年10月末時点

活用主体	区域指定日	河川管理官	実施事業
当水町	H26.3.24	国土交通省中部地方整備局	サイクリングロード整備事業
笠原町 （一地区）大船エゾアマネージメント	H28.7.3 H30.4.1	国土交通省中部地方整備局	ふもろ及び川端と一帯をなす商店、第四河内 カーシェアリングカーの取組および整備イベント
まらぶくり復興団 （一地区）二子三川エスリアマネジメンツ	H28.3 H2.10.12	徳島県 国土交通省關西地方整備局	河川敷を活用したイベント等 防災施設の管理運営、アウトドアオフィス事業の管理運営

● 補助対象事業を含まない都市再生整備計画の策定状況（15件） ※令和2年10月末時点

地区名	策定年月	自治体	活用する認定制度
うのまち先行開発地区	H24.11 H30.2	大東市大東市	道路占用許可の特例、都市計画地区指定
西山新築口地区	H25.2	所山町所山町	道路占用許可の特例
神岡550・ウォーターフロント地区	H28.8	兵庫県神戸市	道路占用許可の特例
千原550地区	H28.0	千原町千原町	道路占用許可の特例
新築地区の地区	H28.4	東武郡新築町	道路占用許可の特例
お船地区指定	H28.12	千歳町千歳町	都市計画地区指定
長井地区指定	H29.3	宮城県仙台市	都市計画地区指定
堺区第二新築地区指定（第2期）	H30.3	堺市堺区	道路占用許可の特例
栄・伏見・大田地区	H30.3	愛知県名古屋市中区	道路占用許可の特例、河川敷占用許可の特例、都市計画地区指定 ※令和2年10月末時点、当該地区に付いて補助対象事業を含む
北岸船岡地区	H30.11	東京都中央区	道路占用許可の特例、都市計画地区指定
江東区コミュニティサイクル整備地区	H30.11	東京都江東区	都市計画地区指定の特例
神戸ハーバーランド地区（第2期）	H31.2	兵庫県神戸市	道路占用許可の特例、都市計画地区指定 ※令和2年10月末時点、当該地区に付いて補助対象事業を含む
横浜町コミュニティサイクル整備地区	H1.9	神奈川県横浜市長官	都市計画地区指定の特例
二子三川新築地区	H2.10	東京都港区港区	河川敷地占用許可の特例

法人区分別都市再生推進法人一覧 (法第 118 条～第 123 条)

都市再生推進法人一覧 (75 法人・指定日別)

● まちづくり会社 (44 団体) 1/2 ※令和 2 年 10 月末時点

指定日	所在地	法人名	指定日	所在地	法人名
H23.12.9	札幌市	札幌大通まちづくり株式会社	H26.12.26	札幌市	株式会社 東川旭輝守会
H24.2.2	富山市	株式会社 富山市西アスタ	H26.12.28	札幌市	株式会社 ツカヤツヤキリ会
H24.2.30	東京都	株式会社 豊田まちづくりカンパニー	H26.12.26	札幌市	株式会社 豊田クリエティブ
H24.3.28	川崎市	株式会社 まちづくりの館	H30.1.29	札幌市	ニホカ交通株式会社
H25.4.13	福井県	まちづくり福井株式会社	H30.2.20	大津市	株式会社 まちづくり大津
H25.8.2	千代田市	株式会社ワンマンプロジェクト 株式会社	H30.2.22	高松市	アミテラまちづくり株式会社
H26.5.20	千代田市	千代田市開発株式会社	H30.2.26	大府市	株式会社 キャンパシ大府
H26.12.7	高松市	高松まちづくり株式会社	H30.10.1	川口市	川口市開発株式会社
H27.3.8	徳島県	株式会社 まちづくり徳島	H30.10.5	春日市	高松まちづくり株式会社
H27.3.20	高松市	ニホカ高松株式会社	H30.10.26	京都市	株式会社 コーシキホト
H27.7.13	心づき	株式会社まちづくり 株式会社	H30.11.1	水戸市	株式会社 まちみくら
H28.8.30	福岡県	株式会社 ジュイ・エスピリット	H30.12.28	多治野市	多治野まちづくり株式会社
H29.8.1	長野県	長野まちづくり株式会社	H31.1.21	香取市	株式会社 PAGE
H29.7.7	岐阜県	関ヶ原を思い起こすに 株式会社	H31.2.12	神戸市	神戸ハーバーランド株式会社
H30.12.26	札幌市	株式会社 沢村まちづくり	H31.3.6	豊田市	アディバンス豊田月マナジメント 株式会社
H30.12.26	札幌市	株式会社 sunpath (サスカパ)	H31.5.16	宇治市	株式会社 みるいなりやま

147

● まちづくり会社 (44 団体) 2/2 ※令和 2 年 10 月末時点

指定日	所在地	法人名	指定日	所在地	法人名
H31.5.23	岩手県	株式会社 まちづくり岩手	H2.3.21	宇都宮市	株式会社 にぎわいで夢
H31.5.22	岩手県	株式会社 中津野守会	H2.5.29	高松市	株式会社 街づくりまなぼう
H31.8.13	新潟県	新潟市まちづくり株式会社	H2.8.19	高松市	アコス株式会社
H31.8.26	新潟県	株式会社 新潟まちづくり公社	H2.8.31	札幌市	株式会社 HYAKUSHO
H31.12.16	山形県	株式会社 アダナナ	H2.10.1	福岡市	株式会社 まちづくり福岡
H2.3.16	長野県	緑川まちづくり株式会社	H2.10.21	高山市	おみやままちづくり株式会社

● 社団・財団法人 (24 団体) ※令和 2 年 10 月末時点

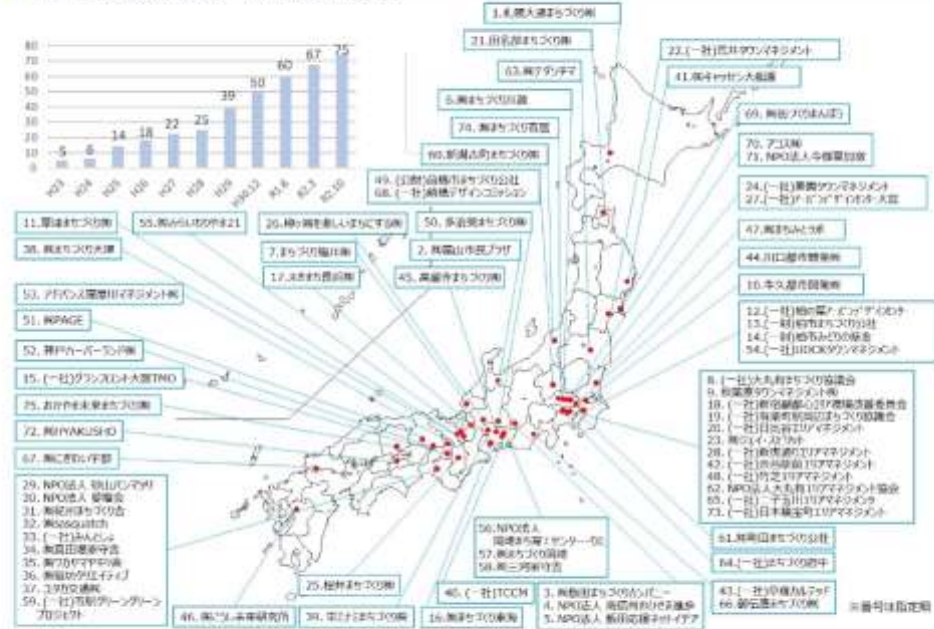
指定日	所在地	法人名	指定日	所在地	法人名
H25.2.3	千代田市	一般社団法人 大塚町・東の川・常盤川地区まちづくり協議会	H26.12.26	札幌市	一般社団法人 みんとしゅ
H25.3.14	岐阜県	一般社団法人 岐阜アールバザデザインセンター	H26.3.23	豊田市	一般社団法人 YCOM
H26.2.14	岐阜県	一般社団法人 岐阜まちづくり公社	H26.5.17	宗谷市	一般社団法人 宗谷駅前エリアマネジメント
H26.3.31	岐阜県	一般社団法人 岐阜みどりの未来	H26.6.24	厚岸町	一般社団法人 厚岸カネアット
H26.7.26	大塚市	一般社団法人 グランフロント大塚 MIO	H26.11.27	東京都港区	一般社団法人 竹芝エリアマネジメント
H27.3.26	新潟県	一般社団法人 新潟県心エリア開発推進委員会	H26.12.16	石巻市	公益財団法人 石巻まちづくり公社
H27.6.2	千代田市	一般社団法人 有明川地区まちづくり協議会	H26.3.20	岐阜県	一般社団法人 UPOK ドラッグマネジメント
H27.6.24	千代田市	一般社団法人 若林エリアマネジメント	H2.6.18	佐賀市	一般社団法人 佐賀グリーンデザインプロジェクト
H28.1.14	徳島県	一般社団法人 徳島タウンマネジメント	H2.3.20	堺市	一般社団法人 まちづくり堺
H28.1.22	さいたま市	一般社団法人 美園タウンマネジメント	H2.2.21	新田町	一般社団法人 ニホカ川エリアマネジメント
H29.10.4	さいたま市	一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮	H2.8.1	松本市	一般社団法人 松本デザインコンソーシアム
H29.10.16	東京都港区	一般社団法人 丸の内エリアマネジメント	H2.9.15	中央区	一般社団法人 丸の内駅前エリアマネジメント

148

● NPO法人（7団体） 令和2年10月末時点

指定日	所在地	法人名	指定日	所在地	法人名
H24.3.30	徳島市	特定非営利活動法人 徳島川ありきま基金	R1.5.22	岡崎市	特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた
		特定非営利活動法人 いのち応援ネットイデア	R1.11.20	千代田区	特定非営利活動法人 北大東エリアマネジメント協会
H24.12.26	徳島市	特定非営利活動法人 華山パンマツリ	R2.8.14	粟飯市	特定非営利活動法人 今徳農産局
H24.12.26		特定非営利活動法人 愛徳会			

● 都市再生推進法人（75法人） 令和2年10月末時点



都市再生整備計画を活用した協定等の実績一覧（法第46条ほか）

● 都市利便性協定の締結実績（24件）1/3 ※令和2年10月末時点

協定締結者	締結日	都市利便性協定の内容	日常生活に関する事項等
富山県、(株)まちづくりみやま	H24.3.29	コスト削減、管理改善	(株)まちづくりみやまが日常管理や清掃を活用したイベントを実施 ※協：(株)富山市民プラザとなりH25.1月に更新
川崎市、(株)まちづくり川崎	H24.8.7	自転車駐輪場確保	サイクルポート周辺の維持管理を実施
北海道開発局、 札幌大通まちづくり(株)	H25.3.28	教育施設、ふもろ広	札幌大通まちづくり(株)が日常管理や都市利便性協定を活用したイベントを実施
琴弾市、東通まちづくり(株)	H25.12.27	公園施設 (印上広場、管理改善、夏休開放)、 にぎわい広場の無償貸出等協定 (園外デッキ、テラス、イス)	琴弾まちづくり(株)が日常管理や都市利便性協定を活用したイベントを実施
大原市、 エス・ティー・ティ都市開発(株)、 三井住友建設(株)行務、 株式会社ハラス(株)、 ノースアセット管理目的会社、 安永電機(株)、 三菱地所(株)、 一般社団法人グランフロント大阪TMO	H25.12.5	歩道橋建設、オーブンカフェ、売店等、 ふもろ・バーベキュー広場、敷地内広場、 案内サイン、案内パンチ、 案内用看板コンシグメント、 多機能トイレ(多機能設備)、 休憩カメラ、アップライト	協定管理、違法駐輪対策への取り組み、良好な街並みの実現、 安全な歩行者環境の確保
津島市、(株)まちづくり島津	H24.2.16	教育施設、駅前施設 その他これらに関するもの	清掃、美化活動、広場の管理等

133

● 都市利便性協定の締結実績（24件）2/3 ※令和2年10月末時点

協定締結者	締結日	都市利便性協定の内容	日常生活に関する事項等
京都市、京都市まちづくり(株)	H24.12.2	管理施設、管理施設、管理施設、案内施設その他これらに関するもの 広場等、案内板、看板、付録、案内、バーベキュー、墓、アーチその他これらに関するもの	清掃、美化活動、看板等、告知看板及び案内施設等
松本市、一般社団法人まじりの基金	H25.2.3	管理施設、案内施設	一般社団法人まじりの基金が日常管理中都市利便性協定を活用したイベントを実施
高山市、えんまち推進(株)	H24.5.14	道路開通のための道路、駐車場、広場、ふもろ、ベンチ及び駐輪場等	日常管理施設はえんまち株式会社が発注、管理に関する費用は協定区分に応じて協定者間で分担し、協定区分・協定の維持管理、清掃・点検・点検、点検等の実施、利用客への案内等
大原市、エス・ティー・ティ都市開発(株)、 三井住友建設(株)行務、株式会社ハラス(株)、 ノースアセット管理目的会社、安永電機(株)、 三菱地所(株)、一般社団法人グランフロント大阪TMO	H24.2.14	広場等、バーベキュー広場、オーブンカフェ、売店、 案内サイン、多機能トイレ、休憩カメラ、案内パンチ、 案内用看板コンシグメント、案内用多機能トイレ、案内用広場	都市利便性施設及び付録等、都市管理の実施、違法駐輪対策への取り組み、良好な街並みの実現、安全な歩行者環境の確保
さいたま市、 一般社団法人デザインセンター大宮	H24.2.20	にぎわい広場の確保のための道路、林道施設	都市利便性施設を活用してまじりのにぎわい広場に活用するイベントを実施、管理に関する費用は協定区分ごとに協定者間で分担し負担
名古屋市、栄ミナミまちづくり(株)	H24.3.27	デジタルサイネージ、シェアサイクルポート、 アーチ施設広場、看板駐輪場等	都市利便性施設活用等の清掃、美化活動等
東上まちづくり(株)、 宗家(株)豊後(株)	H24.3.30	シェアサイクルポート	都市利便性施設活用等の清掃、美化活動等
藤井市、まちづくり藤井(株)	H24.4.4	管理・案内・管理施設、 広場等・看板、案内パンチ、広場	協定区分におけるイベント等の管理・運営と清掃・美化活動、 ボランティア等の管理
北海道開発局、 東上まちづくり(株)	H24.5.25	デジタルサイネージ、シェアサイクルポート	都市利便性施設活用等の清掃、美化活動等
京橋市、(公)京橋まちづくり公社	H21.5.8	広場、ふもろ、案内施設、林道施設	都市利便性施設を活用したイベントの実施と施設の日常管理
神戸市、神戸ハーバーランド(株)	H21.1.14	管理施設、案内施設、広場、広場、橋等	都市利便性施設を活用したイベントの実施と施設の清掃・点検等の維持管理

134

● 都市利便性向上協定の継続実績（24件）3/3 ※令和2年10月末時点

協定開始者	開始日	協定の概要(内容)	日常生活に関する事項
岩崎町、(株)PAGE	H31.5.27	協定の継続実施	協定者が(株)PAGEを協定管理会社とし、(株)PAGEが協定の運営、管理
金沢市、(一社)TCOM	H23.3.20	読書館、ペダストリアンデッキ、インフォメーション施設、児童遊園	広域の利便に対する付加価値、都市の活性化施設及び周辺の開発、活性化施設、まちづくり等
静岡市、(一社)草花カルテッド	H21.7.13	売場の店舗改装、店舗改装、店舗改装、店舗改装、店舗改装	都市の活性化施設及び周辺の開発管理の実施、良好な環境の保全
静岡市、(一社)草花カルテッド	H21.7.13	売場の店舗改装、店舗改装、店舗改装、店舗改装、店舗改装	都市の活性化施設及び周辺の開発管理の実施、良好な環境の保全
兵庫県、(一社)西野建設エリアマネジメント	H21.10.10	公共施設、公共施設、コインロッカー、カフェ及び駐輪場の付、バス定期乗降所及びバス乗降所、道路の改良	道路サービスレベル向上事業を協定して実施することにより一体的な管理を行う
静岡市、協定者まちづくり(株)	H21.10.18	協定の継続、オープンカフェ施設	道路の改良、安全な通行の確保

● 都市利便性向上協定（24件・18市区） ※令和2年10月末時点



● 都市再生歩行者経路協定の締結実績（2件） ※令和2年10月末時点

協定の概要	締結日	協定内容	日常生活に関する事項
新四市、 大分県東国吉(株)、 (株)西日本シティ銀行、 (株)TAKプロパティ	H21.9.30	歩行者専用道(延長50m・幅員6m、地上仕立入口)	大分県東国吉(株)無形通称の案内・防犯工事等を含む日常の管理業務を 実施
深沢、 東栄社、 東栄町東栄町(一)歩行者専用道、 (株)アールビロブランド	H24.1.10	歩行者専用道、歩行者デッキ、民間施設への連携等	深沢町協定で民間施設等の管理委託を受ける、日常の管理業務を実施

● 都市再生整備歩行者経路協定の締結実績（1件） ※令和2年10月末時点

協定の概要	締結日	協定内容	日常生活に関する事項
えきまち広場(株)、 西日本、 (株)千代田、 JR西日本(株)、 ほく上町庁舎第14号	H23.12.28	ペDESTリアンデッキ、駅前広場整備	各協定の関係区分に基づき各自が日常業務を実施。ただし、市の駅周辺等 及び駅構内等は第三者の管理施設については、第三者が第三者が日常管 理を実施

● 道徳活用許可の特例の活用実績（44件）1/2 ※令和2年10月末時点

活用主体	開始年度	道徳活用	活用内容
新宮駅前西武百貨店	H24	新宮市	オープンカフェ（食料取扱）の設置、地域ホールに設置した広場の設置
(一社)ドラッグフロント大塚TMO	H25	大宮市	オープンカフェ（食料取扱）の設置、広場・パター広場の設置
札幌大通りづくり(株)	H25	北海道厚別区	オープンカフェ（食料取扱）の設置、広場の設置
東横よりみちオープンカフェ推進協議会	H25	新札幌・厚別区	オープンカフェ（食料取扱）の設置
東横よりみち(株)の(有)推進協議会	H25	新札幌・東横市	コミュニティサイタルステーションの設置
鶴山市	H25	中區鶴岡事務所	コミュニティサイタルステーションの設置
野鳥観察の地産地消推進協議会	H25	東宮市	休憩施設の設置
(一社)道の駅アールヴィンテージセンター	H26	徳市	休憩施設の設置、パター広場の設置
新成造りよりみちマネジメント協議会	H26	新宮市	オープンカフェ（食料取扱）の設置
えらづくり(株)	H26	徳市	オープンカフェ（食料取扱）の設置
徳市、(公社)徳市観光協会	H26	徳市	観光案内所の設置
(株)えらづくり新宮	H26	新宮市	オープンカフェ（食料取扱）の設置
富士見南口歩行者専用道	H26	千葉市	オープンカフェ（食料取扱）の設置、休憩ブース（休憩施設）の設置、マーケット、路上パフォーマンスの広場、ストリートフェスの広場、パター広場の設置
北PO法人特+イオ(株)北九州	H26	北九州市	コミュニティサイタルステーションの設置
徳市(有) 徳市物産推進協議会	H26	徳市	休憩施設の設置、パター広場の設置
マイカバーキング(株)	H26	徳市	コミュニティサイタルステーションの設置
新宮市	H27	新宮市	オープンカフェ（食料取扱）の設置、休憩ブース（休憩施設）の設置、広場の設置
千葉駅前西武百貨店	H27	千葉市	フリーマーケットの実施
千葉市中心市街地えらづくり協議会	H27	千葉市	地産地消推進協議会、オープンカフェの実施
ロエス・リオデオン(株)	H27	千葉市	カフェの実施
パナソニックエレクトロニクス(株)千葉支店	H27	千葉市	工房、オープンカフェの実施

● 道県占用許可の特例の活用実績 (44 件) 2/2 ※令和2年10月末時点

活用主体	開始年度	道県実証者	活用事業
近畿店りばな色研研協会	H07	千葉県	フリーマーケット、夏まつりの実施
千葉都心イルミネーション実行委員会	H07	千葉県	エネーションにおけるパナール照の設置
(公)千葉市観光局協会	H07	千葉県	観光PRイベントの実施
センシティビルディング管理組合	H07	千葉県	キリシム文化施設等化の設置
環まもづくり会	H07	千葉県	オープンカフェ等の実施
筑波大	H07	茨城県	コミュニティサイタル実証
一社)船橋まちづくり公社	H08	10社	オープンカフェ(夜間利用)の設置、仏舎利・パナール照の設置
NPO 法人 環まもづくり推進機構	H09	千葉県	オープンカフェ実証
ふたば	H09	千葉県	千葉駅南大通りでの実証調査
一社)駅前通りエリアマネジメント	H09	千葉県	オープンカフェ及び店舗の設置(夜間・昼間同時)
多摩センター地区連絡協議会	H09	千葉県	オープンカフェの設置
まちづくり協議会	H09	茨城県	オープンカフェの設置
一社)沼田駅前エリアマネジメント	H07	15市区	食事施設及び昼食店の設置
千葉商工会議所	H09	千葉県	歩行者天国(皇宮前線・高島橋線)
環まもづくり(株)	H09	千葉県・中部地方整備局	アーケード広場(若狭のみ)、デジタルサイネージ、シェアサイタルの実証
環まもづくり大塚	H09	大塚市	食事施設、喫茶施設、品管付、看板、サイタルボードの設置
池袋駅前クリエイティブ	H09	池袋市	道路空間を活用した昼食実証(歩道)
新大塚	H09	新大塚市	食事施設、アイス、テーブル等の設置
一社)TCCM	H09	千葉県	広さ多岐の設置・実証、マーケットの開催(オープンカフェ等の設置)
茨城県実証	H09	10市区	自転車駐輪場(サイクルボード)の設置
一社)東海カナルネット	H09	静岡県	食事施設等の設置、実証
公計)船橋まちづくり公社	R1	15市区	食事施設、施設施設その他様々な施設(オープンカフェ等)
池袋バリエーション	R2	107市	コミュニティサイタルボード(自転車駐輪場)で自転車を買取する事業の用に供するもの(整備・管理、オープンカフェ(テーブル、椅子、バスケット、ベンチ等))

● 道県占用許可の特例 (44 件・26 市区) ※令和2年10月末時点



1. 札幌大通まちづくり(株)(札幌市)
2. 沼津まちなかオープンカフェ推進協議会(沼津市)
船橋まちなかコミュニティサイタル推進協議会(船橋市)
まもづくり協議会(船橋市)
3. 富士見商店街協議会(千葉市)
千葉都心イルミネーション実行委員会(千葉市)
千葉市街中地区まちづくり協議会(千葉市)
ウエストリアフロント会(千葉市)
パソルキャッパリー実行委員会(千葉市)
常陸通り商店街協議会(千葉市)
千葉都心イルミネーション実行委員会(千葉市)
(公)千葉駅前水産協議会(千葉市)
センシティビルディング管理組合(千葉市)
千葉商工会議所(千葉市)
ふたば(千葉市)
4. (一社)船橋まちづくり公社(船橋市)
(一社)船橋まちづくり公社(船橋市)
5. 千葉駅前商店街協議会(千葉県)
駒込通りエリアマネジメント協議会(東京都)
(一社)沼田駅前エリアマネジメント(茨城県)
一社)池袋駅前通りエリアマネジメント(東京都)
6. 池袋駅前商店街協議会(東京都)
7. (公)船橋市観光協会(船橋市)
8. まちづくり機構(株)(船橋市)
9. (株)まちづくり機構(船橋市)
10. (一社)グランフロント大塚TMO(大塚市)
11. サイカバーキング(株)(井原市)
- 神戸市(神戸市)
(株)バーカスティ(神戸市)
12. 新大塚駅前地区商店街協議会(新大塚市)
13. 岡山市(岡山市)
14. NPO 法人 タウンモバイルネットワーク北九州(北九州市)
15. まもづくり実証(茨城県)
16. 船橋市(運営主体:株式会社船山コンサルタント)(船橋市)
17. NPO 法人 千葉都心まちづくり推進協議会(千葉県)
18. 多摩センター地区連絡協議会(多摩市)
19. まもづくり(株)(東京都)
20. (株)まちづくり大塚(大塚市)
21. (株)池袋駅前クリエイティブ(池袋市)
22. 船橋市(船橋市)
23. (一社)TCCM(船橋市)
24. 茨城県実証(茨城県)
25. (公計)船橋まちづくり公社(船橋市)
26. 一社)沼田駅前カナルネット(沼津市)

● 都市公園占用許可の特例の活用実績（7件） ※令和2年10月末時点

占用主体	開始年度	公園管理費	実施内容
経済団	H79	経済団	経済公園におけるサイタルスアーション（遊歩車取組器具）の整備
長友アミまろづくり(株)	H80	まろ製菓	市川公園、東門前公園にてシェアサイクルポートを設置
06まろづくり大津	H80	大津市	まらなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
ニホの文芸館	H80	沼津市	まらなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
立川区、民間事業者	H80	立川区	まらなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
1-11竹芝エリアマネジメント	R1	東京都	ナイトアップイベント
06Open Street	R2	千葉市	シェアサイクル専用

● 都市再生推進法人による都市再生整備計画の提案実績（18件） ※令和2年10月末時点

提案名	提案日	提案内容
札幌大森まろづくり(株)	H25.1.29	都市再生推進法に関する事項、施設占用許可の特例に関する事項
まろづくり福祉(株)	H25.12.19	施設占用許可の特例に関する事項
1-1北1 アラフフロント大塚 TMO	H26.10.16	都市再生整備計画のうち先行開発地区の提案を提案
1-1東1 相模まろづくり(株)	H27.12.29	施設占用許可の特例に関する事項
草津まろづくり(株)	H28.4.29	都市再生推進法上の問題について
大さくら児童館(株)	H28.11.28	都市再生推進法に関する事項、都市再生整備計画の記載内容に関する事項
1-1北1 昭和みどりの教会	H28.12.22	市川公園地区の公園及び緑地を売却し、新たな公園づくりや地域コミュニティの再生を目的にエリアマネジメントを実施
1-1北1 高井アキアマネジメント	H29.3.7	民間が公園内に遊歩道を設置し、その収益によって公園全体の維持管理を行うことで、新たな公園空間の創出やまらの変換・にぎわいづくりを図る
1-1北1 新大塚エリアマネジメント	H29.10.10	地域にぎわい創出に資する役割を明確に拡大するため、施設占用の特例活用
1-1北1 アラフフロント大塚 TMO	H29.12.12	市川園（H25～H27年度）を継承した四年次整備計画提案（期間：H29～H4年）
1-1北1 アーバンデザインセンター大塚	H29.12.26	都市再生推進法制度の活用
東2アミまろづくり(株)	H30.3.3	自転車サイエンス事業、有形施設整備、シェアサイクル事業、アート活動による事業の活用
1-1北1 TCDM	H30.5.7	施設占用の特例活用、都市再生推進法について
06まろづくり大津	H30.6.21	施設占用許可申請、都市公園占用許可申請（シェアサイクルポートの設置）
1-1北1 辻島製塩エリアマネジメント	H30.10.1	民間事業者が所有する公園空間（にぎわいのある複合型複合施設）の整備・活用・管理を図るため、施設占用許可の特例を活用した実施計画及び経営計画の提案
まろづくり福祉(株)	R1.12.23	市川公園地区の公園管理の活用
06市川まろづくり公社	R1.3.26	施設占用許可の特例に関する事項
1-1北1 二子川エリアマネジメント	R2.7.1	まち、都市公園、市川園が一体となった地域に「にぎわい創出」を目的とする地域の防災意識と自然環境の保全意識の向上

事例-2 まちづくり福井株式会社

都市再生推進法人「まちづくり福井(株)」は、官民連携まちづくりのコーディネーターとして、都市利便増進協定を活用した賑わい創出事業など、福井駅周辺の中心市街地に賑わいと回遊性を生み出すための事業を展開している。

■ 協定概要

- 協定締結者：福井市、まちづくり福井株式会社
- 協定締結日：平成30年4月4日
- 都市利便増進施設
 - テーブル、イス、テント、音響設備、広告塔、街路灯 など
- 日常管理に関する事項
 - 都市利便増進施設を活用し、イベントを実施できる。
 - 日常の管理業務はまちづくり福井(株)にて実施

■ 協定を活用した賑わい創出事業

- まちづくり福井(株)が申請主体となり、道路占用許可及び使用許可を取得し、協定区域内の市道を歩行者天国化(毎週日曜)。
- 歩行者天国化した市道と公園において、「オープンカフェ」等を行う賑わい広場「ソライロテラス」にて運営
- 「オープンイベント」(ライブや音楽発表など)、「オープンテラス」(軽飲食販売)、「オープンカフェ」について、まちづくり福井(株)が出店者を募集し、各種イベントを実施



2.2. エリアプラットフォームの普及啓発を目的とした冊子の作成

2.2.1. 冊子作成の目的

官民連携によるまちづくりを進めるための枠組みである「エリアプラットフォーム」の普及啓発や、実際に活動に取り組む際の参考資料とするため、パンフレットを作成した。

2.2.2. 冊子のポイント

以下に、冊子作成における主なポイントを示す。

2.2.2.1. エリアプラットフォームを緩やかに定義することによる先進地区の幅広い抽出

「エリアプラットフォーム」は、令和2年度「官民連携まちなか再生推進事業」における補助対象事業者として登場した語句である。しかし、まちづくりのために官民の様々な主体が協議・調整する枠組としては中心市街地活性化協議会や様々なまちづくり協議会、エリアマネジメントなど、従来から存在したものである。エリアプラットフォームの要件を厳密に捉えてしまうと、冊子に掲載できる事例数も少なく、普及啓発など冊子目的を果たすことが難しくなる。

今回の冊子においては、エリアプラットフォームを「行政をはじめ、まちづくりの担い手であるまちづくり会社・団体、まちづくりや地域課題解決に関心がある企業、自治会・町内会、商店街・商工会議所等、住民・地権者・就業者などが集まって、まちの将来像を議論・描き、その実現に向けた取組（＝まちづくり）について協議・調整を行うための場」と緩やかに設定した。これにより、既往の幅広い取組を「エリアプラットフォーム」として紹介できることとなった。

2.2.2.2. 様々な読者層、様々な活用シーンに耐えられる構成の採用

本冊子は自治体関係者のほか、企業や商店主、学生など幅広い読者が想定される。したがって、冊子の内容や表現もそれに配慮した。

具体的には、読者が求めるシーンに応じて読む箇所を選べるよう、コンテンツを大きく「概要」「効果」「作り方」「進め方」「先進事例」の5つとした。また、表現もなるべく平易なものとし、専門的な用語をできるだけ排除した。


2.2.2.3. デザインの工夫

幅広い読者が手に取り、読んでもらえるようなデザインを工夫した。全体的に柔らかい雰囲気を用いたグラフィックデザインを採用することで手に取るハードルを下げたことはもちろん、説明文や画像など各素材についても、意味のつながりや流れが自然になるような配置に留意した。

2.2.3. 冊子の作成

作成した冊子を以下より示す。






基本的なイメージを知る


エアプラットフォームって何だろう？

行政をはじめ、まちづくりの担い手であるまちづくり会社・団体、まちづくりや地域課題解決に関心がある企業、自治会・町内会、商店街・商工会議所等、住民・地産者・事業者などが集まって、まちの将来像を議論・話し、その実現に向けた取組「＝まちづくり」について協議・調整を行うための場が、エアプラットフォームです。

「エアプラットフォーム」とは、おおむね以下の要件が揃った協議の場です



自治会・町内会等
地域に密着した組織



専門的な知識の
豊富な組織がある



多様な関係者による
多様な関係の組織



まちづくりの場
（プラットフォーム）

エアプラットフォーム構成者の多様な顔ぶれ

エアプラットフォームに集う主体（関係者）のうち、エニエゴ経済学友会の一員です。役割の多様性と協働が、まちの魅力を高めるための活動の推進にも多様な目的で、協働が実現しています。

まちづくり会社・団体

地域のまちづくりを推進する組織として、まちづくり活動において中核的な役割を担うことが期待されます。

商店街・商工会議所等

地域産業や地域の未来の発展に貢献し、消費者や事業者とのつながりを強化することでまちづくりの推進が期待されます。

公共交通事業者

鉄道・バス等有形な公共交通事業者であり、駅前周辺まちづくりなどに関与することが期待されます。


まちづくりに関心を有する地産団体等

地域経済や文化の振興に力を入れている団体や個人、市民団体などからまちづくりの推進が期待されます。

独立行政法人

まちづくりに関する調査・研究やまちづくりの推進などを行う組織であり、まちづくりの推進が期待されます。

構成者



企業

事業によるまちづくりの推進、まちづくり活動の推進が期待されます。

自治会・町内会

地域住民の生活に密着し、まちづくり活動の推進が期待されます。

住民・地産者・事業者

まちづくりに関心を持ち、まちづくり活動の推進が期待されます。

行政

まちづくりに関する調査・研究やまちづくりの推進が期待されます。

公共施設管理者

公園、学校、市民センターなどの公共施設に密着し、まちづくり活動の推進が期待されます。

交通管理者

道路や公共交通機関の管理者であり、まちづくり活動の推進が期待されます。

専門人材

まちづくりに関する調査・研究やまちづくりの推進などを行う組織であり、まちづくりの推進が期待されます。

中堅支援組織

まちづくりに関する調査・研究やまちづくりの推進などを行う組織であり、まちづくりの推進が期待されます。

大学

まちづくりに関する調査・研究やまちづくりの推進などを行う組織であり、まちづくりの推進が期待されます。

加速するまちの変化を知る

エアプラットフォーム構築の効果

はじめに、まちにエアプラットフォームができることで期待される代表的な効果と、対応する取組事例をご紹介します。どのような変化や効果が得られたのでしょうか。

全国のまちづくりの現場から

エアプラットフォームを構築したまちづくりに取り組んでいる自治体に対して、構築した効果や取組事例を調査し、「新しいまちづくり」「まちづくりの現場から」をテーマとした調査結果を発表しました。

Voice : 1

エアプラットフォーム構築の効果は？



対応する取組事例は？



「全国のまちづくりの現場から」は、以下の調査結果をもとに、作成しています。

エアプラットフォームに関する調査

調査対象	エアプラットフォームを構築した自治体（2023年度調査）	調査対象	2023年度調査（2021年度調査）
調査項目	エアプラットフォームの構築状況や効果に関する調査	調査項目	エアプラットフォームの構築状況や効果に関する調査
調査対象	エアプラットフォームを構築した自治体（2023年度調査）	調査対象	2023年度調査（2021年度調査）
調査項目	エアプラットフォームの構築状況や効果に関する調査	調査項目	エアプラットフォームの構築状況や効果に関する調査

まちづくりの現場の声からわかった「構築の効果」

本ページでは、特に効果があった5つの効果について、それぞれ詳しくご紹介します。

担い手の拡大

活動に関与する担い手の増加により、まちづくりの推進が期待されます。

手続きのワンストップ化

まちへのアクションを実現するため、関係者の連携を促進し、まちづくりの推進が期待されます。

にぎわいの創出

まちづくりの推進により、まちの魅力を高め、まちづくりの推進が期待されます。

住民の意識向上・ネットワーク形成

まちづくりの推進により、住民の意識を高め、まちづくりの推進が期待されます。

まちなみや景観の形成

まちづくりの推進により、まちの魅力を高め、まちづくりの推進が期待されます。

近郊不動産の活用

まちづくりの推進により、まちの魅力を高め、まちづくりの推進が期待されます。

100年 100年

100周年記念事業

（学芸系・芸術系）

キャンセシ大創業
ユニアプラットフォーム



「100年後の大創業人」に引き継ぐまちづくり」に向けた人材育成

日本の経済社会の中心に位置する、卒業生が活躍の場を創出する大創業家育成は、キャンセシ大の強みである。キャンセシ大の強みである。卒業生が活躍の場を創出する大創業家育成は、キャンセシ大の強みである。卒業生が活躍の場を創出する大創業家育成は、キャンセシ大の強みである。

100周年記念事業

（学芸系・芸術系）

100年 100年

100周年記念事業

（経済系・社会系）

ササバハツまちづくり



農業プロジェクトをワークショップで実現

本学が取り組んでいる農業プロジェクト「ササバハツ」は、2017年よりスタートした。2020年、キャンセシ大の強みである。卒業生が活躍の場を創出する大創業家育成は、キャンセシ大の強みである。

100周年記念事業

（経済系・社会系）

100年 100年

100周年記念事業

（経済系・社会系）

伊豆長岡温泉イノヴィエーション



地域資源を活用した新しいまちづくり

湯治が中心の町である伊豆長岡温泉は、地元の産業や観光資源を活かして、温泉地ならではのまちづくりを進めている。2017年、キャンセシ大の強みである。卒業生が活躍の場を創出する大創業家育成は、キャンセシ大の強みである。

100周年記念事業

（経済系・社会系）

100年 100年

100周年記念事業

（経済系・社会系）

まちへの愛と相互ネットワークによる新しいまちづくり



まちへの愛と相互ネットワークによる新しいまちづくり

まちへの愛と相互ネットワークによる新しいまちづくり。まちへの愛と相互ネットワークによる新しいまちづくり。まちへの愛と相互ネットワークによる新しいまちづくり。

100周年記念事業

（経済系・社会系）

100年 100年

100周年記念事業

（学芸系・芸術系）

柏の葉
アーバンデザインセンター



学、民、市の連携を軸にした良質な都市空間の創成

学、民、市の連携を軸にした良質な都市空間の創成。学、民、市の連携を軸にした良質な都市空間の創成。学、民、市の連携を軸にした良質な都市空間の創成。

100周年記念事業

（学芸系・芸術系）

100年 100年

100周年記念事業

（経済系・社会系）

多治見市中心市街地
活性化協議会



リノベーションと出店促進によるにぎわいの再生

リノベーションと出店促進によるにぎわいの再生。リノベーションと出店促進によるにぎわいの再生。リノベーションと出店促進によるにぎわいの再生。

100周年記念事業

（経済系・社会系）

100年 100年

100周年記念事業

（学芸系・芸術系）

KEY PERSON'S VOICE



100周年記念事業

（学芸系・芸術系）

100年 100年

100周年記念事業

（経済系・社会系）

KEY PERSON'S VOICE



100周年記念事業

（経済系・社会系）

100年 100年

100周年記念事業

（学芸系・芸術系）

KEY PERSON'S VOICE



100周年記念事業

（学芸系・芸術系）

100年 100年

100周年記念事業

（経済系・社会系）

KEY PERSON'S VOICE



100周年記念事業

（経済系・社会系）

TOP10

100周年記念事業

（学芸系・芸術系）

コロナ禍における柔軟なまちづくり活動



日頃から築いてきたネットワーク活用によるコロナ禍での迅速な対応の実現

日頃から築いてきたネットワーク活用によるコロナ禍での迅速な対応の実現。日頃から築いてきたネットワーク活用によるコロナ禍での迅速な対応の実現。

100周年記念事業

（学芸系・芸術系）

まちづくりの具体的な取組を知る

エリアプラットフォームの取組の展開

エリアプラットフォームを活用したまちづくりにおいては、エリアに関係する幅広い方々に「得共集」の共有をした上で、「具体的な取組」を進めていくことが大切です。取組を進めている地区では、どのような得共集を掲げているのでしょうか。また、その実現のため、どのようなアクションを起こしているのでしょうか。

エリアプラットフォームを活用したまちづくりのフロー



ビジョン策定

市民でどんなビジョンを共有しよう？

エリアプラットフォームには多様な市民が集うことから、それぞれのミッションは異なるのが自然です。したがって、まちづくり取組を進めるためには、市民間で共有できるエリアの得共集を描くことが重要になります。

具体的取組

何からはじめよう？

共有された得共集を、具体的な取組によって実現に近づけます。関係者連絡での取組もあれば、複数主体がネットワークを結んで取組もあるでしょう。できることから徐々に、地域を大きく育てていくことが重要です。

全国のまちづくりの現場から

エリアプラットフォームを構築したまちづくりの取組から、4つの事例について、「得共集（得共集の取組）」を整理しました。本報に掲載の「得共集・アクションプラットフォームの取組」は、得共集の取組（得共集・取組）と関係している項目。同じ一連の取組が並んでいます。まちの特色や課題を踏まえ、さらに、対応する取組について掲載しています。また、まちづくりの取組は、人々の暮らしを豊かにするだけでなく、まちづくりの取組です。

Voice : 3

（取材協力：札幌市、仙台市、東京都、横浜市）

エリアプラットフォームの活動内容

広報・プロモーションイベントの支援	公民館等の維持管理・活用	空き地・空き家空き店舗の活用	まちづくりチームの策定・活用
53.7%	47.4%	32.6%	31.6%
家族教育・緑化	交通対策	人材育成	防犯・防災活動
27.4%	23.2%	23.2%	13.7%
飲食・物産事業	公民館等の施設管理・運営	高齢者関係事業 （高齢者支援）	公民館事業
11.6%	8.4%	6.3%	4.2%

これらの活動内容の具体的な内容は、ページ32、33、34の「エリアプラットフォームの取組」をご覧ください。

テーマ別・エリアプラットフォームを活用した取組

エリアプラットフォームの活用
（取組者・協賛者）

棒山駅前デザイン会議

広域と周辺のまちを思いどおすノーマルな日常生活を先取りしたイメージ

エリアプラットフォームは、市民、関係者、事業者が連携してまちづくりを進めるためのプラットフォームです。2018年の「まちづくりの取組」を推進し、市民、関係者、事業者が連携してまちづくりを進めるためのプラットフォームです。2018年の「まちづくりの取組」を推進し、市民、関係者、事業者が連携してまちづくりを進めるためのプラットフォームです。

まちづくりの取組
（取組者・協賛者）

草津市中心市街地活性化協議会

テナントミックスを軸とした持続可能な中心市街地活性化

草津市中心市街地活性化協議会は、市民、関係者、事業者が連携してまちづくりを進めるためのプラットフォームです。2018年の「まちづくりの取組」を推進し、市民、関係者、事業者が連携してまちづくりを進めるためのプラットフォームです。

まちづくりの取組
（取組者・協賛者）

ホマクリ協議会

関係人口ネットワークによるエリアリノベーション

関係人口ネットワークは、市民、関係者、事業者が連携してまちづくりを進めるためのプラットフォームです。2018年の「まちづくりの取組」を推進し、市民、関係者、事業者が連携してまちづくりを進めるためのプラットフォームです。

まちづくりの取組
（取組者・協賛者）

札幌駅前通協議会

地下歩行空間の特徴を最大限に活かしたまちづくり

札幌駅前通協議会は、市民、関係者、事業者が連携してまちづくりを進めるためのプラットフォームです。2018年の「まちづくりの取組」を推進し、市民、関係者、事業者が連携してまちづくりを進めるためのプラットフォームです。

実際のまちを舞台に、新しいアイデアを実験 いまここにないもので、みらいのまちをつくる

【活動名・実施主体】

【GDM2】

**第二丁目エリア
プラットフォーム**

エリアプラットフォームの概要




約20年続く 第二丁目のまちづくり

まちづくりの歴史は約20年続いた。第二丁目は、地域のまちづくり活動として、市民参加型まちづくりの先進地として知られている。このまちづくり活動は、市民参加型まちづくりの先進地として知られている。このまちづくり活動は、市民参加型まちづくりの先進地として知られている。



エリアプラットフォームの取組

第二丁目は約20年続いたまちづくり活動の歴史がある。このまちづくり活動は、市民参加型まちづくりの先進地として知られている。このまちづくり活動は、市民参加型まちづくりの先進地として知られている。



KEY PERSON'S VOICE

第二丁目のまちづくり活動は、市民参加型まちづくりの先進地として知られている。このまちづくり活動は、市民参加型まちづくりの先進地として知られている。



長町商店街のまちづくり活動の様子

まちづくり活動の歴史は約20年続いた。第二丁目は、地域のまちづくり活動として、市民参加型まちづくりの先進地として知られている。



国土交通省都市局からのご案内

官民連携によるまちづくりに関する参考情報をご紹介します

エリアプラットフォーム及び民間まちづくりの活動に活用できる制度【予算・税制・金融支援】

- 官民連携まちづくり推進事業 エリアプラットフォーム活動支援事業**

2023年度から「まちづくりまちづくり推進事業」のメニューの一つとして「エリアプラットフォーム」が追加されました。このメニューは、エリアプラットフォームを活用したまちづくり活動の推進を目的としています。

2023 対象・地域	2023 対象・地域	2023 具体的な取組
エリアプラットフォーム事業	民間まちづくり推進事業	エリアプラットフォームを活用したまちづくり活動の推進
- ワークショップ推進補助**

「まちづくりまちづくり」の推進を目的として、ワークショップの開催に補助金を交付します。
- まちづくりファンド支援事業**

まちづくりファンドの活用を促進するため、支援金を交付します。
- まちづくり基金助成等推進支援事業**

まちづくり基金の活用を促進するため、支援金を交付します。

エリアプラットフォーム及び民間まちづくりの活動に活用できる制度【財源確保に関する制度】

- 民間まちづくり活動の財源確保に向けた仕組みの工夫に関するガイドライン**

民間まちづくり活動の推進を目的として、財源確保に関するガイドラインを策定しました。
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）**

地域再生エリアマネジメントの推進を目的として、負担金を交付します。

官民連携まちづくりに関する参考資料

エリアプラットフォームを活用したまちづくり活動の推進を目的として、参考資料を掲載しています。

官民連携まちづくりの進め方

都府県民生態情報誌に基づく制度の活用ガイド

官民連携まちづくりポータルサイト

官民連携まちづくりの推進を目的として、ポータルサイトを開設しました。

官民連携まちづくりの進め方

官民連携まちづくりの推進を目的として、進め方を解説しています。

官民連携まちづくり普及啓発パンフレット

官民連携まちづくりの推進を目的として、普及啓発パンフレットを作成しました。

官民連携まちづくりの進め方	官民連携まちづくりの進め方	官民連携まちづくりの進め方	官民連携まちづくりの進め方
官民連携まちづくりの進め方	官民連携まちづくりの進め方	官民連携まちづくりの進め方	官民連携まちづくりの進め方

2.3. アンケート等の調査による現況、課題、先進事例のとりまとめ

都市再生推進法人等の民間まちづくり団体及び全国の地方公共団体を対象とするアンケート等の調査を実施し、その結果から課題及び先進的な取組等を把握し、冊子等の作成に反映した。

2.3.1. 事前調査

アンケート調査に先立ち、まちづくり団体 2 社へヒアリングを行い、官民連携まちづくりの状況やエリアプラットフォーム活動支援事業に対する意見を収集し、アンケート調査項目へ反映した。

調査対象は、民間まちづくり活動促進・普及啓発活動の実施実績等から以下の①官民連携まちづくりの中間支援的組織、②都市再生推進法人の各 1 社を対象とした。

表 2-1 事前調査の概要

項目	内容	
対象	日本都市計画家協会（1名）	アーバンデザインセンター大宮（1名）
方法	対面	WEB
実施時期	2020年7月31日	2020年8月3日
意見概要	<ul style="list-style-type: none">・ エリアプラットフォームの構築が、小さな規模の地域や団体にとっても新たなネットワークづくりや資金繰りにうまくつながるような仕組みになると望ましい。	<ul style="list-style-type: none">・ UDCO 関係機関の状況をみると、実態としてプラットフォームに近い状態といえるかもしれない。・ まちなか再生推進事業の補助対象事業のうち、普及啓発事業は活用可能性を感じる。

2.3.2. 都市再生推進法人等を対象とした調査の実施

改正法の制度の普及啓発や官民連携によるエリアプラットフォームが構築され、ビジョン実現のために取組んでいる先進的な事例を抽出するため、アンケート調査を実施した。

表 2-2 都市再生推進法人等を対象とした調査の概要

項目	内容
対象	エリアプラットフォームへの関連の可能性がある、都市再生推進法人を中心としたまちづくり団体約 250 者
方法	WEB アンケート
実施時期	令和 2 年 10 月 30 日～令和 3 年 1 月 22 日
有効回答数	84

2.3.2.1. 調査対象

下表に示す対象者のうち、連絡が可能であった約 250 団体へ調査依頼を行い、調査票・WEB 回答用 URL をメール配布のうえ、調査を実施した。

表 2-3 調査対象

対象の分類		調査対象者数※
1	都市再生推進法人	75 法人（令和 2 年 10 月末時点）
2	「エリアプラットフォーム活動支援事業」補助対象団体	25 団体（令和 2 年 7 月 30 日時点） 注）補助対象 34 者のうち地方公共団体である 9 市町村は対象から除き、後述する地方公共団体を対象とした調査において実施した
3	全国エリアマネジメントネットワークのエリアマネジメント会員	44 会員（令和 2 年 9 月末時点）
4	ウェブサイト「エリマネこ」に掲載のエリアマネジメント活動団体 （出典： https://erimane.com/ ）	55 団体（令和 2 年 9 月末時点）
5	中心市街地活性化協議会	165 団体（令和 2 年 9 月末時点）
6	全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議	50 団体（令和 2 年 10 月末時点）

※各分類の調査対象者数には重複している法人、団体等を含む

表 2-4 都市再生推進法人（令和2年10月末時点）

1	札幌大通まちづくり株式会社	39	株式会社にぎわい宇部
2	株式会社富山市民プラザ	40	株式会社街づくりまんぼう
3	株式会社飯田まちづくりカンパニー	41	アコス株式会社
4	株式会社まちづくり川越	42	株式会社 HYAKUSHO
5	まちづくり福井株式会社	43	株式会社まちづくり寄居
6	秋葉原タウンマネジメント株式会社	44	おかやま未来まちづくり株式会社
7	牛久都市開発株式会社	45	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
8	草津まちづくり株式会社	46	一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンター
9	株式会社まちづくり東海	47	一般財団法人柏市まちづくり公社
10	えきまち長浜株式会社	48	一般財団法人柏市みどりの基金
11	田名部まちづくり株式会社	49	一般社団法人グランフロント大阪TMO
12	株式会社ジェイ・スピリット	50	一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会
13	桜井まちづくり株式会社	51	一般社団法人有楽町駅周辺まちづくり協議会
14	柳ヶ瀬を楽しいまちにする株式会社	52	一般社団法人日比谷エリアマネジメント
15	株式会社紀州まちづくり舎	53	一般社団法人荒井タウンマネジメント
16	株式会社 sasquatch（サスカッチ）	54	一般社団法人美園タウンマネジメント
17	株式会社真田堀家守舎	55	一般社団法人アーバンデザインセンター大宮
18	株式会社ワカヤマヤモリ舎	56	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント
19	株式会社宿坊クリエイティブ	57	一般社団法人みんとしよ
20	ユタカ交通株式会社	58	一般社団法人 TCCM
21	株式会社まちづくり大津	59	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント
22	栄ミナミまちづくり株式会社	60	一般社団法人草薙カルテッド
23	株式会社キャッセン大船渡	61	一般社団法人竹芝エリアマネジメント
24	川口都市開発株式会社	62	公益財団法人前橋市まちづくり公社
25	高蔵寺まちづくり株式会社	63	一般社団法人 UDCK タウンマネジメント
26	株式会社こうし未来研究所	64	一般社団法人市駅グリーングリーンプロジェクト
27	株式会社まちみとラボ	65	一般社団法人まちづくり府中
28	多治見まちづくり株式会社	66	一般社団法人二子玉川エリアマネジメント
29	株式会社 PAGE	67	一般社団法人前橋デザインコミッション
30	神戸ハーバーランド株式会社	68	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント
31	アドバンス寝屋川マネジメント株式会社	69	特定非営利活動法人南信州おひさま進歩
32	株式会社みらいもりやま 21	70	特定非営利活動法人いいだ応援ネットイデア
33	株式会社まちづくり岡崎	71	特定非営利活動法人砂山バンマツリ
34	株式会社三河屋守舎	72	特定非営利活動法人愛福会
35	新潟古町まちづくり株式会社	73	特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・リた
36	株式会社町田まちづくり公社	74	特定非営利活動法人大丸有エリアマネジメント協会
37	株式会社テダソチマ	75	特定非営利活動法人今様草加宿
38	御伝鷹まちづくり株式会社		

エリアプラットフォーム活動支援事業 補助対象一覧（34者）

実施事業者	事業概要
会津若松市(福島県)	人、物、情報がつながる賑わいと活気の創造に向けて、市民や観光客に親しまれる拠点づくりを目指し、エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定を行う。
須賀川市(福島県)	地域の特色や文化・歴史を守りつつ、私たちやその子どもたちが将来に渡って住み続けたいと思い、「歩いてくらすまち」を地域住民とともに築くための、30、50年先を見据え柔軟に変化、対応できる仕組みづくりに向けて、未来ビジョン等の新規策定に向けたエリアプラットフォームの構築を行う。
気仙沼市(宮城県)	内湾エリアと古い街並みが残る八日町・三日町エリアをつなぐウォークアブルな「海と生きる街」の形成し、新たな観光拠点と既存商住機能が連携した、外貨の稼げるにぎわいの街を創出すべく、未来ビジョン等の策定に向けたエリアプラットフォームの構築を行う。
第二期女川町復興連絡協議会(宮城県女川町)	まちなかの空間資源を有効に活用した公共サービスの水準の向上を図ることで、将来にわたって発展するまちづくりの仕組み・体制の構築とともに、町民や来街者等の多様な人々が訪れ、集い、交流するまちなか形成に向けて、エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定を行う。
みその都市デザイン協議会(埼玉県さいたま市)	埼玉スタジアム 2002をはじめとする地域資源を生かしながら、「街全体がスタジアムのような品格と活力にあふれ、一人ひとりがまちづくりのプレイヤーであり、サポーターとなるまち」=「スタジアムタウン」を目指し、未来ビジョン等の新規策定を行う。
熊谷まちなか再生エリアプラットフォーム(埼玉県熊谷市)	「暑さ対策日本一の街において人と環境にやさしいまちづくりの実現」に向けて、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定に向けた検討を行う。
寄居町中心市街地活性化プラットフォーム(埼玉県寄居町)	投資したくなる中心市街地を実現するためのプッシュ型エリアイノベーション、町民のまちづくりへの当事者意識醸成などに向けて、未来ビジョン等の新規策定を行う。
大町市(長野県)	民間活力の源になっている「人」の個性を出しつつ、自然を中心とした地域資源を最大限に活かす地域を目指し、未来ビジョン等の策定に向けたエリアプラットフォームの構築を行う。
墨田区(東京都)	人々の暮らしと教育・文化・産業の調和したまちづくり、教育・研究・開発機能の連携による相乗効果と地域活性化、安全・安心で快適な生活環境の形成を目指し、エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定に向けた検討を行う。
ササハタハツまちらぼ(東京都渋谷区)	最先端のテクノロジーを有する企業が集積する渋谷駅や新宿駅と近接している立地を活かし、温かいコミュニティと最先端テクノロジーの融合したまちを目指し、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定を行う。
新虎通りエリアプラットフォーム協議会(東京都港区)	ヒト・モノ・コトが集まり、交流を通じて新しい価値が生まれ、国内外へ文化情報を発信する持続可能な仕組みを備えた街を目指し、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定を行う。
竹芝 Marine-Gateway Minato 協議会(東京都港区)	「自然と都市環境が調和し、憩いを育むまち」「国際性豊かな都心の立地・島の玄関口という環境が融合した個性豊かなまち」「働く人・学ぶ人・住む人・訪れる人にとって快適でホスピタリティあふれるまち」などの形成に向けて、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定に向けた検討を行う。

図 5 「官民連携まちなか再生推進事業」採択団体（1/3）

実施事業者	事業概要
一般社団法人柏 アーバンデザイン センター(千葉県柏市)	駅周辺の課題である「奥行き」にかけ、駅至近の一定のエリアに人が集中している現状から、駅の東西を繋ぎ、エリア全体に人の流れを分散・回遊させることを目指し、未来ビジョン等の新規策定を行う。
宇都宮市(栃木県)	クリエイティブな仕事をする人々が集まる「場所」を創り、様々な事象が生まれることによるまちの活性化と、地域住民と県内外のクリエイターのつながりなど、他の様々なエリアとネットワークを形成する「プラットフォームとしてのコミュニティの創出」により、釜川周辺をクリエイティブエリアとして確立することを目指し、エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定に向けた検討を行う。
栃木市(栃木県)	まち歩きを楽しむための起点となる強い集客力を有する拠点エリアの形成と、人々がまち歩きしたくなる利便性の高い交通環境の創造、快適で居心地の良い歩きたくなるまちなかを創出することを目指し、エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定を行う。
鹿嶋市中心市街地 活性化協議会 (茨城県鹿嶋市)	人が集う魅力的な商業エリアの再生や来訪者が滞在するまちづくりをするため、「鹿嶋神宮門前エリアをまちの賑わいと暮らしの中心に」したまちづくりを目指し、未来ビジョン等の新規策定を行う。
水戸のまちなか大通り 等魅力向上検討協議会 (茨城県水戸市)	「道路」から「居心地の良い場」に、多くの人が楽しめるウォークアブル空間に転換し、新しい文化・情報が湧き起こるエリア、緊急時・有事の活用・使い分けを考慮したエリアなどの実現を目指し、未来ビジョン等の新規策定に向けた検討を行う。
古町花街エリア プラットフォーム (新潟県新潟市)	エリア内の回遊性を高め、「居心地が良く歩きたくなる花街」を実現することを目指し、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定を行う。
錦二丁目地区エリア プラットフォーム (愛知県名古屋市)	開発に伴う人口増加により生じるハード・ソフト面のギャップを改善すべく、居心地の良い豊かな公共空間やグラウンドレベルの形成、誰もが関わりあう包括的なコミュニティ形成を目指し、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定を行う。
(仮称)豊田市駅西口エ リアまちづくりプラット フォーム(愛知県豊田市)	立地的な強みを活かしつつ交通結節点と周辺施設等が一体となった空間を創出することで多様な交流による賑わい創出と居心地の良い歩いて楽しいエリアを目指し、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定を行う。
伊豆長岡温泉ミライ 会議 (静岡県伊豆の国市)	エリアの魅力である温泉旅館の集積を確保しつつ、観光で訪れる人だけでなく、働く人・学ぶ人・暮らす人にとっても快適で魅力あふれる中心地として再生を目指し、未来ビジョン等の新規策定を行う。
東海市中心市街地活性 化エリアプラットフォーム (愛知県東海市)	日常的にも日々来なくなる、歩きたく魅力的なエリア創出に向けて、地域の求めるまちづくりを目指し、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定に向けた検討を行う。
柏原宿活性化実行 委員会(滋賀県米原市)	中山道柏原宿ならではの魅力を活かした、「伊吹山の麓で息づく暮らしと街道」による交流文化に出会えるまち」を目指し、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定を行う。
アーバンデザイン センター宇治設立 準備会(京都府宇治市)	観光でこの街を訪れる人々のアクティビティと市民の日常的な暮らしの重なりがこれまで以上に大きくなることによつて生まれる、新しい時代の「持続可能で穏やかな賑わいと幅広く共有される地域イメージのある街」と「行動する市民ひとりひとりの姿が見える街」を目指し、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定に向けた検討を行う。

図 6 「官民連携まちなか再生推進事業」採択団体 (2/3)

実施事業者	事業概要
神戸市(兵庫県)	三宮交差点を中心とした道路などの再整備による人中心の空間において、官民連携のエリアマネジメントによる利活用を目指し、エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定に向けた検討を行う。
和歌山まちなかプラットフォーム (和歌山県和歌山市)	地域性ある産業・コンテンツ・都市サービスが集積し、ウォークラブルで多様なまちなかを実現することにより、地域の魅力を高め、シビックプライドの醸成や交流人口・定住人口の増加等による持続性高いまちなかを目指し、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定に向けた検討を行う。
古川橋駅周辺エリアプラットフォーム 検討会(大阪府門真市)	整備予定の交流施設や交流広場を最大限に活用し、ウォークラブルな人中心の空間へ転換することで、子どもから高齢者まで多様な人々が参加するコミュニティ創出など、まちの新たな価値の創造を目指し、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定に向けた検討を行う。
カミハチキテル+HEART OF HIROSHIMA (広島県広島市)	「コンテンツリード型」の歩行空間の整備、回遊軸の複数化、歩行空間そのものの滞留性向上により、多様な人材出会い・交流するウォークラブルな人中心の空間を目指し、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定のための検討を行う。
並木コンソーシアム (広島県広島市)	来訪者や居住者が緑豊かな居心地の良い都市空間を、それぞれの目的や思いで自由に回遊でき、瀬戸内の海と山のファーム・トゥ・テーブルを楽しむ様々な場を設けることで、日常的に多くの人々が滞在しリピートする広島らしいまちを目指し、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定に向けた検討を行う。
タウンマネジメント会議(山口県周南市)	都市基盤、人材が有機的につながり、中心市街地が高齢者・子育て世代・若者など誰にとっても居心地が良く、利用・活躍できる舞台となることにより、人と人、人とまち、まちと市内各地域、モノとコト等が連携・交流・融合した「みんなの公共空間・公園都市」を目指し、未来ビジョン等の新規策定を行う。
ひょうたん島まちなか再生機構 (徳島県徳島市)	パブリック空間と歩行空間との連携による利便性とアメニティが高めるとともに、移住者の受け入れとコミュニティ再生の推進し、コンパクトでウォークラブルかつサステイナブルなまちなかを目指し、未来ビジョン等の新規策定に向けたエリアプラットフォームの運営を行う。
松山市都市再生協議会(愛媛県松山市)	「歩いて暮らせるまちづくり」のシンボルエリアとしての発展と、松山市中心市街地の玄関口としての位置付けにふさわしい都市空間の形成を目指し、未来ビジョン等の新規策定を行う。
奈良市(福岡県)	官民連携による都市機能の集積や優れた居住環境の維持、増進などによる将来にわたって持続可能な団地再生を目指し、エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定を行う。
熊本城前地区まちづくり協議会 (熊本県熊本市)	都市ブランドを牽引する都市機能や公共空間を備え、観光や回遊、滞在自体を楽しむことができ、商業・業務・住居など用途の重層化により賑わいのあるまち。また、歩行圏で多彩な都市サービスが提供されるまちを目指し、エリアプラットフォームの運営及び未来ビジョン等の新規策定を行う。

図 7 「官民連携まちなか再生推進事業」採択団体 (3/3)

表 2-5 全国エリアマネジメントネットワークのエリアマネジメント会員(1/2)

全国エリマネ会員 1/2	
1	秋葉原タウンマネジメント株式会社 東京都 千代田区
2	一般社団法人荒井タウンマネジメント 宮城県 仙台市
3	一般社団法人淡路エリアマネジメント 東京都 千代田区
4	梅田地区エリアマネジメント実践連絡会 大阪府 大阪市
5	エキキタまちづくり会議 広島県 広島市
6	一般社団法人大阪梅田エリアマネジメント 大阪府 大阪市
7	一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会 大阪府 大阪市
8	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 東京都 千代田区
9	烏丸通まちづくり協議会 京都府 京都市
10	草津まちづくり株式会社 滋賀県 草津市
11	栄東まちづくり協議会 愛知県 名古屋市
12	一般社団法人ささしまライブまちづくり協議会 愛知県 名古屋市
13	札幌駅前通まちづくり株式会社 北海道 札幌市
14	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント 東京都 渋谷区
15	一般社団法人新虎通りエリアマネジメント 東京都 港区
16	仙台駅東エリアマネジメント協議会 宮城県 仙台市
17	一般社団法人遠野みらい創りカレッジ 岩手県 遠野市
18	NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会 東京都 千代田区
19	一般社団法人竹芝エリアマネジメント 東京都 中央区
20	千葉市中心市街地まちづくり協議会 千葉県 千葉市
21	デポアイランド通り会 沖縄県 中頭郡
22	一般社団法人ドレッセ WISE たまプラーザエリアマネジメント 神奈川県 横浜市
23	協同組合 中之町商店会 岡山県 岡山市
24	中之島まちみらい協議会 大阪府 大阪市
25	長浜まちづくり株式会社 滋賀県 長浜市
26	名古屋駅地区街づくり協議会 愛知県 名古屋市
27	名古屋駅太閤通口まちづくり協議会 愛知県 名古屋市
28	錦二丁目まちづくり協議会 愛知県 名古屋市
29	博多まちづくり推進協議会 福岡県 福岡市
30	浜松まちなかマネジメント株式会社 静岡県 浜松市
31	広小路セントラルエリア活性化協議会 愛知県 名古屋市
32	広島駅周辺地区まちづくり協議会 広島県 広島市
33	一般社団法人 藤沢駅周辺地区エリアマネジメント 神奈川県 藤沢市
34	二子玉川エリアマネジメント 東京都 世田谷区

表 2-6 全国エリアマネジメントネットワークのエリアマネジメント会員(2/2)

全国エリマネ会員 2/2	
35	株式会社富山市民プラザ 富山県 富山市
36	まちづくり福井株式会社 福井県 福井市
37	NPO 法人 御堂筋・長堀 21 世紀の会 大阪府 大阪市
38	一般社団法人 御堂筋まちづくりネットワーク 大阪府 大阪市
39	ミナミまち育てネットワーク 大阪府 大阪市
40	ミナミ御堂筋の会 大阪府 大阪市
41	名駅南地区まちづくり協議会 愛知県 名古屋市
42	横浜駅西口振興協議会 神奈川県 横浜市
43	一般社団法人横浜みなとみらい21 神奈川県 横浜市
44	NPO 法人 KAO (カオ) の会 千葉県 鎌ヶ谷市

表 2-7 ウェブサイト「エリマネこ」掲載団体（令和2年9月末時点）（1/2）

「エリマネこ」掲載団体 1/2	
1	札幌駅前通まちづくり株式会社
2	札幌大通りまちづくり株式会社
3	一般社団法人 ニセコひらふエリアマネジメント
4	一般社団法人遠野みらい創りカレッジ
5	仙台駅東エリアマネジメント協議会
6	一般社団法人荒井タウンマネジメント
7	特定非営利活動法人とめタウンネット
8	NPO 法人 KAO（カオ）の会
9	NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会（リガーレ）
10	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
11	一般社団法人淡路エリアマネジメント
12	秋葉原タウンマネジメント株式会社
13	一般社団法人竹芝エリアマネジメント
14	一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント
15	銀座まちづくり会議・銀座デザイン協議会
16	品川シーズンテラスエリアマネジメント
17	新虎通りエリアマネジメント協議会・一般社団法人新虎通りエリアマネジメント
18	汐留地区街づくり連合協議会
19	六本木ヒルズ統一管理者（森ビルタウンマネジメント事業部）
20	一般社団法人大崎エリアマネージメント
21	一般社団法人大崎・五反田タウンマネージメント
22	二子玉川エリアマネジメント
23	一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント
24	一般社団法人まちにわひばりヶ丘
25	一般社団法人横浜みなとみらい21
26	横浜駅西口振興協議会（神奈川県横浜市）
27	NPO 法人 黄金町エリアマネジメントセンター
28	一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント
29	一般社団法人 横浜西口エリアマネジメント
30	浜松まちなかマネジメント株式会社
31	株式会社まちづくりとやま
32	まちづくり福井株式会社
33	ささしまライブ24まちづくり協議会
34	名古屋駅地区街づくり協議会・名駅南地区まちづくり協議会

表 2-8 ウェブサイト「エリマネこ」掲載団体（令和2年9月末時点）（2/2）

「エリマネこ」掲載団体 2/2	
35	名古屋駅太閤通口まちづくり協議会
36	錦二丁目まちづくり協議会
37	広小路セントラルエリア活性化協議会
38	豊田市中心市街地活性化協議会
39	一般社団法人TCCM（豊田シティセンターマネジメント）
40	高蔵寺まちづくり株式会社
41	長浜まちづくり株式会社
42	烏丸通まちづくり協議会
43	梅田地区エリアマネジメント実践連絡会
44	NPO 法人 御堂筋・長堀 21 世紀の会
45	一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会
46	一般社団法人グランフロント大阪TMO
47	ミナミまち育てネットワーク
48	ミナミ御堂筋の会
49	中之島まちみらい協議会
50	一般社団法人 御堂筋まちづくりネットワーク
51	一般社団法人まちのね浜甲子園
52	高松丸亀町まちづくり株式会社
53	博多まちづくり推進協議会
54	We Love 天神協議会
55	一般社団法人城野ひとまちネット

表 2-9 中心市街地活性化協議会（令和 2 年 9 月末時点）（1/3）

中心市街地活性化協議会 1/3			
1	島田市中心市街地活性化協議会	34	高知市中心市街地活性化協議会
2	宇部市中心市街地活性化協議会	35	函館市中心市街地活性化協議会
3	黒石市中心市街地活性化協議会	36	三島市中心市街地活性化協議会
4	大田市中心市街地活性化協議会	37	東海市中心市街地活性化協議会
5	基山町中心市街地活性化協議会	38	奄美市中心市街地活性化協議会
6	八王子市中心市街地活性化協議会	39	三原市中心市街地活性化協議会
7	大牟田市中心市街地活性化協議会	40	周南市中心市街地活性化協議会
8	多治見市中心市街地活性化協議会	41	宿毛市中心市街地活性化協議会
9	むつ市中心市街地活性化協議会	42	唐津市中心市街地活性化協議会
10	防府市中心市街地活性化協議会	43	上田市中心市街地活性化協議会
11	東近江市中心市街地活性化協議会	44	佐伯市中心市街地活性化協議会
12	寄居町中心市街地活性化協議会	45	高山市中心市街地活性化協議会
13	茨木市中心市街地活性化協議会	46	宇都宮市中心市街地活性化協議会
14	いわき市中心市街地活性化協議会 （平地区）	47	小城市中心市街地活性化協議会
15	青梅市中心市街地活性化協議会	48	旭川市中心市街地活性化協議会
16	小林市中心市街地活性化協議会	49	高槻市中心市街地活性化協議会
17	府中市中心市街地活性化協議会	50	十和田市中心市街地活性化協議会
18	雲南市中心市街地活性化協議会	51	玉野市中心市街地活性化協議会
19	伊勢市中心市街地活性化協議会	52	酒田市中心市街地活性化協議会
20	竹田市中心市街地活性化協議会	53	津山市中心市街地活性化協議会
21	倉吉市中心市街地活性化協議会	54	岡崎市中心市街地活性化協議会
22	長崎市中心市街地活性化協議会	55	NPO 法人岡崎都心再生協議会
23	田原市中心市街地活性化協議会	56	日南市中心市街地活性化協議会
24	長井市中心市街地活性化協議会	57	沼津市中心市街地活性化協議会
25	静岡市中心市街地活性化検討協議会	58	町田市中心市街地活性化協議会
26	江津市中心市街地活性化協議会	59	沖縄市中心市街地活性化協議会
27	安城市中心市街地活性化協議会	60	守山市中心市街地活性化協議会
28	須賀川市中心市街地活性化協議会	61	姫路市中心市街地活性化協議会
29	草津市中心市街地活性化協議会	62	水戸市中心市街地活性化協議会
30	十日町市中心市街地活性化協議会	63	石岡市中心市街地活性化協議会
31	土浦市中心市街地活性化協議会	64	西条市中心市街地活性化協議会
32	熊谷市中心市街地活性化協議会	65	下関市中心市街地活性化協議会
33	蕨市中心市街地活性化協議会	66	明石市中心市街地活性化協議会

表 2-10 中心市街地活性化協議会（令和 2 年 9 月末時点）（2/3）

中心市街地活性化協議会 2/3			
67	倉敷市中心市街地活性化協議会	99	敦賀市中心市街地活性化協議会
68	大垣市中心市街地活性化協議会	100	堺市中心市街地活性化協議会
69	本宮市中心市街地活性化協議会	101	岩見沢市中心市街地活性化協議会
70	上山市中心市街地活性化協議会	102	桑名市中心市街地活性化協議会
71	山鹿市中心市街地活性化協議会	103	長岡市中心市街地活性化協議会
72	南砺市福野地域中心市街地活性化協議会	104	日向市中心市街地活性化協議会
73	釧路市中心市街地活性化協議会	105	岡山市中心市街地活性化協議会
74	三沢市中心市街地活性化協議会	106	秋田市中心市街地活性化協議会
75	南相馬市中心市街地活性化協議会	107	八戸市中心市街地活性化協議会
76	鶴岡市中心市街地活性化協議会	108	藤枝市中心市街地活性化協議会
77	川越市中心市街地活性化協議会	109	石巻市中心市街地活性化協議会
78	豊橋市中心市街地活性化協議会	110	福島市中心市街地活性化協議会
79	塩尻市中心市街地活性化協議会	111	稚内市中心市街地活性化協議会
80	田辺市中心市街地活性化協議会	112	四万十市中心市街地活性化協議会
81	小田原市中心市街地活性化協議会	113	府中市中心市街地活性化協議会
82	大分市中心市街地活性化協議会	114	遠野市中心市街地活性化協議会
83	半田市中心市街地活性化協議会	115	植木町中心市街地活性化協議会
84	山形市中心市街地活性化協議会	116	松山市中心市街地活性化協議会
85	山都町中心市街地活性化協議会	117	二本松市中心市街地活性化協議会
86	気仙沼市中心市街地活性化協議会	118	豊川市中心市街地活性化協議会
87	名取市中心市街地活性化協議会	119	川西市中心市街地活性化協議会
88	弘前市中心市街地活性化協議会	120	岩国市中心市街地活性化協議会
89	菊池市中心市街地活性化協議会	121	那覇市中心市街地活性化協議会
90	長浜市中心市街地活性化協議会	122	越前おおの中心市街地活性化協議会
91	諫早市中心市街地活性化協議会	123	千葉市中心市街地活性化協議会
92	上越市（高田地区）中心市街地活性化協議会	124	小松市中心市街地活性化協議会
93	上越市（直江津地区）中心市街地活性化協議会	125	臼杵市中心市街地活性化協議会
94	日光市中心市街地活性化協議会	126	越前市中心市街地活性化協議会
95	米子市中心市街地活性化協議会	127	白河市中心市街地活性化協議会
96	中津川市中心市街地活性化協議会	128	鹿児島市中心市街地活性化協議会
97	直方市中心市街地活性化協議会	129	北見市中心市街地活性化協議会
98	高崎市中心市街地活性化協議会	130	帯広市中心市街地活性化協議会

表 2-11 中心市街地活性化協議会（令和 2 年 9 月末時点）（3/3）

中心市街地活性化協議会 3/3			
131	浜松市中心市街地活性化協議会	151	高岡市中心市街地活性化協議会
132	甲府市中心市街地活性化協議会	152	八代市中心市街地活性化協議会
133	鳥取市中心市街地活性化協議会	153	松江市中心市街地活性化協議会
134	新潟市中心市街地活性化協議会	154	滝川市中心市街地活性化協議会
135	大田原市中心市街地活性化協議会	155	青森市中心市街地活性化協議会
136	奈良市中心市街地活性化協議会	156	神戸・新長田市中心市街地活性化協議会
137	伊丹市中心市街地活性化協議会	157	高松市中心市街地活性化協議会
138	富良野市中心市街地活性化協議会	158	豊田市中心市街地活性化協議会
139	会津若松市中心市街地活性化協議会	159	豊後高田市中心市街地活性化協議会
140	利府町中心市街地活性化協議会	160	長野市中心市街地活性化協議会
141	金沢市中心市街地活性化協議会	161	山口市中心市街地活性化協議会
142	福井市中心市街地活性化協議会	162	出雲市中心市街地（中核都市拠点地区）活性化協議会
143	盛岡市中心市街地活性化協議会	163	久留米市中心市街地活性化協議会
144	福知山市中心市街地活性化協議会	164	富山市中心市街地活性化協議会
145	柏市中心市街地活性化協議会	165	岐阜市中心市街地活性化協議会
146	伊賀市中心市街地活性化協議会	161	山口市中心市街地活性化協議会
147	掛川市中心市街地活性化協議会	162	出雲市中心市街地（中核都市拠点地区）活性化協議会
148	久慈市中心市街地活性化協議会	163	久留米市中心市街地活性化協議会
149	熊本市中心市街地活性化協議会	164	富山市中心市街地活性化協議会
150	丹波市中心市街地活性化協議会	165	岐阜市中心市街地活性化協議会

表 2-12 全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議（令和2年10月末時点）

全国中心市街地活性化まちづくり連絡会議			
1	(株) 振興いわみざわ	26	かけがわ街づくり(株)
2	小樽駅前ビル(株)	27	(株) まちづくり藤枝
3	(株) まちづくり八戸	28	豊田まちづくり(株)
4	盛岡まちづくり(株)	29	(株) L S C 沼津みなみ
5	(株) 街づくりまんぼう	30	(株) まちづくり伊賀上野
6	(株) まちづくり会津	31	(株) まちづくり東海
7	(株) 楽市白河	32	(株) まちなカラボ
8	(株) 大田原まちづくりカンパニー	33	福知山まちづくり(株)
9	NPO法人宇都宮まちづくり推進機構	34	(株) 黒壁
10	(株) オアシス今市	35	長浜まちづくり(株)
11	(一財) 柏市まちづくり公社	36	堺市住宅供給公社(愛称:堺すまいまちづくり公社)
12	(株) 飯田まちづくりカンパニー	37	新長田まちづくり(株)
13	(株) まちづくり長野	38	伊勢まちづくり(株)
14	(株) まちづくり川越	39	(一財) 鳥取開発公社(鳥取市中心市街地活性化協議会)
15	NPO法人ながおか未来創造ネットワーク	40	(株) 街づくり山口(山口市中心市街地活性化協議会)
16	(株) まちづくりとやま	41	(一財) 下関21世紀協会
17	末広開発(株)	42	(株) にぎわい宇部
18	(株) 金沢商業活性化センター	43	高松丸亀町まちづくり(株)(高松丸亀町商店街振興組合)
19	まちづくり福井(株)	44	(株) まちづくり松山
20	まちづくり武生(株)	45	NPO法人うちぬき21プロジェクト
21	港都つるが(株)	46	(株) まちづくり直方
22	(株) まちづくり佐久	47	(株) まちづくり熊本
23	(一財) 岐阜市にぎわいまち公社	48	(株) 大分まちなか倶楽部
24	多治見まちづくり(株)	49	豊後高田市観光まちづくり(株)
25	(公財) 静岡市まちづくり公社	50	(一社) 日向市観光協会

2.3.2.2. 調査項目

調査対象とした都市再生推進法人等へ、①都市再生推進法人の実施事業及び法人指定に関する調査※、②エリアプラットフォームに関する調査の 2 種類の調査票を配布した。配布した調査票を以下に示す。

※都市再生推進法人の実施事業及び法人指定に関する調査は、都市再生推進法人（75 法人）のみに配布した。

(1) 都市再生推進法人の実施事業及び法人指定に関する調査（都市再生推進法人のみ）

都市再生推進法人の実施事業及び法人指定に関する調査

■記入者に関する情報を教えてください。
例) 所属は〇〇部等をご記入ください。

所 属	
役 職	
氏 名	
電話番号	
E-mail	

(1) 貴法人が現在実施している主な事業や事業分野等について下記のとおり把握しています。以下の確認、修正等をお願いします。

- ① 主な事業の内容の確認及び間違いがあれば「修正」欄に修正をお願いします。また、現在、事業を行っていない場合は、「中止」と記入してください。
(※主な事業の整理にあたっては、国土交通省が実施した過年度の調査資料をもとに行っています。)
- ② 都市再生特別措置法 119 条（都市再生推進法人の業務）に該当する項目の確認及び間違いがあれば「修正」欄に修正をお願いします。
(※都市再生特別措置法 119 条における都市再生推進法人の業務の項目は参考 1 を参照してください。)
- ③ 事業分野の確認及び間違いがあれば「修正」欄に修正をお願いします。
(※分類の考え方は参考 2 を参照してください。)
- ④ 現在実施している事業として追加すべき事業があれば「追加欄」に記入してください。記入にあたっては、実施場所や内容がわかるように、できるだけ具体的にお願いします。また、都市再生特別措置法 119 条に該当する項目、事業分野についてもご回答願います。

《確認・修正欄》

事業 番号	主な事業の内容	都市再生法 119 条の 該当項目 <small>※参考 1</small>	事業分野 <small>※参考 2</small>
1	道路上設置オープンカフェの整備・運営	六号	D
修正			
2	道路上や地下街出入口壁面を活用した広告事業	六号	D・E
修正			

1

3	駐車場共通化事業（共通駐車券の発行）	十二号	C
修正			
4	ビル管理共同化事業	十二号	A
修正			
5	コ・ワーキングスペースの整備・運営	十二号	A・B
修正			
6	都心交通対策の実施（駐車・駐輪対策）	十一号	C
修正			
7	イベントの実施（マルシェ、芸物販・飲食事業等）	十二号	A
修正			

《追加欄》

	事業の内容	都市再生法 119条の 該当項目 ※参考1	事業分野 ※参考2
記入例	商店街の共通駐車場の整備・運営	三号口	C
追加1			
追加2			
追加3			

■参考1：都市再生特別措置法 119 条における都市再生推進法人の業務の項目

第百十九条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次に掲げる事業を施行する民間事業者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - イ 第四十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であつて都市再生基本方針に基づいて行われるもの
 - ロ 立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における都市開発事業であつて住宅の整備に関するもの
 - ハ 立地適正化計画に記載された誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業
 - ニ 立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内における低未利用土地の利用又は管理に関する事業
 - ホ 立地適正化計画に記載された跡地等管理等区域内における跡地等の管理等に関する事業
- 二 特定非営利活動法人等による前号の事業の施行に対する助成を行うこと。
- 三 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。
 - イ 第一号の事業
 - ロ 公共施設又は駐車場その他の第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして国土交通省令で定める施設の整備に関する事業

- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第四十六第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における公共施設又は第三号口の国土交通省令で定める施設の所有者（所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員）との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。
- 六 公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置等を行うこと。
- 七 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行うこと。
- 八 低未利用土地利用促進協定に基づき居住者等利用施設の整備及び管理を行うこと。
- 九 跡地等管理協定に基づき跡地等の管理等を行うこと。
- 十 第四十六第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域の魅力及び活力の向上に資する次に掲げる活動を行うこと（第三号から第八号までに該当するものを除く。）
 - イ 滞在快適性等向上施設等その他の滞在者等の快適性の向上又は利便の増進に資する施設等の整備又は管理
 - ロ 滞在者等の滞在及び交流の促進を図るための広報又は行事の実施その他の活動
- 十一 第六十二条の八第一項の規定による道路若しくは都市公園の占用又は道路の使用の許可に係る申請書の経由に関する事務を行うこと。
- 十二 第四十六第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 十三 第四十六第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。
- 十四 第四十六第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、第四十六第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。

■参考2：事業分野の分類の考え方

【分野 A】コンテンツ・事業創出

：新たなコンテンツの創出や収益事業の実施、事業・雇用等の創出など

【分野 B】空間ストックの有効活用

：低未利用地の有効活用、空きビル・空き家のリノベーション・有効活用など

【分野 C】エリア環境の改善

：エリアの環境の質を高める空間整備、地区の交通環境の改善など

【分野 D】公共空間等の利活用

：道路、公園、広場等の有効な利活用など

【分野 E】その他

：分野 A～D に該当しない事業（計画づくり・ガイドライン検討など）

- (2) 貴法人が現在実施している主な事業や事業分野等について添付のパワーポイントの様式に記入願います。(A4 横 1 枚)

(2) エリアプラットフォームに関する調査

エリアプラットフォームに関する調査（民間団体向け）

■記入者に関する情報を教えてください。

例) 所属は○部等をご記入ください。

所属	
役職	
氏名	
電話番号	
E-mail	

■エリアプラットフォームとは

未来ビジョン等の策定や地域における将来像の実現に向けた取り組みを行うため、以下に掲げる者から構成され、かつ、様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）及び団体が参画や支援をしている協議組織



	エリアプラットフォームに必要な者	対象者イメージ
構成者	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村（特別区含む） ・まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする、又は活動に熱心な者等 ※特定非営利活動法人、一般社団法人等（NPO・NDC）法人、公社、地域活動等を行う主要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市町村関係機関、中心市街地整備機構 等 ・自治会、商工会議所、協会の関係団体、社会福祉法人、青年会議所、任意の非営利団体 等
参画や支援	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な経路の経路等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）及び団体の参画や支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門人材（大学の教員等） ・中堅支援団体（多様な分野の専門人材で構成される行政や民間事業者等）にて専門性を有する協議組織 等
	必要に応じてエリアプラットフォームに加えることができる者	対象者イメージ
	<ul style="list-style-type: none"> ・国、関係府県等、公安委員会、公共交通事業者等 ・都市開発事業を担う民間事業者、独立行政法人、民間都市機構 ・金融機関、建設物の所有者、管理業者もしくは占有者 ・公共施設の整備若しくは管理を行う者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、バス事業者、鉄道事業者、JR、地元信用金庫、銀行、公共施設の施設管理業者 等

(1) 貴団体における、エリアプラットフォームへの参画状況を教えてください。

- a 事務局となる等、中心的に参画している⇒質問(2)へ
- b 中心的ではないが、参画している⇒質問(2)へ
- c エリアプラットフォームは存在しているが参画していない⇒質問(3)へ
- d そもそもエリアプラットフォームがないため参画していない⇒質問(3)へ

(2) 【質問(1)で a または b と回答した方（エリアプラットフォーム参画中の方）】

(2)-1 エリアプラットフォームの名称と、構成者となっている市町村名を回答ください。

エリアプラットフォームの名称： _____
構成者となっている市町村： _____

(2)-2 エリアプラットフォーム運営について、総合的にどの程度順調だと感じますか。5段階評価で回答ください。

順調である・やや順調である・どちらともいえない・あまり順調でない・順調でない

(2)-3 エリアプラットフォームの効果と効果に見合わないと感じる負担について回答ください。

エリアプラットフォームの効果	a	まちなかで事業を実施するにあたり、ワンストップに調整（許可や役割分担など）を図ることができる
	b	学生や就業者など、新たな主体を発掘しやすく、体制が固定化されない
	c	まちなかに関わる主体間のネットワーク化が促進されている（ソーシャルキャピタルの形成）
	d	事業者単独ではできなかった領域での活動が可能になっている
	e	まちなかの歩行者通行量の増加や消費の増加など、経済的な効果を感じている
見合わないと感じる負担	a	費用的負担
	b	人的負担（不公平感がある）
	c	新たなしがらみ
	d	調整の手間

(3) 【質問(1)で c または d と回答した方（エリアプラットフォームに参画していない方）】

(3)-1 エリアプラットフォームについて、考え方が近いものを選択ください。

- a エリアプラットフォームを活用したい
- b エリアプラットフォームを活用したいとは思わない
- c エリアプラットフォームの制度、効果がわからない

(3)-2 エリアプラットフォームに参画しない理由をお答えください。

- a 費用的負担を懸念している
- b 人的負担を懸念している
- c 新たなしがらみを懸念している
- d 調整の手間を懸念している
- e 構成者とのコミュニケーションに課題がある
- f 団体の理念上、エリアプラットフォームに参加する必要を感じない
- g その他（ _____ ）

調査は以上となります。ご協力ありがとうございました。

2.3.2.3. アンケート結果

(1) 都市再生特別措置法第 119 条に該当する項目、事業分野

アンケート結果のうち、各都市再生推進法人が実施している事業について、都市再生特別措置法第 119 条の項目（参考 1）に沿って分類したもの及び 5 つの事業分野（参考 2）に沿って分類したものを表で掲載する。

■ 参考 1：都市再生特別措置法第 119 条における都市再生推進法人の業務の項目

※赤字は、R2 法改正で追加された業務

第百十九条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次に掲げる事業を施行する民間事業者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - イ 第四十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であって都市再生基本方針に基づいて行われるもの
 - ロ 立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における都市開発事業であって住宅の整備に関するもの
 - ハ 立地適正化計画に記載された誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業
 - ニ 立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内における低未利用土地の利用又は管理に関する事業
 - ホ 立地適正化計画に記載された**跡地等管理等区域内**における跡地等の**管理等**に関する事業
- 二 特定非営利活動法人等による前号の事業の施行に対する助成を行うこと。
- 三 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。
 - イ 第一号の事業
 - ロ 公共施設又は駐車場その他の第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして国土交通省令で定める施設の整備に関する事業
- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における公共施設又は第三号ロの国土交通省令で定める施設の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。
- 六 **公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置等を行うこと。**
- 七 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行うこと。
- 八 低未利用土地利用促進協定に基づき居住者等利用施設の整備及び管理を行うこと。
- 九 **跡地等管理等協定に基づき跡地等の管理等を行うこと。**
- 十 **第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域の魅力及び活力の向上に資する次に掲げる活動を行うこと（第三号から第八号までに該当するものを除く。）。**
 - イ **滞在快適性等向上施設等その他の滞在者等の快適性の向上又は利便の増進に資する施設等の整備又は管理**

-
- ロ 滞在者等の滞在及び交流の促進を図るための広報又は行事の実施その他の活動
- 十一 第六十二条の八第一項の規定による道路若しくは都市公園の占用又は道路の使用の許可に係る申請書の経由に関する事務を行うこと。
- 十二 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 十三 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。
- 十四 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。

■ 参考2：事業分野の分類の考え方

【分野A】コンテンツ・事業創出

：新たなコンテンツの創出や収益事業の実施、事業・雇用等の創出など

【分野B】空間ストックの有効活用

：低未利用地の有効活用、空きビル・空き家のリノベーション・有効活用など

【分野C】エリア環境の改善

：エリアの環境の質を高める空間整備、地区の交通環境の改善など

【分野D】公共空間等の利活用

：道路、公園、広場等の有効な利活用など

【分野E】その他

：分野A～Dに該当しない事業（計画づくり・ガイドライン検討など）

表 2-13 アンケート結果（回答数 32 団体）（1/5）

法人名	事業名称	都市再生特別措置法119条における都市再生推進法人の業務の項目															事業分野				
		一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	A	B	C	D	E
一般社団法人竹芝エリアマネジメント	協議会等の事務局運営														1					1	
	まちづくりイベントの実施														1					1	
	美化推進事業														1			1			
	ふ頭でのイベントの実施														1				1	1	
	旧芝離宮恩賜庭園でのイベントの実施														1				1	1	
	エリアマネジメントニュースの作成・配布 エリアマネジメントのHP作成・運用														1					1	
株式会社宿坊クリエイティブ	リノベーション事業											1					1				
株式会社まちづくり大津	賃貸物件における飲食事業													1	1						
	公共空間活用事業（なぎさカフェ等の実施）					1													1		
一般財団法人柏市みどりの基金	みどりの普及啓発事業													1				1			
	みどりの支援事業													1				1			
	みどりの調査研究事業												1						1		
	カシニワ・フェスタの実施 旧吉田家住宅歴史公園の管理・運営【指定管理】					1								1				1	1		
特定非営利活動法人南信州おひさましんぼ	エコハウスの普及啓発事業（コーディネーターの派遣）	1												1					1		
	イベントの企画（竹宵まつり）													1					1		
	環境啓発ブースの出展													1					1		
	環境講座の実施（講師の派遣）													1					1		
秋葉原タウンマネジメント株式会社	広告塔、デジタルサイネージを活用した広告事業					1													1		
	駐車場満空案内システムの運営事業					1												1			
	自販機、コインロッカー事業													1					1		
	インフォメーションセンターの運営事業												1						1		
	清掃、パトロール等													1				1			
一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント	公共空間における屋外広告物事業													1					1		
	公共空間を活用した販わい創出事業（カフェ等の設置）													1	1				1		
	コミュニケーションデザイン事業（フリーWi-Fiサービスの展開等）													1					1		
	エリアマネジメント協議会との連携①（駐車場一体運用ルールの策定）													1				1			
エリアマネジメント協議会との連携②（案内誘導サインの表記等の統一）													1				1				

表 2-14 アンケート結果（回答数 32 団体）（2/5）

法人名	事業名称	都市再生特別措置法119条における都市再生推進法人の業務の項目															事業分野				
		一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	A	B	C	D	E
一般社団法人美園タウン マネジメント	マルシェ事業（産直イベントの定例開催）														1	1			1		
	駐車・駐輪対策（低未利用地における駐輪場設置・運営・管理）			1													1	1			
	地域交通事業（自転車シェアリング事業）														1			1			
	自動販売機事業（フリーWi-Fi機能搭載型の設置）														1					1	
	協会運営事業														1					1	
	拠点施設運営事業														1					1	
	情報交換会の定期開催													1						1	
	地区将来ビジョンの策定検討														1					1	
	公共空間（公園・道路）の利活用実験														1					1	
栄ミナミまちづくり株式 会社	公有地でのデジタルサイネージ広告事業							1											1		
	シェアサイクル事業（てらチャリ）							1									1				
	地区内道路でのパークレット事業							1									1	1			
	有料駐輪場事業					1											1				
まちづくり福井株式会社	コミュニティバス事業													1			1				
	歩道上でのオープンカフェの整備・運営										1								1		
	広告事業（ホームページバナー広告）													1					1		
	イベント・文化事業（屋根付き広場「ハビテラス」等）													1					1		
	開業支援事業													1		1					
	にぎわい交流施設管理運営事業【指定管理】					1										1			1		
	都市利便増進協定による公共空間の利活用							1											1		
牛久都市開発株式会社	リノベーション事業、エリアリノベーション エリアマネジメント												1			1	1				
	再開発ビル（エスカード牛久）の管理・運営													1	1						
	まちづくり協議会運営事業													1					1		
	駅前利活用事業（まちづくりルール等の検討・策定 支援）													1					1		
	イベントの実施													1					1		
一般社団法人新虎通りエ リアマネジメント	市営駐車場・駐輪場の管理・運営【指定管理】					1											1				
	道路内建築物及びオープンカフェの設置													1	1				1		
	道路上のバナー等を活用した広告事業													1	1				1		
	道路空間を活用したイベントの実施													1					1		
	清掃活動の実施													1			1				
一般社団法人グランフロ ント大阪TMO	新虎通り景観ガイドラインの策定及び運営													1					1		
	公共空間でのオープンカフェの整備・運営													1					1		
	公共空間等を活用した広告事業					1										1			1		
	イベント・プロモーション事業（公共空間等のス ペース賃貸業等）					1										1			1		
特定非営利活動法人砂山 パンマツリ	エリア巡回バス・レンタサイクル・駐輪場運営事業					1											1				
	美化・清掃、放置自転車啓発活動等												1				1				
	防災活動の実施													1			1				
	公共空間（公園・河川・道路）の緑化、美化活動の 実施													1					1		
	健康増進事業												1					1			
	ワークショップ、講座の実施												1					1			

表 2-15 アンケート結果（回答数 32 団体）（3/5）

法人名	事業名称	都市再生特別措置法119条における都市再生推進法人の業務の項目															事業分野				
		一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	A	B	C	D	E
公益財団法人前橋市まちづくり公社	まちなかイベント等の情報発信														1						1
	まちなかイベント広場の管理・運営					1															1
	まちなかサロン・まちなか工房等の運営・管理															1		1			
	まちなかイベントの支援															1					1
	コミュニティサイクルの管理・運営															1			1		
	前橋中央イベント広場等の整備・管理								1												1
	旧まちなか再生室の整備・管理								1									1			
	まちづくり人材育成の支援																			1	1
	オープンカフェ・道路内建築物設置 イベントの開催													1							1
株式会社 富山市民プラザ	自社ビルの賃貸・管理運営																1	1			
一般財団法人柏市まちづくり公社	ペDESTリアンデッキでの物販・飲食事業																1	1			1
	道路付帯物等を活用した広告事業 清掃活動等の実施					1															1
株式会社PAGE	観光交流センター内にチャレンジキッチン、チャレンジショップを併設したコワーキング施設を整備・運用								1												1
	観光交流センター内に妖怪をテーマとした空間演出や情報発信施設、チャレンジキッチン、チャレンジショップの整備、運用								1												1
	県指定文化財大庄屋三木家住宅の一部を宿泊施設に改修、管理、運営				1		1											1	1		1
	国登録有形文化財旧辻川郵便局を宿泊施設、飲食施設に改修、管理、運営				1		1											1	1		1
	古民家・空き家を活用した店舗展開を目指す人材を対象としたワークショップやチャレンジショップ体験等からなるプログラムの展開により、人材の発掘と育成を実施。															1					1
岡崎まち育てセンター・りた	かわまちづくり まちづくりの情報発信														1						1
	委託調査事業（都市基盤、観光、防災等の調査事業等）																				1
一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	タウンオペレーション事業①（HPIによる情報発信事業）															1					1
	タウンオペレーション事業②（イベントの実施）																				1
	タウンオペレーション事業③（公的空間活用モデル事業）																				1
株式会社まちなみとらぼ	公有地でのまちなかマルシェの実施（ガンゲット）																				1
	ウェブマガジンの制作（TRIX MAG）																				1
	ビジネスプランコンテストの実施																				1
	空き店舗のリノベーション事業																				1
	インキュベーション施設の運営（M-WARK）																				1
	起業支援事業（まちで起業スクール）																				1
	都市の利便性の増進（裡ミトづくり勉強会）																				1
	マンションの空き室のリノベーション事業																				1
	まちなか再生のエリアプラットフォーム運営 国道沿道飲食店の歩道占用許可の一括申請																				1

表 2-16 アンケート結果（回答数 32 団体）（4/5）

法人名	事業名称	都市再生特別措置法119条における都市再生推進法人の業務の項目															事業分野				
		一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	A	B	C	D	E
株式会社ジェイ・スピリット	カード事業														1	1					
	地域案内・防犯活動事業											1						1			
	まちづくりルールの策定・運用管理（自由が丘地区街並み形成指針）														1					1	
	街並再生方針の提出 都市利便増進施設の管理																				
一般社団法人みんとしよ	イベントの実施														1					1	
	計画策定・ワークショップ事業（公共施設の基本計画策定など）												1							1	
高蔵寺まちづくり株式会社	多世代交流・賑わい創出事業（グルッポふじどう） 【指定管理】					1										1					
	空き家流通促進モデル事業 新たな拠点の機能の再整備、開発事業														1		1				
神戸ハーバーランド株式	煉瓦倉庫、駐車場、広場の管理運営					1		1							1	1				1	
草津まちづくり株式会社	niwa+（ニワタス）施設の運営・管理（店舗整備・テナントリーシング事業）					1		1								1					
	クサツコリバ（草津川跡地公園）の施設運営・管理（店舗整備・テナントリーシング事業）					1		1								1					
	中心市街地公共空間賑わい創出事業（イベント（マルシェ、イルミネーション等）等の実施）														1					1	
	東海道・草津宿テナントミックス事業（サブリース事業）														1	1	1				
	中心市街地活性化協議会の事務局業務 コワーキング施設の整備・運営														1	1	1	1		1	
一般社団法人前橋デザインコミッション	デジタル媒体を活用した情報発信													1						1	
	商工会議所機関紙への記事掲載													1						1	
	勉強会の実施を通じて、まちづくりに対して興味を持って積極的に関与しようとする人材の育成を図る														1					1	
株式会社まちづくり川越	チャレンジショップ事業（空き店舗対策）												1			1	1				
	自転車シェアリング事業												1						1		
	情報センター事業									1										1	
	観光案内所事業 物販・飲食事業（産業観光館（蔵里）の管理・運営）【指定管理】					1				1						1	1			1	
株式会社まちづくり寄居	駅前拠点施設（観光案内・物販等）の整備・運営										1					1					
	中心市街地の空き店舗活用促進・創業支援										1					1	1				
	公共空間の活用事業 通行量調査等の中心市街地に関する調査事業													1					1	1	
株式会社HYAKUSHO	エリアの活性化に関わるイベント事業等			1															1		

表 2-17 アンケート結果（回答数 32 団体）（5/5）

法人名	事業名称	都市再生特別措置法119条における都市再生推進法人の業務の項目															事業分野				
		一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	A	B	C	D	E
えきまち長浜株式会社	公共施設の管理・運営（駅自由通路・ペDESTリアンデッキ・駅前広場・駅西駐車場・自転車駐車場）					1		1												1	1
	ビル管理事業（えきまちテラス長浜のテナント運営等）															1	1				
	物販、飲食事業（えきまちテラス長浜の一部で整備・運営）															1	1				
	広告事業（管理施設等の壁面などの活用）					1															1
	イベントの実施															1					1
一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会	近隣民間商業施設駐車場の運営管理			1															1		
	5Gを活用した自動運転タクシーの実証実験															1			1		

(2) エリアプラットフォームに関する調査

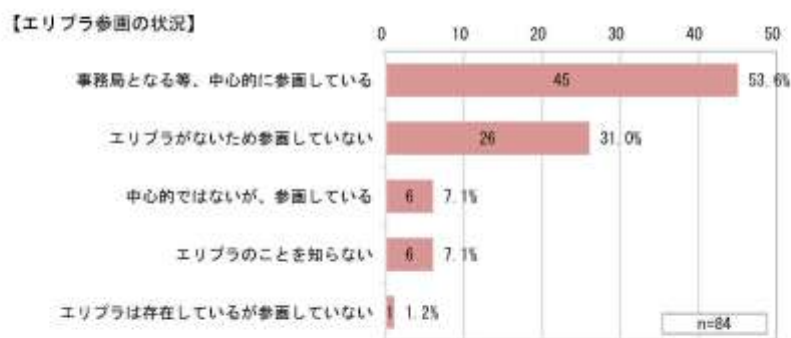
アンケート結果から、各質問項目に関する団体数や回答率、自由回答等を表及びグラフ形式で整理した。アンケート結果のとりまとめを以降に示す。

民間団体へのアンケート調査の単純集計

(1) 貴団体における、エリアプラへの参画状況を1つ選択ください。

エリアプラへの参画状況についてみると、約61%の民間団体が「事務局となる等、中心的に参画している」または「中心的ではないが、参画している」としている。

【エリアプラ参画の状況】	団体数	回答率
事務局となる等、中心的に参画している	45	53.6%
エリアプラがないため参画していない	26	31.0%
中心的ではないが、参画している	6	7.1%
エリアプラのことがわからない	6	7.1%
エリアプラは存在しているが参画していない	1	1.2%
合計	84	100.0%

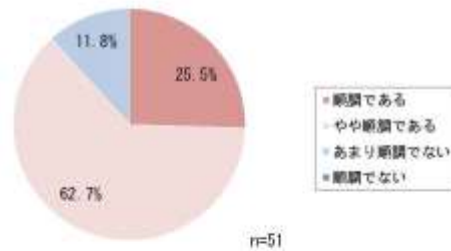


- (2) 【質問(1)でaまたはbと回答した方（エリブラ参画中の方）】
 (2) -2エリブラの目的の実現に向けた取り組みが、どの程度順調に進んでいると感じますか。現在の状態に近いものを、4段階評価でご回答ください。

エリブラの目的の実現に向けた取り組みの順調度についてみると、「やや順調である」が最も多く(約63%)、次いで、「順調である」が多い(約26%)。

【取り組みの進捗状況】	団体数	回答割合
順調である	13	25.5%
やや順調である	32	62.7%
あまり順調でない	6	11.8%
順調でない	0	0.0%
合計	51	100.0%

【取り組みの進捗状況】



(2) -3 エリブラの状況について以下にご回答ください。

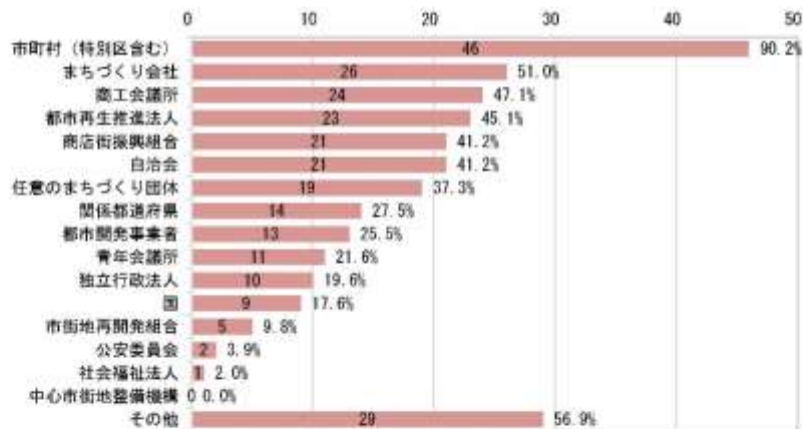
エリブラの構成者についてみると、「市町村（特別区含む）」が約90%と、最も回答割合が大きく、次いで、「まちづくり会社」が約51%となっている。

【構成者】

【構成者】	回答数	回答割合
市町村（特別区含む）	46	90.2%
まちづくり会社	26	51.0%
商工会議所	24	47.1%
都市再生推進法人	23	45.1%
商店街振興組合	21	41.2%
自治会	21	41.2%
任意のまちづくり団体	19	37.3%
関係都道府県	14	27.5%
都市開発事業者	13	25.5%
青年会議所	11	21.6%
独立行政法人	10	19.6%
国	9	17.6%
市街地再開発組合	5	9.8%
公安委員会	2	3.9%
社会福祉法人	1	2.0%
中心市街地整備機構	0	0.0%
その他	29	56.9%
アンケート回答団体	51	

※複数回答

【構成者】



※複数回答

n=51

【構成者 その他】

	その他内容
1	地区内事業者
2	立地企業、交通事業者、大学（学識経験者）
3	エリア内の大規模地権者、大型店
4	市議会
5	公民館まちづくり、都市デザイン等の専門家
6	民間企業、一般社団法人
7	法人格を有するまちづくり団体、民間企業
8	警察署
9	一般社団法人（エリアマネジメント団体）
10	警察、民間企業 等
11	「都市再生緊急整備地域内の建築物の占有者」としてまちづくり団体が参画
12	沿道地権者
13	民間商業事業者、公共交通事業者、金融機関など
14	一般社団法人
15	市議会
16	観光協会等
17	交通事業者
18	消防署・駅
19	大学
20	民間事業者
21	地元企業
22	再開発着地区、入居企業等
23	エリア在住者
24	鉄道・バス・軌道・ホテル協会・電力・ガス・政策金融公庫
25	地権者
26	金融機関・医療団体・教育機関
27	地権者、地元企業
28	大学教授
29	警察、民間企業 等

構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者についてみると、「専門人材（大学の有識者等）」が約63%と、最も回答割合が大きい。
エリブラ構築を発意した者についてみると、「市町村（特別区含む）」が約47%と、最も回答割合が大きく、次いで、「まちづくり会社」、「都市再生推進法人」が同率で約24%となっている。

【構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者】

【構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者】	回答数	回答割合
専門人材（大学の有識者等）	32	62.7%
中間支援組織に所属する者	8	15.7%
その他	8	15.7%
アンケート回答団体	51	

※複数回答

【構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者】



【構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者-その他】

その他内容	
1	交通事業者、興業
2	民間企業
3	中小機構、県（土木交通部、商工観光労働部）
4	民間企業・交通事業者等
5	委託事業者
6	賛助会員、学生会員
7	警察・民間機構・中小機構・UR
8	UR都市機構

【エリブラ構築を発意した者】

（エリブラ構築を発意した者）	回答数	回答割合
市町村（特別区含む）	24	47.1%
都市再生推進法人	12	23.5%
まちづくり会社	12	23.5%
商工会議所	7	13.7%
任意のまちづくり団体	4	7.8%
都市開発事業者	4	7.8%
商店街振興組合	2	3.9%
市街地再開発組合	1	2.0%
中心市街地整備機構	0	0.0%
関係都道府県	0	0.0%
自治会	0	0.0%
社会福祉法人	0	0.0%
国	0	0.0%
公安委員会	0	0.0%
独立行政法人	0	0.0%
青年会議所	0	0.0%
その他	7	13.7%
アンケート回答団体	51	

※複数回答

【エリブラ構築を発意した者】



【エリブラ構築を発意した者 その他】

1	特定非営利活動法人、民間企業
2	まちづくり家業会 等
3	民間企業
4	エリア存行者
5	特種業数名による発案
6	まちづくり会社、民間企業、大学

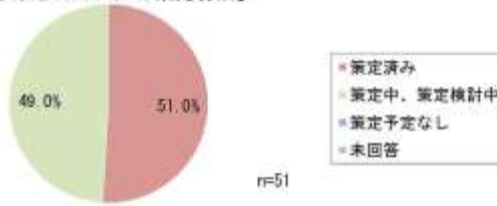
※記載があったものを掲載

エリアの将来像（未来ビジョン）の策定有無についてみると、「策定済み」が約51%を占めており、その他は「策定中、策定検討中」が約49%となっている。
 活動内容についてみると、「広報・プロモーション・イベントの実施」が約71%と、最も回答割合が大きく、次いで、「公共空間の維持管理・活用」が約65%となっている。

【エリアの将来像（未来ビジョン）の策定有無】

【エリアの将来像（未来ビジョン）の策定有無】	団体数	回答率
策定済み	26	51.0%
策定中、策定検討中	25	49.0%
策定予定なし	0	0.0%
未回答	0	0.0%
合計	51	100.0%

【エリアの将来像（未来ビジョン）の策定有無】



【活動内容】

【活動内容】	回答数	回答割合
広報・プロモーション・イベントの実施	36	70.6%
公共空間の維持管理・活用	33	64.7%
景観保全・緑化	22	43.1%
まちづくりルールの策定・運用	21	41.2%
公共施設の指定管理・運営	15	29.4%
防犯・防災活動	15	29.4%
交通対策	15	29.4%
空き地・空き家・空き店舗の活用	15	29.4%
人材育成	11	21.6%
広告事業	8	15.7%
飲食・物販事業	5	9.8%
不動産開発事業・ビル管理事業	1	2.0%
その他	10	19.6%
アンケート回答団体		51

※複数回答

【活動内容】



※複数回答

n=51

【活動内容_その他】

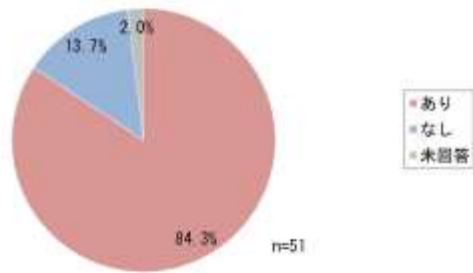
	その他内容
1	地域振興、文化芸術、SmartCity
2	イベントの開催
3	エリアビジョンの作成
4	市民PJ支援などのコミュニティ活発化
5	ビジョン策定、社会実験の実施
6	街のアクティビティスペースを活用したオープンイノベーションの交流促進（実証実験、イベント、プログラム等）
7	月別連絡会を通じた、多摩区隣接区でのまちづくり活動に関する情報交換・連携
8	各種実証実験
9	まちのプラットフォームづくり
10	学生居住推進事業

規約等作成の有無についてみると、「あり」が約85%と、過半数以上が規約等の作成をしている。
活動財源の種類についてみると、「行政からの補助金」が約55%と、最も回答割合が大きく、次いで「会費」が約33%となっている。

【規約等作成の有無】

【規約等作成の有無】	団体数	回答率
あり	43	84.3%
なし	7	13.7%
未回答	1	2.0%
合計	51	100.0%

【規約等作成の有無】



【活動財源の種類】

【活動財源の種類】	回答数	回答割合
行政からの補助金	28	54.9%
会費	17	33.3%
行政・民間からの業務委託金	14	27.5%
事業収入	14	27.5%
その他	14	27.5%
アンケート回答団体	51	

※複数回答



【活動財源の種類 その他】

その他内容	
1	都市再生推進法人の事業費
2	夢園主体の持ち出し
3	自主財源
4	市、商工会議所、まちづくり会社からの負担金
5	出資金
6	まちづくり会社自己負担
7	事務所前が負担
8	西側発着台からの拠出金
9	商工会議所
10	市からの負担金
11	会館所からの助成金
12	まちづくり百歳館、視察対応

※記載があったものを掲載

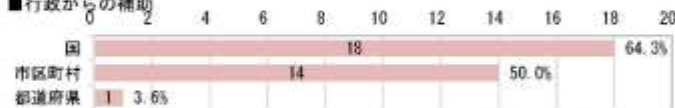
行政からの補助についてみると、「国」が約64%と、最も回答割合が大きく、次いで「市区町村」が約48%となっている。
 事業収入についてみると、「広告」、「イベント運営」、「イベント協賛金」がそれぞれ約43%と同等である。

■行政からの補助

行政からの補助	回答数	回答割合
国	18	64.3%
市区町村	14	50.0%
都道府県	1	3.6%
アンケート回答団体	28	

※複数回答（行政からの補助を受けているとした団体が回答）

■行政からの補助



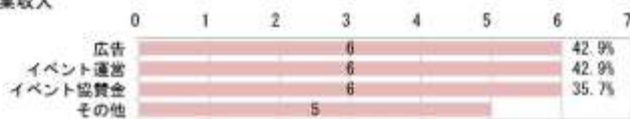
※複数回答 n=28

■事業収入

事業収入	回答数	回答割合
広告	6	42.9%
イベント運営	6	42.9%
イベント協賛金	6	42.9%
その他	5	35.7%
アンケート回答団体	14	

※複数回答（事業収入を得ているとした団体が回答）

■事業収入



※複数回答 n=14

■事業収入_その他

	その他内容
1	施設美化の計画
2	特になし（今後の課題）
3	すでに所有する不動産からの収入に加え、今後は空き家、空き地等の活用促進にかかわるコンサルティング業務等を展開する。
4	各事業者負担の金額を了済もらうための、理事会等、招集。

※記載があったものを掲載

エリブラ構築の効果についてみると、「事業者単独ではできなかった領域での活動が可能になっている」が約59%と、最も回答割合が大きい。活動の具体化や活動の内滑化により、現れたまちづくりの成果において、特に成果を感じている項目についてみると、「にぎわいの向上や集客数の増加」が約74%と、最も回答割合が大きく、次いで、「住民等の意識向上、相互理解、ネットワーク形成」が約47%となっている。

【エリブラ構築の効果】

【エリブラ構築の効果】	回答数	回答割合
事業者単独ではできなかった領域での活動が可能になっている	30	58.8%
まちづくりの担い手のネットワーク化が促進されている	29	56.9%
まちなかで事業を実施するにあたり、ワンストップに調整（役割分担など）できる	27	52.9%
具体の活動が円滑化し、まちづくりの成果に現れた	20	39.2%
学生や就業者など、新たな主体を発掘しやすく、多様な人材がまちづくりに参画しやすい環境を作ることができる	19	37.3%
その他	2	3.9%
アンケート回答団体		51

※複数回答

【エリブラ構築の効果】



【エリブラ構築の効果 その他】

その他内容	
1	各事業について情報交換・共有がしやすい
2	ハード面の整備

- 活動の具体化や活動の円滑化により、まちづくりの成果に現れた
- ➡特に成果を感じている項目

➡特に成果を感じている項目	回答数	回答割合
にぎわいの向上や集客数の増加	14	73.7%
住民等の意識向上、相互理解、ネットワーク形成	9	47.4%
まちなみや景観の形成	8	42.1%
空き家等の遊休不動産の有効活用	4	21.1%
防災・防犯・安全の向上	2	10.5%
消費活動や売上、雇用の上昇	1	5.3%
地域間競争力の向上	1	5.3%
アンケート回答団体	19	

※特に成果を感じている項目を2つ選択

➡特に成果を感じている項目



※特に成果を感じている項目を2つ選択

n=19

エリアプラットフォームとして活動を行う際の課題についてみると、「活動に充てる財源が不足している」が約47%と最も回答割合が大きく、次いで、「活動に対する地域（就業者、住民等）からの認知度が低い」が約45%となっている。

【活動を推進する上の課題】

■エリアプラットフォームとして活動を行う際の課題

■エリアプラットフォームとして活動を行う際の課題	回答数	回答割合
活動に充てる財源が不足している	24	47.1%
活動に対する地域（就業者、住民等）からの認知度が低い	23	45.1%
スタッフを雇用するための財源が不足している	21	41.2%
取り組みの具体化にあたり、構成員間の調整や合意に時間がかかる	16	31.4%
地域で活動に取り組む人材が不足している	15	29.4%
活用可能な補助金等が充実していない	15	29.4%
エリアの構成員以外の地域（就業者、住民等）とのビジョンの共有が困難	14	27.5%
専門的な人材（まちづくり、経営など）が不足している	13	25.5%
エリア活用によるメリットを理解してもらうことが困難またはメリットを示すことが困難	13	25.5%
公共的空間の活用にあたって、法令の規定により活用しにくい	5	9.8%
公共的空間の活用にあたって、土地所有者や周辺住民等の理解が得られない	4	7.8%
エリア活動を支援する法制度が不足している	3	5.9%
その他	3	5.9%
アンケート回答団体		51

※複数回答

■エリアプラットフォームとして活動を行う際の課題



■活動を推進する上の課題 エリブラ活動を支援する法制度が不足している 具体的な内容

内容	
1	エリブラ策定のビジョンの位置づけ
2	道路供用に関する法律

※記載があったものを掲載

■活動を推進する上の課題 法令の規定等により実現が困難 具体的な内容

内容	
1	区では都市再生整備計画への提案が必須となっている
2	公園の活用において条例で制限が多い
3	1カ所の活用に複数の申請が要り、行政側の理解度も異なるため、手続きのハードルが高い。
4	公開空地の活用
5	道路管理者と交通管理者の認識のずれ

■活動を推進する上の課題 土地所有者等の理解が得られない 具体的な内容

内容	
1	人が集まる事を迷惑行為だと捉われてしまう。
2	物販教室イベントに対して既存商店街からクレームがつくことがある
3	区画整理

※記載があったものを掲載

■活動を推進する上での課題 その他

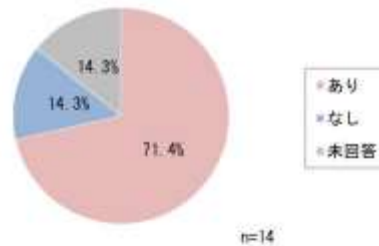
その他内容	
1	それぞれの団体が精一杯取り組み、協会としてはネットワークを大切にしたいとやる。という考え方だと思います。
2	協議会は実働部隊ではなく、事務局が全ての実働を担うため、事業として成立していない
3	構成員以外の地域の方々に、どのようにして興味を持っていただくか、活動の周知・声掛けをどのようにするか。

外部委託の有無についてみると、「あり」が約71%となっており、専門的な人材が不足しているエリアプラットフォームの多くが外部委託を行っている。
 エリアプラットフォームに参加する一員としての課題についてみると、「役割分担が不公平である」が約45%と、最も回答割合が大きく、次いで、「費用的負担が大きい（会費など）」が約25%となっている。

- 前問で、「専門的な人材（まちづくり、経営など）が不足している」を回答した方にお伺いします。
 外部委託の有無をお答えください。
- 外部委託の有無

■外部委託の有無	団体数	回答率
あり	10	71.4%
なし	2	14.3%
未回答	2	14.3%
合計	14	100.0%

■外部委託の有無

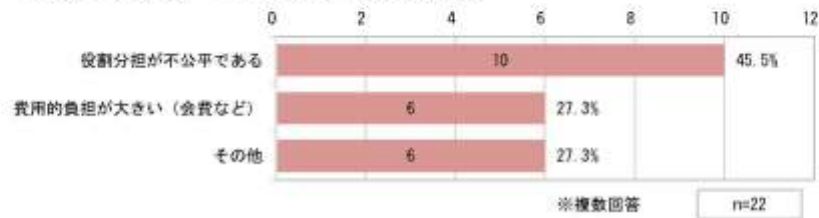


■エリアプラットフォームに参加する一員としての課題

■エリアプラットフォームに参加する一員としての課題	団体数	回答割合
役割分担が不公平である	10	45.5%
費用的負担が大きい(会費など)	6	27.3%
その他	6	27.3%
アンケート回答団体		22

※複数回答

■エリアプラットフォームに参加する一員としての課題



■エリアプラットフォームに参加する一員としての課題 その他

その他内容	
1	参加者に対する情報共有が不十分
2	事業が完全に終了しないと補助金の申請が出来ないため、補助金の申請ができるようになるまでの金額負担が大きい。
3	市全体としての重要度が低い
4	会員によって活動に対する温度差がある
5	プレイヤー不足
6	事務局として、皆が満足できる活動を展開して行けるか。

(3) 【質問 (1) cと回答した方 (エリブラは存在しているが参加していない方)】

エリブラは存在しているが参加していない団体は1団体である。

【エリブラに参加しない理由】

エリブラに参加しない理由	回答数	回答率
資用的負担を懸念している	0	0.0%
人的負担を懸念している	0	0.0%
構成者間のコミュニケーションに課題がある	0	0.0%
調整の手間を懸念している	0	0.0%
団体の理念上、エリブラに参加する必要を感じない	0	0.0%
その他	1	100.0%
アンケート回答団体	1	100.0%



【エリブラに参加していない その他 具体的な理由】

理由
1 個々の単体組織で参加している。

(4) 【質問(1)でdまたはeと回答した方（エリブラが存在しているが参画していない方、知らない方）】

エリブラへの関心についてみると、約77%が「あり」としている。
エリブラへの関心がない理由についてみると、「エリブラ構薬にメリットを感じない」、「エリブラを一緒に構築できる団体がいない」が約25%と同率となっている。

【エリブラへの関心】

【エリブラへの関心】	団体数	回答率
あり	24	77.4%
なし	8	25.8%
合計	31	100.0%

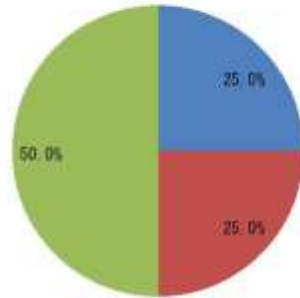
【エリブラへの関心】



■関心のない理由（エリブラが存在しているがエリブラへの関心がない方）

■関心のない理由	回答数	回答率
エリブラ構築にメリットを感じない	2	25.0%
エリブラと一緒に構築できる団体がいない	2	25.0%
その他	4	50.0%
合計	8	100.0%

■関心のない理由



- エリブラ構築にメリットを感じない
- エリブラと一緒に構築できる団体がいない
- その他

■関心はない エリブラ構築にメリットを感じない 具体的な理由

理由	
1	よくわからない
2	課題が共有しづらい

■関心はない その他

理由	
1	都市再生計画区域内の町会と、魅力あるまちづくりを推進することを目的として、定期的に会議を開催し、議論を重ねながら協働してきた結果、一定の効果を得られていることから、（エリブラは）必要としない。
2	人材不足
3	議決議成が時期尚早
4	中心市街地活性化協議会は現在休会している

(2) エリア構築のきっかけ

	内容
1	国土交通省官民連携まちなか再生推進事業への応募
2	未来ビジョンの策定（キャンパスタウン構想の策定）
3	大規模な土地開発事業が中心地区において、都市基盤整備の確保が待ちを来つつあったなか、基盤整備後のまちづくりを本格的に始めていくにあたって主体意識を醸成させていくための構築
4	エリアマネジメントの構築
5	中心市街地の再編したエリアで複合的再開発やリノベーション事業が進められ、公共空間等を使ったイベントも盛んになってきたため、全体でのマネジメントが必要との認識から設置
6	エリア対策ワークショップは、片側1線の広幅員歩道が整備（新設通り）されているものの、商業施設や住宅施設の立地が偏り、沿道は歩行者が減少、エリアの稼働しやすさが弱くなっており、官民連携のエリアプラットフォームを組成し、当該エリアの未来ビジョンを構築することで課題解決の糸口を見出したいと考えたため
7	地区で大規模再開発を推進している中村が提唱し、エリア全体の競争力、集客力、活気の高め、持続的な発展を目指すための別荘地活用推進
8	エリアプラットフォームを組織（一般社団法人）は存在していたが、行政がその構成員となることが制度的に難しくかったため、新しく別の組織を組織した。
9	協議会の中の市街地活性化協議会である
10	協議会がまちづくりの推進力と見做る新たなデザインの実現、市内連携の促進のため
11	地区全体のプロジェクトによるまちづくりの推進の進捗を、エリア内での公開発表計画
12	都市再生推進課との協働
13	22市街地活性化基本計画策定のため
14	中心市街地活性化基本計画策定時から、まちなかの大通り（国道5号）の使い方を、駅力向上に向けた検討組織の立ち上げが構築されていた。官民連携まちなか再生推進事業に合わせ、具体化
15	近年、リノベーションスクール等まちづくりへの推進が活発になり、事業する個人、事業者が増えている中で、状況の共有、活動の協力が進まないため、推進のためのプラットフォームが必要と考えたため
16	都市部が創設やスタートアップ企業の増加をきっかけに、都心臨海部の新たな交流入口の増加による新たな活性化が促されるため、（今年「街のアセットを活用したイノベーション戦略」をテーマとして展開）
17	市びら未活用者を前に、街全体が活気あることなど、協議に向け、協力のある街の発展を目指す
18	平成23年7月に、特定都市再生緊急整備地域に指定され、緊急かつ重点的な市街地の整備に類し必要な協議や、整備計画及び都市再生安全確保計画を作成並びにこれらに計画の進捗に係る連携調整を行うため。
19	札幌駅前通地区では、2015年10月に、札幌駅前通沿道の地産者が中心となって「札幌駅前通協議会」が発足し、札幌駅前通沿道の街並みのあり方について検討が始められ、都市計画課と連携により、2016年12月に、札幌のメインストリートとして魅力ある都心空間を創出することを目標として、「札幌駅前通北街区地区計画」が都市計画課決定されました。昨今の札幌市街地のまちづくりの動向を踏まえ、さらに国内外に対して魅力ある商業、業務、文化を提供する地区としていくために、沿道沿線の活性化を促しているこの精神を契機として、札幌駅前通北街区地区の関係者等による「札幌駅前通協議会」において、2016年4月に「札幌駅前通地区まちづくりビジョン」を策定し、札幌駅前通地区の目指すべき将来像を「国内外からの多様な人々の集結と交流により様々な活動、ビジネスが創出されるまち（メインペーシオンエリア）」とし、札幌駅前通協議会内に設置した「都市再生委員会」において2017年5月から2019年4月までに計4回の議論を行い、将来像を明確にするため、地区計画を見直すことにより「都心における開発競争方針」で定められた専断権限の付与を地区の活性化に取入れるとともに、地区が画に定めたルールを構築するものとして、「まちづくりガイドライン」及び「目標まちづくり指針」を策定し、関係者の協議によりこれらに準拠した開発を推進する体制がつけられました。
20	20市中心市街地活性化基本計画策定のため
21	エリアマネジメント計画の策定されたこと
22	2015年に市に提出された提案が閉塞し、その画上の1%が市の補助金として交付され、地域のまちづくりを進めることとなった。
23	エリアプラットフォームを組織（一般社団法人）は存在していたが、行政がその構成員となることが制度的に難しくかったため、新しく別の組織を組織した。
24	20市中心市街地活性化基本計画の策定
25	「歩行者空間」というテーマが、まさに関係者をつなぐネットワークとなって継続し、「街・町の価値を高めたい」と考える市民の輪を広げることを目指したこと
26	まちづくりに対して多様な分野の企業を巻き込み、本業と関係だけでなく様々なコミュニティサービス事業につなげるため
27	都市基盤とまちづくりの連携、連携が必要であるという認識が、関係者のあいだで高まったため
28	20市中心市街地活性化基本計画策定のため
29	20市中心市街地活性化基本計画の策定
30	20市街地の基盤、活性化
31	まちの豊かさ
32	まちづくり以外の活動が推進していたことから、官民連携のプラットフォーム構築を通じて活性化させたいと考えたため
33	令和2年4月に策定された官民連携計画をきっかけに、関連関係の高エリアの駅力向上と稼働の確保を目的に、今年度中に官民幅広い関係者でエリアの将来像をまとめ、再先に掲げたハードソフト事業を推進する。
34	関係者には不明
35	高層ビルに誘われてもたらされた公共施設の維持管理、新
36	20市中心市街地活性化基本計画の策定
37	ハードソフトの二つの面でまちづくりは必要ないと考え、トータルで取り組み組織としてID.Cを策定した。
38	高層ビル事業で整備される施設を拠点として、町並みその周辺地区において、これまでの町らしい情緒ある良好な地域コミュニティを維持し、安心で快適なまちを構築するために、既存の地域関係と連携して、地域活動を推進および支援するため。
39	地域で、日本防犯会の立ち上げ、各種協議会の立ち上げなどの基盤ができたため
40	日本大震災において大きな被害を受けた中心市街地の早期回復と全市復興を強力に推進するための基本計画の策定にあたり、総合的な観点に立ち、地域の多様な関係者の合意形成を図りながら、市の社会的、文化的、経済的活動の中心たるべき魅力溢れる中心市街地を形成するための官民協働の場として、商工会議所及びさまざまな民間企業と協働する民間組織となり設立した。
41	市中心部の活性化は、歩行者数、商業額などの減少傾向がみられ活性化が課題となっていたところ、平成18年にまちづくりが決定され、市でも中心市街地の再生が重要課題に掲げられた。
42	工業団地再生事業における復興期に、より良いまちづくりを目指して。
43	市内西側エリアの事業推進を機に、中心市街地活性化基本計画に基づき、検証
44	経済界の活動を通じて、持続可能なまちであり続けるためには、地域・エリアとしての価値を高める建物等の施策を考える必要があるとの考えに基づき、地域の地産者や企業から、民間主導でのまちづくりをスタートさせるべき、との意見があった。
45	当地域は、今より官民が連携してまちづくりを推進しており、今般、学校の統廃合や公共施設の集約化で空地となる取組地を最大限に有効活用するため、土地活用推進事業等の実行による都市基盤整備の契機に合わせ、内外から人が集まる賑わいや交流を創出し、その効果を周辺地域に波及することが将来にわたって持続可能なまちの活性化を促す上で重要であるとの認識に至り、その具体化推進等を図るための組織づくりが必要となったため。
46	水戸市中心市街地活性化協議会では、平成28年に内閣府の認定を受けた「水戸市中心市街地活性化基本計画」策定の際、「国道5号の有効活用を検討する組織の立ち上げについて、水戸市に提案し、計画に盛り込まれた。そこで、都市再生推進課に「まちみとラボ」を中心として、水戸のまちなかのシンボルであり、かつ全国的な存在でもある大通り（国道5号）等の駅力向上を目的とした「水戸のまちなか大通り等駅力向上特別協議会」を設立、「官民連携まちなか再生推進事業」におけるエリアプラットフォームに位置付け、エリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定およびビジョンを実現するための社会実験等に取り組みしていくこととした。
47	20市中心市街地活性化基本計画の内閣府認定を受けたことが決定したことを受けて
48	2011年の九州新幹線全線開業と軌ひる開業を契機、2007年4月から1年間、「博多駅前まちづくり推進協議会報告」として、博多駅前地区の23企業・団体より自治協議会、準備協議会、短期市で、博多駅前まちづくりを推進する組織の設立を目的とし、検討・議論を重ね、準備会が発起人となり、博多まちづくり推進協議会を設立した。
49	まちづくりに対して多様な分野の企業を巻き込み、本業と関係だけでなく様々なコミュニティサービス事業につなげるため

(2) -3 活動財源を確保するための工夫

	内容
1	エリブラ構成者が実施するイベントと連携して、まち全体の取り組みに参画させること
2	施設美化の計画
3	持ち出し簡便をベースにし、必要に応じて国庫補助等を活用している。
4	常に新しい事業領域を模索する
5	エリブラ内の駐車場では使える共通サービス券の発行等を企画中。
6	計画的な予算執行の実施
7	協議会が予算を持たないため、活動費用は各事業の実施主体が負担する。
8	・正会員、賛助会員からの会費・当該エリブラを支援したい人々によるファンドレイジング・五川上水旧水路跡道を維持管理することによる指定管理料収入・五川上水旧水路跡道を使用収益させることによる賃料収入・当該エリブラ対象エリアの再開発ビルの床の一部を活用したコミュニティハブ機能を付与するコワーキングスペースの運営収入・新規ビジネス創出や企業の連携機会を創出する企業連携プラットフォーム構築による賛助会収入※会費収入以外は将来的な予定です。
9	コワーキングの運営、空き家バンクの運営
10	構成員が自ら働きかけて会議を行い、活動を維持している。
11	提案書の作成
12	最大2年間の国庫省補助以降に活動を継続するため、現在検討中。
13	定款で会費率について定め、一定の財源を確保。ただ、収益活動を実施していないため、活動には制約あり。
14	新規で開発が行われる際、札幌駅前通北街区地区まちづくりガイドラインに沿って取組を実施していただきます。その事前協議にあたっては、まちづくりガイドラインとの適合について協議する場として札幌駅前通協議会に開発検討委員会を設置しており、開発検討委員会の開催に必要とされる経費については、原則、事業者が負担することとします。
15	イベント協賛金および広告料による財源確保
16	補助金で整備した防犯カメラの広告枠を付け、広告主を誘致し、電料料の財源の一部としている。
17	当該協議会は予算を持たない。協議会の目的である「情報の共有と連携」によって生じた活動に要する費用は、各事業の実施主体による負担としている。
18	官民連携都市再生推進事業制度(官民連携まちなか再生推進事業制度)の活用
19	多様な企業との共同研究や実証実験支援などを通じた委託業務等の実施を財源としている
20	すでに所有する不動産からの収入に加え、今後は空き家、空き地等の活用促進にかかわるコンサルティング業務等を展開する。
21	行政への事業提案を行い事業を委託し確保する。空店舗等のリース、サプライズを実施する。
22	エリブラ自体の活動は、顕微鏡であるため、個々の事業は、それぞれの事業主体が国・県・市の補助金を活用しながら推進している。
23	今後事業展開を行い確保
24	広告収入、イベント収入(出店料等)で賄える規模の事業の展開(無理のない事業展開)を行うことと、行政とのコミュニケーションを積極に行いつつ業務委託等を獲得していく。
25	事務局であるまちづくり会社の健全経営、官民・地元事業者との目的共有を図りながら、必要に応じて負担金を拠出。
26	事務局が積極的に収益事業を行いその利益を当てている
27	【管理運営業務の実施】今後都市再生推進法人を取得し、一般社団法人が管理しているペDESTリアンデッキ上のエリアマナジメント広告事業を引き受け自立的な財源とする。さらに、デッキ上のエリアの貸し出し業務による利用料の徴収を行う。【委託事業の受注】行政・民間からの委託事業を請けることにより財源を確保する。【エリアマナジメント機能の拡充】会員を増員し、会費を徴収することにより安定的な財源とする。
28	民間企業とのイベント拠出金
29	補助金、今後の収益事業
30	各事業者負担の金額を了承もらうための、理事会等、招集。
31	毎年の申請
32	会員からの年会費や、補助金(まちなか再生推進事業)等多く活用。
33	・企業、団体等からの会費や寄附金・企業のSDGs事業やCSR事業、社員の福利厚生としての参画・交流広場の運営による収益・駅前駐輪場施設の管理運営による収益
34	本年度分を前年度の9-10月に予算要求
35	広告収入、イベント収入(出店料等)で賄える規模の事業の展開(無理のない事業展開)を行うことと、行政とのコミュニケーションを積極に行いつつ業務委託等を獲得していく。

2.3.3. 官民連携の取組推進に関する制度の普及啓発及び現状把握について

- 都市再生推進法人概要資料の作成

都市再生推進法人（全 75 団体）へ情報提供依頼を行い、協力いただいた 31 法人について概要資料を作成した。

作成した資料は、リニューアルした官民連携まちなかポータルサイトにおいて、新規に都市再生推進法人の紹介ページを立ち上げ、掲載した。

一般社団法人荒井タウンマネジメント（宮城県仙台市）

長期的な価値向上を目指す民間主導のエリアマネジメント

2021年1月現在

Basic information

法人設立年月日	2013年5月14日
指定年月日	2016年1月14日
資本金等	基金 57,000千円
株主・構成団体等（出資割合）	民間企業(87.7%)、個人(12.3%)
職員数	5名（うち役員2名(非常勤)、常勤職員2名、非常勤職員1名)

■法人の紹介

荒井東地区の長期的な価値向上につながるまちづくりを展開するため、各種事業を通して、荒井東地区の発展に寄与するとともに、広く社会貢献に資することを目的とする。

■官民連携による事業推進体制

■活動エリア（約34ha）

仙台駅から6kmほど東に離れた、地下鉄東西線荒井駅の南側に位置する荒井東地区。区画整理事業が実施され、震災復興先導地区として期待される。

Project

Hot topic

■仙台海手めぐりキャンペーン

令和元年度仙台市民協働事業の一環で東日本大震災からの復興が進む仙台東部エリアをスタンプラリーをしながら巡って楽しむ「仙台海手めぐりキャンペーン」を実施。主催は、当法人が事務局を務め、仙台市若林区及び仙台東部エリアにある交流施設運営管理者が参加する連絡協議会。

1 コミュニティ形成事業・賑わい創出事業

（収益事業・非収益事業 / 公有地・民有地）

地場野菜や加工食品などを outputs 「荒井なないろマルシェ」を毎月開催している。また、地下鉄東西線開業をきっかけに「あらフェス」を開催。2015年以降、地域組織との連携により企画・運営を行っている。

2 パークマネジメントによる官民連携事業

（収益事業・非収益事業 / 公有地・民有地）

荒井東1号公園は、区画整理事業の計画段階から地域の要望を受け、換地などの工夫により実現した運動施設および公園である。利用料収入などを公園全体の維持管理に充てている。

Hot topic

■Tool

活用している各種まちづくり制度

制度の種類	活用	締結・活用時期
① 都市再生整備計画の提案	✓	2017年3月7日
② 道路占用許可特例制度の活用		
③ 都市公園の占用許可特例制度の活用		
④ 都市利便増進協定の締結	✓	2017年3月24日
⑤ 都市再生整備歩行者経路協定の締結		
⑥ 低未利用土地利用促進協定の締結		
⑦ 公園施設設置管理協定の締結		

3 多機能複合施設の不動産賃貸事業

（収益事業・非収益事業 / 公有地・民有地）

当法人が、土地を借り施設整備した「アライデザインセンター2」は、保育所、ミニデザサービス、歯科医院、アフタースクールなど地域での暮らしサポートを行う施設誘致を行っている。また、地域の事前準備、災害時の運営を行う地区避難施設に位置づけられている。

4 収益構造を強化する売電事業

（収益事業・非収益事業 / 公有地・民有地）

地区外の休耕田を借り受け、太陽光発電約630KWのFITによる売電を実施。一定程度の利益を確保し、事務局運営や公益事業などの財源の1つになっている。

http://www.arai-tm.com

2.3.3.1. 地方公共団体を対象とした調査の実施

改正法に基づく制度の普及啓発、官民連携によるエリアプラットフォームの構築及びビジョン実現のために取り組んでいる先進的な事例を抽出するため、アンケート調査を実施した。

表 2-18 地方公共団体を対象とした調査の概要

項目	内容
対象	地方公共団体（1,741 市町村）
方法	WEB アンケート
実施時期	令和 2 年 10 月 5 日～令和 2 年 12 月 11 日
有効回答数	1,741（悉皆調査）

(1) 調査項目

全地方公共団体へ、①都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定に関する調査等、②エリアプラットフォームに関する調査の2種類の調査票を配布した。配布した調査票を以下に示す。

1) 都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定に関する調査等

1. 都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定に関する調査（市町村向け）

■記入者に関する情報を教えてください。

例) 所属は〇〇市××課をご記入ください。

所 属	
役 職	
氏 名	
電話番号	
E-mail	

(1) 都市再生推進法人の指定状況についてご回答ください。

- ①指定している。
- ②指定していない。⇒2. 中心市街地整備推進機構に関する調査(p6)へ

(2) 2019年9月1日以降に指定した都市再生推進法人があれば、以下の内容をご回答ください。

記入欄が不足した場合は、適宜追加してご回答ください。

《法人概要等記入欄①》

■法人概要

法人名	
法人設立年月日	
指定年月日	
設立目的	
電話番号	
E-mail	
担当者氏名 (窓口)	

■実施事業（すべて記入してください。）

事業名	事業概要
例) 物販・飲食事業	道路上でのオープンカフェの整備・運営

《法人概要等記入欄②》

■法人概要

法人名	
法人設立年月日	
指定年月日	
設立目的	
電話番号	
E-mail	
担当者連絡先 (窓口)	

■実施事業（すべて記入してください。）

事業名	事業概要

《法人概要等記入欄③》

■法人概要

法人名	
法人設立年月日	
指定年月日	
設立目的	
電話番号	
E-mail	
担当者連絡先 (窓口)	

■実施事業（すべて記入してください。）

事業名	事業概要

(3) 2020年10月時点で指定している全ての都市再生推進法人((2)で回答した2019年9月1日以降指定の都市再生推進法人も含む)との連携状況について、法人名を記入のうえ、それぞれ該当するもの1つをお選びください。

記入欄が不足した場合は、適宜追加してご回答ください。

⑥⑦を選択された場合は、その具体的な内容をご記入ください。

法人名①：

- ①特段の情報共有は行っていない
- ②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
- ③定期的に活動状況等の情報共有を図る場(会議等)を設けて行っている
- ④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
- ⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
- ⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている
(※活動内容についても具体的に記入してください。)

⑦その他

法人名②：

- ①特段の情報共有は行っていない
- ②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
- ③定期的に活動状況等の情報共有を図る場(会議等)を設けて行っている
- ④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
- ⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
- ⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている
(※活動内容についても具体的に記入してください。)

⑦その他

法人名③：

- ①特段の情報共有は行っていない
 - ②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
 - ③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
 - ④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
 - ⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
 - ⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている
- （※活動内容についても具体的に記入してください。）

⑦その他

法人名④：

- ①特段の情報共有は行っていない
 - ②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
 - ③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
 - ④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
 - ⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
 - ⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている
- （※活動内容についても具体的に記入してください。）

⑦その他

法人名⑤：

- ①特段の情報共有は行っていない
 - ②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
 - ③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
 - ④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
 - ⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
 - ⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている
- （※活動内容についても具体的に記入してください。）

⑦その他

法人名⑥：

- ①特段の情報共有は行っていない
 - ②適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている
 - ③定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている
 - ④都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている
 - ⑤法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている
 - ⑥法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている
- （※活動内容についても具体的に記入してください。）

⑦その他

2. 中心市街地整備推進機構に関する調査

貴市町村において、中心市街地整備推進機構（※参考）を設立している場合は、以下の内容についてご回答ください。

団体名	
設立年月日	
法人形態	
電話番号	
E-mail	
ホームページ	

（※参考） 中心市街地の活性化に関する法律第61条による指定

（中心市街地整備推進機構の指定）

第六十一条 市町村長は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

3. 都市再生特別措置法に基づく協定締結に関する調査

貴市町村において、以下に示す都市再生特別措置法関連の制度の活用実績がある場合は、下記の実績等記入欄にご回答ください。なお、記入欄が不足した場合は適宜追加してご記入ください。

①道路占用許可の特例の活用実績

占有主体	
開始年度	
終了年度	
道路管理者	
実施事業	

②都市公園占用許可の特例の活用実績

占有主体	
開始年度	
公園管理者	
実施事業	

③都市利便増進協定の締結実績

協定締結者	
締結日	
都市利便増進施設	
日常管理 に関する事項	

④都市再生歩行者経路協定の締結実績

協定締結者	
締結日	
協定施設	
日常管理 に関する事項	

⑤都市再生整備歩行者経路協定の締結実績

協定締結者	
締結日	
協定施設	
日常管理 に関する事項	

⑥低未利用土地利用促進協定の締結実績

協定締結者	
締結日	
協定施設	
施設の管理 に関する事項	

⑦都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績

提案者	
提案日	
提案内容	

⑧市町村都市再生協議会の設立実績

協議会名	
構成員	
自治体	
設立年度	

⑨滞在快適性等向上区域の設定実績

区域名称	
区域面積	

⑩都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績

策定年月日	
運用開始年月日	
内容	
場所	
特定路外駐車場の 規模	

②都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績

指 定 年 月 日	
運 用 開 始 年 月 日	
内 容	
場 所	
対 象 と な る 駐 車 場 の 規 模	
適 用 除 外 の 内 容	

③都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績

指 定 年 月 日	
運 用 開 始 年 月 日	
内 容	
場 所	
駐 車 施 設 の 名 称	
台 数	

④公園施設設置管理協定制度の活用実績

公 園 名 称	
公 園 管 理 者	
協 定 締 結 者	
協 定 締 結 日	
滞在快適性等向上 公園施設の内容	
特定公園施設の 内 容	
公園利便増進施設 等(自転車駐車場、 看板、広告塔)の 設 置 の 有 無	
建蔽率特例の活用 の 有 無	

㊦河川敷地占用許可制度を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績

占 用 主 体	
区 域 指 定 日	
区 域 名 称	
河 川 名	
河 川 管 理 者	
占 用 主 体	
占 用 施 設	
許 可 期 間	
実 施 事 業	
利 用 形 態	

㊧交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定実績

策 定 年 月	
地 区 名	
活 用 す る 官 民 連 携 制 度	
対 象 施 設 等	

本調査は以上となります。ご協力ありがとうございました。
引き続き、「エアラットフォームに関する調査」にご協力ください。

2) エリアプラットフォームに関する調査

エリアプラットフォームに関する調査（市町村向け）

■記入者に関する情報を教えてください。

例) 所属は〇〇市××課をご記入ください。

所 属	
役 職	
氏 名	
電話番号	
E-mail	

■エリアプラットフォームとは

本調査で取り上げる「エリアプラットフォーム」(以下、**エリプラ**)とは、鉄道駅周辺や中心市街地など、一定の区域(=エリア)を対象として、エリアに係るステークホルダーやプレイヤー(まちづくりの担い手)が一堂に会し、まちの将来像等を描いたり、その実現に向けて活動するための、緩やかな協議の場(=プラットフォーム)を指します。要綱等では、以下のように表現しています。

<エリプラの定義> (出典：官民連携都市再生推進事業制度要綱)

未来ビジョン等の策定や地域における将来像の実現に向けた取り組みを行うため、以下に掲げる構成者から構築され、かつ、様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者(専門人材等)及び団体が参画や支援をしている協議組織



<エリプラの要件>

	エリアプラットフォームに必要な者	対象者イメージ
構成者	<ul style="list-style-type: none"> 市町村(特別区を含む) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする、又は活動に関心を有する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者 	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市街地再生開発組合、中心市街地整備機構等 自治会、商工会議所、商店街振興組合、社会福祉法人、青年会議所、任意のまちづくり団体等
参画や支援	<ul style="list-style-type: none"> 様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者(専門人材等)及び団体の参画や支援 	<ul style="list-style-type: none"> 専門人材(大学の有識者等) 中間支援組織(多様な分野の専門人材で構成される行政と民間事業者をつなぐ専門性を有する組織等)に属する者等
	必要に応じてエリアプラットフォームに加えることができる者	対象者イメージ
	<ul style="list-style-type: none"> 国、関係都道府県、公安委員会、公共交通事業者等、都市開発事業を施行する民間事業者、独立行政法人、民間都市機構、金融機関、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、公共施設の整備若しくは管理を行う者等 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省、バス事業者、鉄道事業者、UR、地元信用金庫、銀行、公共施設の指定管理者等

エリプラを活用することで、エリア単位での取り組みについて協議・調整の円滑化が図られるので、エリアの将来像(本調査及び官民連携都市再生推進事業制度要綱ではエリアの将来像や将来像を実現するための取組等を定めた構想を「未来ビジョン」といいます)づくりや賑わいづくりのイベント、清掃・防犯対策、情報発信、オープンカフェ等の幅広い活動展開により、エリア価値の向上が期待されます。また、令和2年度より設けている、エリプラ活動に対する予算措置(「官民連携まちなか再生推進事業」)を利用することも可能になります。

なお、「エリアプラットフォーム」を認定する制度は現時点で存在しませんので、既存のエリアマネジメント体制や各種まちづくり協議会、中心市街地活性化協議会やその他の協議の場についても、上記の定義や要件に適合すると各市町村独自に判断できれば、エリプラとみなして、本アンケートにご回答をお願いします。

(1) 貴市町村における、エリブラ構築の状況をご回答ください。

- a 構築済み、構築の予定が決まっている（構築のため関係者と調整中） ⇒質問（2）へ
- b 構築に向けて準備中（庁内や行政計画等で構築の方針はあるが、エリブラ構成者の候補者への個別の調整段階など実際の協議開始に至っていない状況） ⇒質問（3）へ
- c 構築が無く、かつ構築に向けた準備も行っていない ⇒質問（4）へ

(2) 【質問（1）でaと回答した方（構築済み、構築の予定が決まっている市町村）】

(2)-1【依頼】エリブラの構築に際して、作成した規約等があればご提供ください。

(2)-2 エリブラの目的の実現に向けた取り組みが、どの程度順調に進んでいると感じますか。現在の状態に近いものを、4段階評価でご回答ください。

- 順調である ・ やや順調である ・ あまり順調でない ・ 順調でない

(2)-3 エリブラの状況について下記をご記入ください。

エリブラの名称	
構成者 【複数回答】	a 市町村（特別区含む） b 国 c 関係都道府県 d 公安委員会 e 独立行政法人 f 都市再生推進法人 g まちづくり会社 h 都市開発事業者 i 市街地再開発組合 j 中心市街地整備機構 k 自治会 l 商工会議所 m 商店街振興組合 n 社会福祉法人 o 青年会議所 p 任意のまちづくり団体 q その他（ _____ ）
構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者 【複数回答】	a 専門人材（大学の有識者等） b 中間支援組織に所属する者 c その他（ _____ ）
事務局を担う組織の名称	
エリブラ構築を発意した者 【複数回答】	発意した者（ _____ ） 【※上記の構成者a～qのうちアルファベットを下線部に記入】 ⇒具体の所属や社名（ _____ ）
エリブラ構築のきっかけ	
エリアの将来像（未来ビジョン等）の策定有無 【1つだけ回答】	a 策定済み（名称： _____ ） b 策定中、策定検討中 c 策定予定なし（理由： _____ ）

<p>活動を推進する 上での課題 【複数回答】</p> <p>※今後構築予定の 方は回答不要</p>	■エリアプラットフォームとして活動を行う際の課題	
	財源	a 活動に充てる財源が不足している
		b スタッフを雇用するための財源が不足している
	人材	c 専門的な人材（まちづくり、経営など）が不足している ➡外部委託（有・無）
		d 地域で活動に取り組む人材が不足している
	制度等	e エリブラ活動を支援する法制度が不足している ➡具体的な内容（ _____ ）
		f 公共的空間の活用にあたって、法令の規定等により想定している活用内容の実現が困難 ➡具体的な内容（ _____ ）
		g 公共的空間の活用にあたって、土地所有者や周辺住民等の理解が得られない ➡具体的な内容（ _____ ）
	その他	h エリブラ活用によるメリットを理解してもらうことが困難またはメリットを示すことが困難
		i 活動に対する地域（就業者、住民等）からの認知度が低い
j エリブラの構成員以外の地域（就業者、住民等）とのビジョンの共有が困難		
k 取り組みの具体化にあたり、構成員間の調整や合意に時間がかかる		
l その他（ _____ ）		
■エリアプラットフォームに参画する一員としての課題		
a 費用的負担が大きい（会費など）		
b 役割分担が不公平である		
c その他（ _____ ）		
エリブラ事務局 （担当者）連絡先	所属： _____ 氏名： _____ 電話番号： _____ メール： _____	
エリブラの HP等のURL	_____	

(3)【質問(1)でbと回答した方(構築に向けて準備中の市町村)】

準備中のエリブラの状況について下記をご記入ください。

エリブラの予定名称	
構成者(予定) 【複数回答】	a 市町村(特別区含む) b 国 c 関係都道府県 d 公安委員会 e 独立行政法人 f 都市再生推進法人 g まちづくり会社 h 都市開発事業者 i 市街地再開発組合 j 中心市街地整備機構 k 自治会 l 商工会議所 m 商店街振興組合 n 社会福祉法人 o 青年会議所 p 任意のまちづくり団体 q その他(_____)
構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者(予定) 【複数回答】	a 専門人材(大学の有識者等) b 中間支援組織に所属する者 c その他(_____)
エリブラ構築を発意した者 【複数回答】	発意した者(_____) 【※上記の構成者(予定者) a~q から下線部に記入】 ➡ 具体の所属や社名(_____)
エリブラを構築しようとしたきっかけ	
エリブラ予定区域を対象とした先行計画等の有無(○)区域まちづくり構想、など) 【1つだけ回答】	a あり(名称: _____) b なし
活動予定内容 【複数回答】	a 広報・プロモーション・イベントの実施 b 景観保全・緑化 c 防犯・防災活動 d 交通対策 e 公共空間の維持管理・活用 f 公共施設の指定管理・運営 g 空き地・空き家・空き店舗の活用 h 不動産開発事業・ビル管理事業 i 飲食・物販事業 j 広告事業 k まちづくりルールの策定・運用 l 人材育成 m その他(_____)
構築目標時期	
構築に向けての課題 【複数回答】	a エリブラの構成者として適当な候補者がいない b エリブラの候補者との調整が難航している ➡ 候補者が懸念している内容 (ア) 財源負担 (イ) 人的負担 (ウ) その他(_____) c エリブラ候補者との調整後、法や制度的な課題により協議開始に至っていない ➡ 具体的な内容(_____) d その他(_____) e 特に課題はない

(4)【質問(1)でcと回答した方(構築無しの市町村)】

エリブラを活用したまちづくりに関心はありますか。(1ページ「エリアプラットフォームとは」をご参照ください)

a はい

b いいえ

→その理由

(ア) エリブラ構築にメリットを感じない

→具体的な理由()

(イ) エリブラと一緒に構築できる団体がいない

(ウ) エリブラを取りまとめる(参画する)余裕(体力、人材)がない

(エ) その他()

調査は以上となります。ご協力ありがとうございました。

(2) アンケート結果

1) 都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定等に関する調査結果

アンケート結果のとりまとめを以降に示す。

自治体へのアンケート調査の単純集計

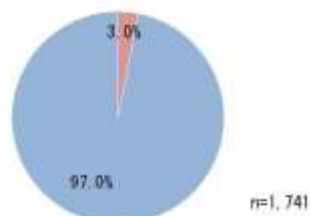
1. 都市再生推進法人の新規指定状況及び法人指定に関する調査（市町村向け）

(1) 都市再生推進法人の指定状況について回答ください。

都市再生推進法人を指定している自治体は全体の約3%となっている。

【都市再生推進法人の指定状況】	自治体数	回答率
指定している	53	3.0%
指定していない	1,688	97.0%
合計	1,741	100.0%

【都市再生推進法人の指定状況】



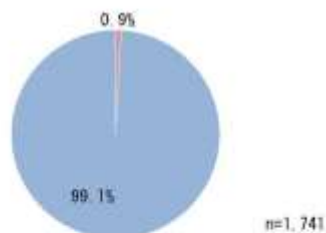
○指定している ○指定していない

(2) 2019年9月1日以降に指定した都市再生推進法人があれば、以下の内容を回答ください。

2019年9月1日以降に指定された都市再生推進法人は17法人であり、自治体全体の約1%となっている。

【2019年9月1日以降の都市再生推進法人指定状況】	自治体数	回答割合
指定した都市再生推進法人あり	15	0.9%
指定した都市再生推進法人なし	1,726	99.1%
合計	1,741	100.0%

【2019年9月1日以降の都市再生推進法人指定状況】



○指定した都市再生推進法人あり ○指定した都市再生推進法人なし

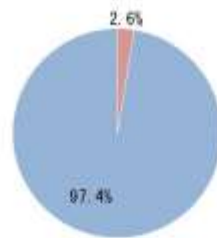
2019年9月1日以降に指定した都市再生推進法人数	17 法人
実施事業数	52 事業

(3) 2020年10月時点で指定している全ての都市再生推進法人（(2)で回答した2019年9月1日以降指定の都市再生推進法人も含む）との連携状況について、法人名を記入のうえ、それぞれ該当するもの1つをお選びください。選択肢6,7を選択された場合は、その具体的な内容を記入ください。

都市再生推進法人との連携があるとした自治体は全体の約3%となっている。
 連携状況についてみると、「適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている」とした割合が最も多く（約30%）、次いで、「法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている」とした割合が多い（約28%）。

【都市再生推進法人との連携状況】	自治体数	回答割合
都市再生推進法人との連携あり	45	2.6%
都市再生推進法人との連携なし	1,696	97.4%
合計	1,741	100.0%

【都市再生推進法人との連携状況】



n=1,741

●都市再生推進法人との連携あり ●都市再生推進法人との連携なし

【連携状況】	法人数	回答割合
適宜、メール等で連絡を取り合い、活動状況等の情報共有を行っている	21	30.4%
法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている	19	27.5%
定期的に活動状況等の情報共有を図る場（会議等）を設けて行っている	14	20.3%
法人が取り組むまちづくり活動を適宜視察し、情報共有を行っている	1	1.4%
都市再生協議会を開催し、活動状況等の情報共有を行っている	1	1.4%
特設の情報共有は行っていない	0	0.0%
その他	12	17.4%
無効票	1	1.4%
合計	69	100.0%



【法人と連携してまちづくり活動を実施し、情報共有を行っている 具体的な活用内容】	
内容	
1	エリアプロモーション、イベント、公共空間を含めたエリア内の回遊性向上（ベンチ、サイン、植栽等の設置）及び景観保全（清掃、草取り等）の活動、まちづくり人材の育成、コミュニティ再生活動等
2	かわまちづくり実行委員会の事務局を務める他、公民連携まちづくり推進を目的とした市の委託業務（公共空間活用等に係る地元町内会の調整、シンポジウム企画等）を実施
3	グランドデザイン策定
4	コロナ対策、商店街政策、定期会議 等の活動内容について積極的に実施している。
5	まちづくり指針の策定
6	リノベーションスクール等の開催
7	一般社団法人、市が事務局を担うエリアプラットフォーム「都市デザイン協議会」、「タウンマネジメント協会」を通じた各種まちづくり活動等において適宜連携している。
8	駅周辺の再整備に伴う種別種別実証事業
9	都市再生整備計画における基本方針の作成業務
10	地区計画策定支援や公共空間を活用した賑わい創出事業支援
11	道路や公園などの公共空間を活用した事業を連携して実施
12	道路占用許可の許可基準の緩和による店先空間活用（PUSANABIオープンテラス）の実施
13	年に1回の報告書の提出の他、行政が基幹事業として歩道の拡幅等の整備後、民間企業が拡幅された歩道空間にパークレットの設置を行うなど官民連携したまちづくり活動を実施している。
14	法人と連携して、都市再生整備計画を策定し、実行業務を実施している。
15	官民連携まちなか再生推進事業
16	道路空間を活用した業設店舗の設置に向けた空間整備等
17	道路再構築や通りのエリアマネジメントを見据えた道路空間の利活用のための社会実験を実施
18	道路再構築や通りのエリアマネジメントを見据えた道路空間の利活用のための社会実験を実施する他、リノベーションまちづくり、家守事業などを展開

※記載があったものを掲載

【その他】	
内容	
1	まちづくり活動に対する補助金制度を整備し、イベント等の活動に対する支援を行い、適宜メール等で連絡を取り、活動状況等の情報共有を行っている。エリアプラットフォームの一員としても他の法人と連携してまちづくり活動を行い、定期的に会議を開催し情報共有を行っている。また、年に1回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・予定）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を図っている。
2	まちづくり活動に対する補助金制度を整備し、イベント等の活動に対する支援を行い、適宜メール等で連絡を取り、活動状況等の情報共有を行っている。また、年に1回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・予定）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を図っている。
3	まちづくり活動に対する補助金制度を整備し、ワークショップ等の活動に対する支援を行い、適宜メール等で連絡を取り、活動状況等の情報共有を行っている。また、年に1回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・予定）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を図っている。
4	適宜、電話等で連絡を取り合うとともに、新たな取組等については打ち合わせを実施するなど、連携して取り組みを進めている。また、年度毎に事業報告書の提出をお願いしている。
5	まちづくり活動に対する補助金制度を整備し、清掃活動やワークショップ等の活動に対する支援を行い、適宜メール等で連絡を取り、活動状況等の情報共有を行っている。また、年に1回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・予定）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を図っている。
6	定期的に情報共有を行っていく予定
7	エリアプラットフォームの一員として他の法人と連携してまちづくり活動を行い、定期的に会議を開催し情報共有を行っている。また、年に1回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・予定）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を図っている。
8	イベント等開催時は適宜メール等で連絡を取り、活動状況等の情報共有を行っている。エリアプラットフォームの一員としても他の法人と連携してまちづくり活動を行い、定期的に会議を開催し情報共有を行っている。また、年に1回、市と都市再生推進法人各社がそれぞれの取組等（実績・予定）について報告する連絡会議を開催し、各法人間で情報共有を図っている。
9	活動状況等について適宜メール等で連絡を取り、情報共有を行っている。また、年に1回、市と都市再生推進法人がそれぞれの取組等（実績・予定）について報告する連絡会議を開催し、情報共有を図っている。
10	年に1回、市と都市再生推進法人がそれぞれの取組等（実績・予定）について報告する連絡会議を開催し、情報共有を図っている。

※記載があったものを掲載

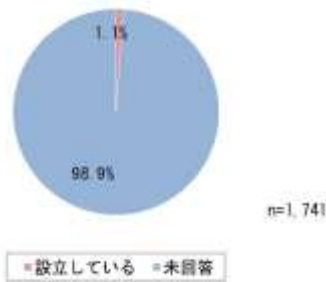
2. 中心市街地整備推進機構に関する調査

各市町村において、中心市街地整備推進機構を設立している場合は、以下の内容について回答ください。

中心市街地整備推進機構を設立しているとした自治体は全体の約1%となっている。

【中心市街地整備推進機構】	自治体数	回答率
設立している	19	1.1%
未回答	1,722	98.9%
合計	1,741	100.0%

【中心市街地整備推進機構】

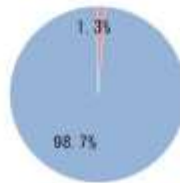


3. 都市再生特別措置法に基づく協定締結に関する調査
 ①道路占用許可の特例の活用実績

道路占用許可の特例の活用実績についてみると、活用実績がある自治体は全体の約1%となっている。

【①道路占用許可の特例の活用実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	22	1.3%
未回答	1,719	98.7%
合計	1,741	100.0%

【①道路占用許可の特例の活用実績】



■ 活用実績あり ■ 未回答

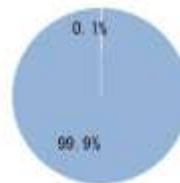
道路占用許可の特例の活用実績数	28件
-----------------	-----

②都市公園占用許可の特例の活用実績

都市公園占用許可の特例の活用実績についてみると、活用実績がある自治体は2件となっている。

【②都市公園占用許可の特例の活用実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	2	0.1%
未回答	1,739	99.9%
合計	1,741	100.0%

【②都市公園占用許可の特例の活用実績】



■ 活用実績あり ■ 未回答

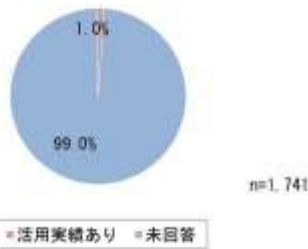
都市公園占用許可の特例の活用実績数	2件
-------------------	----

③都市利便増進協定の締結実績

都市利便増進協定の締結実績についてみると、締結実績がある自治体は全体の約1%となっている。

【③都市利便増進協定の締結実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	18	1.0%
未回答	1,723	99.0%
合計	1,741	100.0%

【③都市利便増進協定の締結実績】



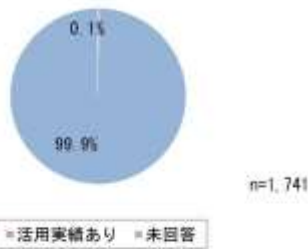
都市利便増進協定の締結実績数	22件
----------------	-----

④都市再生歩行者経路協定の締結実績

都市再生歩行者経路協定の締結実績についてみると、締結実績がある自治体は1件となっている。

【④都市再生歩行者経路協定の締結実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	1	0.1%
未回答	1,740	99.9%
合計	1,741	100.0%

【④都市再生歩行者経路協定の締結実績】



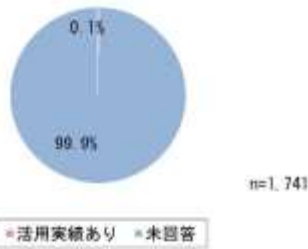
都市再生歩行者経路協定の締結実績数	1件
-------------------	----

⑤都市再生整備歩行者経路協定の締結実績

都市再生整備歩行者経路協定の締結実績についてみると、締結実績がある自治体は1件となっている。

【⑤都市再生整備歩行者経路協定の締結実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	1	0.1%
未回答	1,740	99.9%
合計	1,741	100.0%

【⑤都市再生整備歩行者経路協定の締結実績】



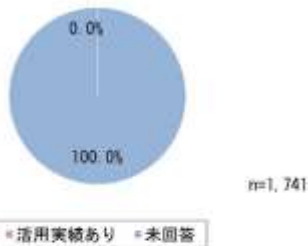
都市再生整備歩行者経路協定の締結実績数	1件
---------------------	----

⑥低未利用土地利用促進協定の締結実績

低未利用土地利用促進協定の締結実績についてみると、締結実績がある自治体はまだみられない。

【⑥低未利用土地利用促進協定の締結実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	0	0.0%
未回答	1,741	100.0%
合計	1,741	100.0%

【⑥低未利用土地利用促進協定の締結実績】



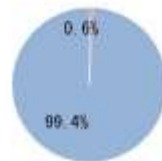
低未利用土地利用促進協定の締結実績数	0件
--------------------	----

⑦都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績

都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績についてみると、提案実績がある自治体は全体の約1%となっている。

【⑦都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	11	0.6%
未回答	1,730	99.4%
合計	1,741	100.0%

【⑦都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績】



n=1,741

＝活用実績あり ＝未回答

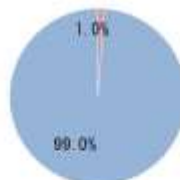
都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績数	13件
----------------------------	-----

⑧市町村都市再生協議会の設立実績

市町村都市再生協議会の設立実績についてみると、設立実績がある自治体は全体の約1%となっている。

【⑧市町村都市再生協議会の設立実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	17	1.0%
未回答	1,724	99.0%
合計	1,741	100.0%

【⑧市町村都市再生協議会の設立実績】



n=1,741

＝活用実績あり ＝未回答

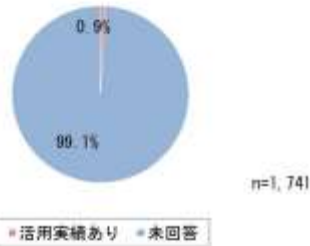
市町村都市再生協議会の設立実績数	19件
------------------	-----

⑨潜在快適性等向上区域の設定実績

潜在快適性等向上区域の設定実績についてみると、設定実績がある自治体は全体の約1%となっている。

【⑨潜在快適性等向上区域の設定実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	15	0.9%
未回答	1,726	99.1%
合計	1,741	100.0%

【⑨潜在快適性等向上区域の設定実績】



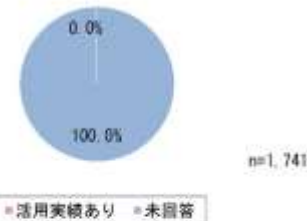
潜在快適性等向上区域の設定実績数	18件
------------------	-----

⑩都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績

都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績についてみると、策定実績がある自治体はまだみられない。

【⑩都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	0	0.0%
未回答	1,741	100.0%
合計	1,741	100.0%

【⑩都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績】



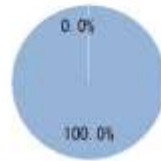
都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績数	0件
-----------------------------------	----

①都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績

都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績についてみると、指定実績がある自治体はまだみられない。

【①都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	0	0.0%
未回答	1,741	100.0%
合計	1,741	100.0%

②都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績



n=1,741

＝活用実績あり ＝未回答

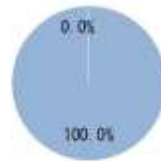
都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績数	0件
------------------------------	----

③都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績

都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績についてみると、指定実績がある自治体はまだみられない。

【③都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	0	0.0%
未回答	1,741	100.0%
合計	1,741	100.0%

④都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績



n=1,741

＝活用実績あり ＝未回答

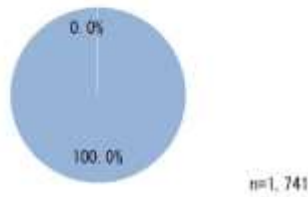
都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績数	0件
---------------------------------	----

⑬公園施設設置管理協定制度の活用実績

公園施設設置管理協定制度の活用実績についてみると、活用実績がある自治体はまだみられない。

【⑬公園施設設置管理協定制度の活用実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	0	0.0%
未回答	1,741	100.0%
合計	1,741	100.0%

【⑬公園施設設置管理協定制度の活用実績】



●活用実績あり ●未回答

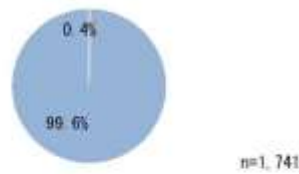
公園施設設置管理協定制度の活用実績数	0件
--------------------	----

⑭河川敷地占用許可を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績

河川敷地占用許可を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績についてみると、実績がある自治体は7件となっている。

【⑭河川敷地占用許可を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	7	0.4%
未回答	1,734	99.6%
合計	1,741	100.0%

【⑭河川敷地占用許可を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績】



●活用実績あり ●未回答

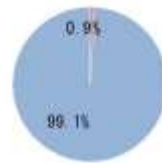
河川敷地占用許可を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績数	7件
--	----

⑤交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定実績

交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定実績についてみると、策定実績がある自治体は全体の約1%となっている。

【⑤交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定実績】	自治体数	回答率
活用実績あり	16	0.9%
未回答	1,725	99.1%
合計	1,741	100.0%

【⑤交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定実績】



n=1,741

■活用実績あり ■未回答

交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定実績数	21件
---------------------------	-----

2) エリアプラットフォームに関する調査結果

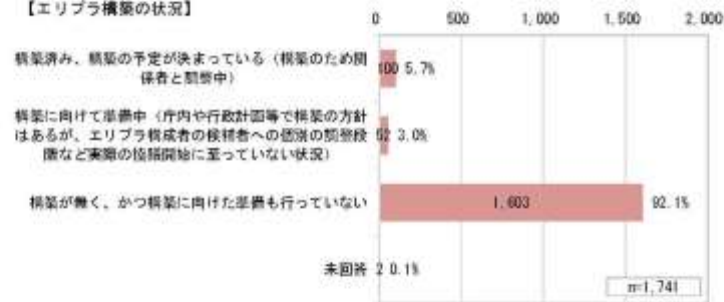
(1) 貴市町村における、エリブラ構築の状況を回答ください。

エリブラ構築の状況についてみると、約9%の自治体が「構築済み、構築の予定が決まっている」または「構築に向けて準備中」としており、約92%は「構築が無く、かつ構築に向けた準備も行っていない」状況である。

【エリブラ構築の状況】	回答数	回答割合
構築済み、構築の予定が決まっている（構築のための関係者と調整中）	100	5.7%
構築に向けて準備中（庁内や行政計画等で構築の方針はあるが、エリブラ構成員の候補者への個別の調整段階など実際の協議開始に至っていない状況）	52	3.0%
構築が無く、かつ構築に向けた準備も行っていない	1,603	92.1%
未回答	2	0.1%
アンケート回答自治体数	1,741	

※複数回答（複数エリブラがある自治体は各エリブラごとに回答）

【エリブラ構築の状況】



※複数回答

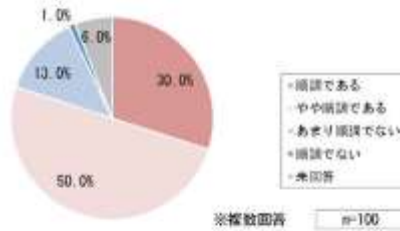
- (2) 【質問 (1) で〇と回答した方（概算済み、概算の予定が決まっている市町村）】
 (2) -2 エリブラの目的の実現に向けた取り組みが、どの程度順期に進んでいると感じますか。現在の状態に近いものを、4段階評価でご回答ください。

エリブラの目的の実現に向けた取り組みの順期度についてみると、「やや順期である」とした回答が最も多く(約50%)、次いで、「順期である」とした回答が多い(約30%)。

【取り組みの進捗状況】	回答数	回答率
順期である	30	30.0%
やや順期である	50	50.0%
あまり順期でない	13	13.0%
順期でない	1	1.0%
未回答	6	6.0%
合計	100	100.0%

※複数回答(複数エリブラがある自治体が、各エリブラごとに回答)

【取り組みの進捗状況】



(2) エリブラの状況について以下にご回答ください。

エリブラの構成者についてみると、「市町村（特別区含む）」が約93%と、最も回答割合が大きく、次いで、「商工会議所」が約56%と、回答割合が大きい。

【構成者】

【構成者】	回答数	回答割合
市町村（特別区含む）	93	93.0%
商工会議所	56	56.0%
商店街振興組合	39	39.0%
任意のまちづくり団体	37	37.0%
まちづくり会社	37	37.0%
関係都道府県	32	32.0%
自治会	34	34.0%
都市再生推進法人	22	22.0%
独立行政法人	17	17.0%
国	13	13.0%
青年会議所	11	11.0%
都市開発事業者	10	10.0%
市町村商工会議所	7	7.0%
社会福祉法人	6	6.0%
公安委員会	4	4.0%
中心市街地整備機構	3	3.0%
その他	74	74.0%
精算済み、精算の予定が決まっているエリブラの数	100	

※複数回答

【構成者】



【構成者 その他】

	その他内容
1	民間事業者
2	商工会
3	地元大学
4	大学の有識者、地域代表者、各種団体代表者
5	P T A、生産組合、老人クラブ、地域住民の有志
6	法人会、観光物産協会、経営者協会、建設委員会、金融機関、大学の有識者など
7	エリア内の各街区借地人（民間事業者）
8	進出企業
9	コンサルティング会社
10	地産者、地元企業
11	トラック協会、警視庁、観光振興協会
12	発展会議、民間企業、金融機関
13	まちづくり専門家
14	民間事業者、国庫法人、金融機関
15	医療法人、地方銀行、商工会
16	「都市再生緊急整備地域内の建築物の占有者」としてまちづくり団体が参照
17	一般社団法人
18	大学、民間企業
19	一般社団法人（エリアマネジメント団体）
20	地域再生推進法人、地域内商店 など
21	連合会、社交飲食業組合
22	地元企業
23	沿道民間事業者、交通事業者 ほか
24	土地改良区、南海電鉄株式会社、文化振興事業団
25	学識経験者有する者（有識者）、鉄道事業者（交通事業者）
26	金融機関協会
27	観光コンベンション協会、金融機関、公共交通事業者、大学の有識者、弁護士、税理
28	NPO団体
29	民間企業、一般社団法人、学校法人 等
30	観光協会、大学、交通事業者、建築士会
31	旅館、観光協会、金融機関、鉄道会社等
32	観光協会・大学・金融機関・各種民間事業者
33	金融機関等
34	関係権利者、有識者、交通事業者、金融機関、NPO法人
35	借入金庫、銀行、観光協会、商店街連合会、大学教授
36	京王電鉄株式会社、一般社団法人渋谷未来デザイン
37	大学 NPO 飲食業組合
38	金融機関、JA、協会、観光協会、観光特許、アントラーズ、民間事業者
39	大学、町内事業者
40	金融機関、建築士会、大学
41	大学の有識者、鉄道会社、借入金庫、まちづくり公社
42	金融機関、大学、鉄道事業者、専門人材、民間事業者、警察
43	地域振興機関、交通事業者、教育機関
44	金融機関、大型店舗、交通事業者、観光団体、公益財団法人
45	地産者・大学の有識者
46	金融機関、寄附品物取引業協会、山形市観光協会
47	地元商店街・民間事業者等
48	金融機関、電力会社等
49	電力会社、交通事業者
50	経済関係団体、公共交通関係、産業界、市民委員会等
51	特定非営利活動法人
52	経済団体等
53	百貨店、企業、学識経験者
54	建築物の所有者・管理者・占有者
55	不動産関係団体、設計関係団体、金融関係団体、有識者
56	交通事業者
57	法人格を有するまちづくり団体、民間企業
58	交通事業者・地元銀行・大学の有識者 等
59	民間企業、消費者協会、大学など
60	公共交通事業者 等
61	民間事業者
62	民間事業者
63	民間事業者
64	民間事業者（誘導施設等）事業者 等
65	公共交通事業者、金融機関、建築物の所有者・管理者・占有者
66	立地企業（大型店舗、スポーツチーム）、交通事業者（鉄道、バス）、施設管理者、大学
67	公共交通事業者、公共施設指定管理者、金融機関
68	学校
69	公募によるまちなか再生に参画を希望する者
70	地産者 等
71	市議会
72	市内高等学校5校
73	商業・企業関係者、金融機関等

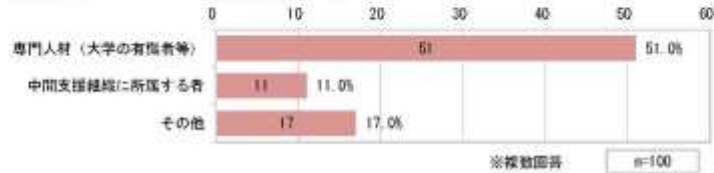
※記載があったものを掲載

【構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者】

【構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者】	回答数	回答割合
専門人材（大学の有資格者等）	51	51.0%
中間支援組織に所属する者	11	11.0%
その他	17	17.0%
調査済み、調査の予定が決まっているエリブラの数	100	

※複数回答

【構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者】



【構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者 その他】

その他内容	
1	U/R都府提携
2	まちづくりコンサルタント
3	以前タウンマネージャーを担っていたが、現在は不在となっている
4	市担当の地方再生パートナー代表
5	各種民間企業
6	民間企業（コーディネーター）
7	関係行政機関、独立行政法人、県営、公益財団法人
8	協賛企業
9	学習・講習等
10	現状上記で構成されているが、抜擢していないので、再構築に向けて検討中。（市・民間事業者を通知予定）
11	協・院等
12	協・院
13	市内の若年次世代メンバー、建築設計会社
14	地域団体
15	独立行政法人、都市再生機構
16	内閣府地球活性化推進課
17	町

【エリブラ構築を発意した者】

【エリブラ構築を発意した者】	回答数	回答割合
市町村（特別区含む）	55	55.0%
まちづくり会社	15	15.0%
商工会議所	13	13.0%
都市再生推進法人	9	9.0%
任意のまちづくり団体	7	7.0%
関係都道府県	5	5.0%
商店街振興組合	3	3.0%
中心市街地整備機構	1	1.0%
自治会	1	1.0%
社会福祉法人	1	1.0%
国	1	1.0%
公安委員会	1	1.0%
独立行政法人	1	1.0%
都市開発事業者	1	1.0%
市街地再開発組合	0	0.0%
青年会議所	0	0.0%
その他	17	17.0%
構築済み、構築の予定が決まっているエリブラの数	100	

※複数回答

【エリブラ構築を発意した者】



【エリブラ構築を発意した者 その他】

番号	その他内容
1	コンサルティング会社
2	まちづくり専門家
3	一般社団法人（エリアマネジメント団体）
4	公民連携にて各種事業を展開しているうちにエリブラのうような状態となった
5	大学
6	大学
7	地域再生推進法人
8	地域住民の有志
9	地産者、地元企業
10	東京都都市整備局
11	特定非営利活動法人
12	特定非営利活動法人
13	市中心市街地活性化協会
14	民間事業者
15	民間事業者（読者施設付）事業者

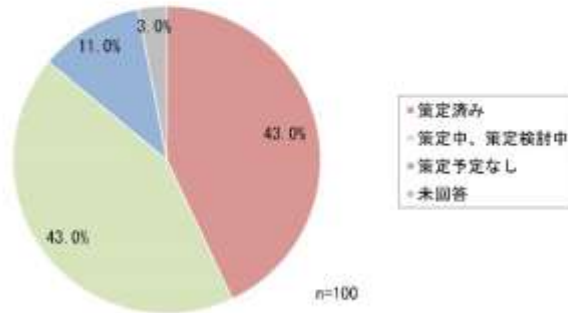
※記載があったものを掲載

【エリアの将来像（未来ビジョン）の策定有無】

【エリアの将来像（未来ビジョン）の策定有無】	回答数	回答割合
策定済み	43	43.0%
策定中、策定検討中	43	43.0%
策定予定なし	11	11.0%
未回答	3	3.0%
合計	100	

※複数回答（複数エリアフラがある自治体が、各エリアフラごとに回答）

【エリアの将来像（未来ビジョン）の策定有無】



【エリアの将来像（未来ビジョン等）の策定予定なし理由】

理由	
1	イベントのみの開催のため
2	ビジョンはあるが策定に至っていない
3	まずは、体制の更直しをしている。
4	検討していません
5	現在は市から独立した組織であるため
6	現状では未検討
7	事業が終わったため
8	中活協の事業計画があるため
9	働わいづくりに取り組んでいる

※記載があったものを掲載

【活動内容】

【活動内容】	回答数	回答割合
広報・プロモーション・イベントの実施	55	55.0%
公共空間の維持管理・活用	47	47.0%
空き地・空き家・空き店舗の活用	31	31.0%
まちづくりルールの策定・運用	32	32.0%
景観保全・緑化	28	28.0%
交通対策	23	23.0%
人材育成	24	24.0%
防災・防災活動	15	15.0%
飲食・物販事業	12	12.0%
公共施設の指定管理・運営	10	10.0%
不動産開発事業・ビル管理事業	6	6.0%
広告事業	4	4.0%
その他	33	33.0%
精算済み、精算の予定が決まっているエリアの数字	100	

※複数回答

【活動内容】



【活動内容_その他】

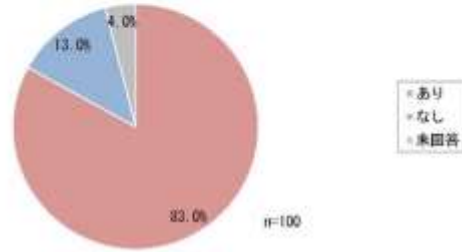
その他内容	
1	(1) 基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての協議及び意見の提出(2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整(3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
2	「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン」の新規策定のための調査等
3	ヒト中心のまちづくりに向けた検討
4	荷さばき集約化
5	会議における本市公民連携まちづくりの全体的な推進を目的とした検討、個別プロジェクトの推進に係る助言等
6	街のアクティビティスペースを活用したオープンイノベーションの交流促進(実証実験、イベント、プログラム等)
7	観光推進
8	基本計画の作成およびその実施に関する意見提出、市中心市街地の活性化に関する意見および情報交換
9	協議
10	具体的な活動内容は今後検討する
11	経営相談、創業者支援、イベント開催等
12	公共施設の統合・利活用の検討など
13	公民連携によるまちづくりに関する事項など
14	構想の策定
15	市民の支援などのコミュニティ活性化
16	事業に係る協議、検討
17	情報発信
18	新たな観光資源の創出
19	整備計画・都市再生安全確保計画等の作成
20	駅周辺地域のあり方検討、良好な環境やエリアの価値を維持・向上させる活動の検討・実施・情報発信等
21	中間支援
22	中心市街地でのイベント主催者等との情報交換、情報共有
23	中心市街地の活性化に向けた調査・調整
24	中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関する協議、民間事業者が事業計画を策定する際の協議
25	歴史研究事業
26	伝統文化の継承、地域集落の維持
27	未来のコミュニティ実現のための調査・研究・構想に関すること、産学官・地域の交流・連携に関すること、都市課題解決型ビジネスの共創・実証・実験に関すること、地区内での各種ビジネス推進に向けた支援に関すること。
28	未来ビジョンの策定
29	未来ビジョン等の新規策定
30	魅力的な歩行者空間創出のための検討会・検証行為実施
31	密集市街地における音地単位の整備(音地再生)を公民連携で促進させる方策の検討
32	令和2年11月に第一回目の会議を開催するため、活動はこれから始まる

※記載があったものを掲載

【規約等作成の有無】

規約等作成の有無	回答数	割合
あり	83	83.0%
なし	13	13.0%
未回答	4	4.0%
合計	100	

【規約等作成の有無】



【活動財源の種類】

【活動財源の種類】	回答数	割合(%)
行政からの補助金	60	60.0%
行政・民間からの業務委託金	15	15.0%
会費	15	15.0%
事業収入	13	13.0%
その他	34	34.0%
構成員、構成員の予定が決まっている エリアの数	100	

※複数回答

【活動財源の種類】



【活動財源の種類 その他】

その概内容	
1	市による予算措置
2	各街区住人からの委託料（エリア分担費）
3	寄付金
4	協賛会構成員である、まちづくり団体の会費等による資金拠出
5	区費
6	検附中
7	現時点では事業実施がなく具体的活動決定にともない財源について協議検討する
8	現状確認していない
9	構成員（民間事業者等）の協力
10	構成企業による出資
11	国からコンサルタント派遣を受けている
12	市、会議所からの負担金
13	市からの負担金
14	市予算
15	事業化後の運営管理への参画に賛同した法人設立準備委員会による資金拠出
16	商工会議所からの補助金
17	商工会議所の負担金
18	新増区、エリア環境改善委員会それぞれで予算化
19	地元商工会議所からの支援金
20	駐車場指定管理料・駐車場運営収益
21	町と基からの負担金
22	町一統財源
23	部、区それぞれで予算化
24	賞賛金
25	負担金
26	負担金 商工会議所、まちづくり八戸
27	負担金（市・まちづくり会社・商工会議所）
28	まちづくり会社自己負担
29	民間事業者・市による負担金
30	雑費、転讓
31	協賛金としての財源はない
32	商工会議所補助金
33	団体からの負担金

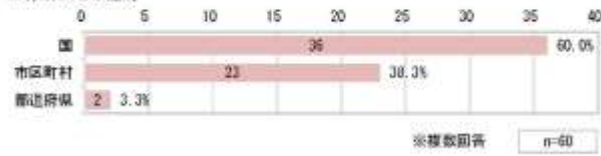
※記載があったものを掲載

■行政からの補助

行政からの補助	回答数	割合割合
国	36	60.0%
市区町村	23	38.3%
都道府県	2	3.3%
行政からの補助を受けているエリアの数の数	60	

※複数回答

■行政からの補助

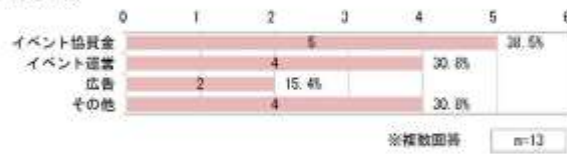


■事業収入

事業収入	回答数	割合割合
イベント協賛金	5	38.5%
イベント運営	4	30.8%
広告	2	15.4%
その他	4	30.8%
事業収入のあるエリアの数の数	13	

※複数回答

■事業収入

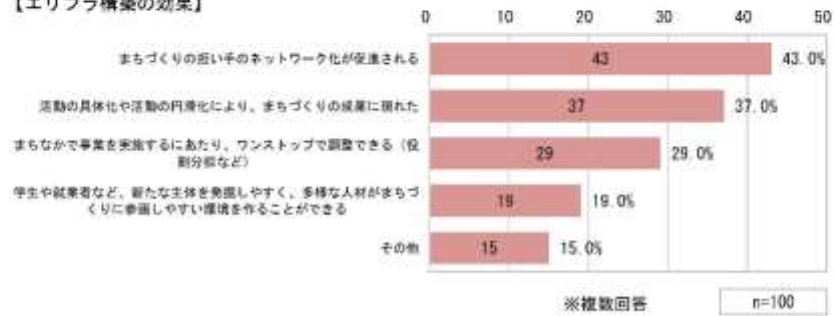


【エリブラ構築の効果】

【エリブラ構築の効果】	回答数	回答割合
まちづくりの担い手のネットワーク化が促進される	43	43.0%
活動の具体化や活動の内消化により、まちづくりの成果に現れた	37	37.0%
まちなかで事業を実施するにあたり、ワンストップで調整できる（役割分担など）	29	29.0%
学生や就業者など、新たな主体を発掘しやすく、多様な人材がまちづくりに参画しやすい環境を作ることができる	19	19.0%
その他	15	15.0%
調査済み、構築の予定が決まっているエリブラの数	100	

※複数回答

【エリブラ構築の効果】



【エリブラ構築の効果 その他】

	その他内容
1	官民での課題共有、解決に向けた連携
2	本エリアプラットフォームでは、現在、駅前空間再編の設計を行っているところであるが、地元まちづくり団体と行政の各部門が各々のナレッジ・人的ネットワークを最大限生かし事業推進に当たっており、広場完成に向けた数多くの課題に向き合う公民体制が構築できている。

※記載があったものを掲載

■活動の具体化や活動の円滑化により、まちづくりの成果に現れた特に成果を感じている項目

特に成果を感じている項目	回答数	回答割合
にぎわいの向上や集客数の増加	24	64.9%
住民等の意識向上、相互理解、ネットワーク形成	18	48.0%
まちなみや景観の形成	12	32.4%
空き家等の適体不動産の有効活用	9	24.3%
防災・防犯・安全の向上	7	18.9%
消費活動や売上、雇用の上昇	3	8.1%
地域間競争力の向上	1	2.7%
活動の具体化や活動の円滑化により、まちづくりの成果に現れたとするエリアの数	37	

※複数回答(7項目を選択)

特に成果を感じている項目



【活動を推進する上の課題】

■エリアプラットフォームとして活動を行う際の課題

課題	回答数	回答割合
活動に充てる財源が不足している	30	30.0%
地域で活動に取り込む人材が不足している	31	31.0%
取り組みの具体化にあたり、構成員間の調整や合意に時間がかかる	24	24.0%
活動に対する地域（事業者、住民等）からの認知度が低い	21	21.0%
専門的な人材（まちづくり、経営など）が不足している	19	19.0%
スタッフを雇用するための財源が不足している	14	14.0%
エリアの構成員以外の地域（事業者、住民等）とのビジョンの共有が困難	17	17.0%
公共的空間の活用にあたって、法令の規定等により想定している活用内容の実現が困難	4	4.0%
エリア活用によるメリットを理解してもらうことが困難またはメリットを示すことが困難	9	9.0%
公共的空間の活用にあたって、土地所有者や周辺住民等の理解が得られない	3	3.0%
エリア活動を支援する法制度が不足している	0	0.0%
その他	11	11.0%
調査済み、結果の予定が決まっているエリアの数	100	

※複数回答

■エリアプラットフォームとして活動を行う際の課題



【活動を推進する上での課題 法令の規定等により実現が困難 具体的な内容】

内容	
1	建築基準法、消防法、衛生法等
2	食品衛生法による各種規制

※記載があったものを掲載

【活動を推進する上での課題 土地所有者等の理解が得られない 具体的な内容】

内容	
1	駅前通り線のエリアにも関わらず、住宅を再築されてしまう。
2	道路空間においてはエリア占用を行えないことが、柔軟なエリアマネジメント活動の展開を困難なものにしている。河川空間ではエリア占用が可能であることから、実地に即した制度が実現されることを期待する。
3	道路空間の活用にあたり、反対者がいると実施が困難（道路使用許可等の要件であるため。）

【活動を推進する上での課題 その他】

その他の内容	
1	エリアマネジメントの効果は、エリア関係者においてチャレンジと検証を繰り返すことにより発現するものであるため、エリア関係者に対する短期的成果の示し方、ビジョンの達成に向けた取組のけん引の仕方等を工夫し続ける必要がある。
2	エリアプラとしての具体的な活動は行っていない。
3	コロナ禍
4	構築したばかりなので課題は未定
5	今後、本格的に活動を進める中で上記の項目の課題が発生する可能性はある
6	市議会に理解してもらったのが難しい（なぜ100だけなのか？商店街も支援すべき等）
7	手探りで活動が始まったばかりなので、具体的に何が課題になるのかは、今後ははっきりしてくると思われれます。
8	担当者への依存度が高すぎる
9	都市再生推進法人となりうる団体の育成、都市再生推進法人など民間が主体となったエリアプラ運営への移行
10	当該団体は任意団体であるため、イベントにおける事故の責任が当該団体の代表個人にのみ及ぶこと
11	民間にプレイヤーは多いが、行政のスピードが追い付かず、調整に苦慮している。

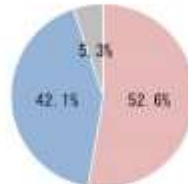
■前問で、「専門的な人材（まちづくり、経営など）が不足している」を回答した方にお伺いします。
外部委託の有無をお答えください。

■外部委託の有無

■外部委託の有無	自治体数	回答率
あり	10	52.6%
なし	8	42.1%
未回答	1	5.3%
合計	19	100.0%

※複数回答

■外部委託の有無



○あり
○なし
○未回答

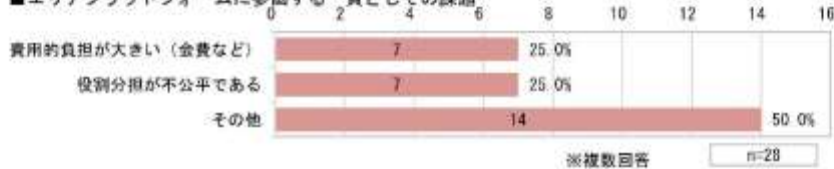
n=19

■エリアプラットフォームに参加する一員としての課題

■エリアプラットフォームに参加する一員としての課題	自治体数	回答率
費用的負担が大きい（金費など）	7	25.0%
役割分担が不公平である	7	25.0%
その他	14	50.0%
合計	28	100.0%

※複数回答

■エリアプラットフォームに参加する一員としての課題



※複数回答

n=28

【活動を推進する上での課題 エリアプラットフォームに参加する一員としての課題 その他】

その他内容
1 構成員間の調整や合意に時間がかかる
2 構築したばかりなので課題は未定
3 行政も会員の1組織となりますが、十分にエリアプラに関わっていただけるだけの人員的な余裕
4 今後、本格的に活動を進める中で上記の項目の課題が発生する可能性はある
5 事業が完全に終了しないと補助金の申請ができないため、補助金の申請ができるように
6 主体的に動く組織はまちづくり会社のみ。動かない既存組織よりも、民間事業者の新しい
7 真の意味での“公長+学”連携の仕組み作り
8 拒い手不足、活動の負担大
9 当事者意識をどう高めるかが課題
10 関わりのあるまちとするためには、まちの基盤として多様な価値観を受容することがで
11 民間主導の取組に対する官側（庁内）での理解
12 民間担い手の育成と自主財源の確保
13 中心市街地活性化のための取り組みの実施主体となる団体等が少ない
14 地域が主体となった運営にするための方法

(3) 【質問(1)でもと回答した方(標案に向けて準備中の市町村)】

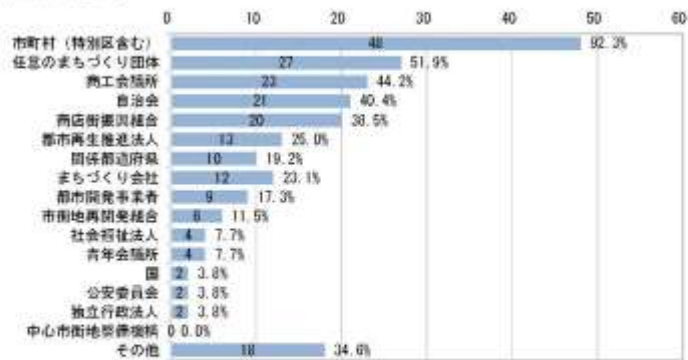
構成者(予定)についてみると、「市町村(特別区含む)」が約92%と、最も回答割合が大きく、次いで、「任意のまちづくり団体」が約23%と、回答割合が大きい。

【構成者(予定)】

【構成者(予定)】	回答数	回答割合
市町村(特別区含む)	48	92.3%
任意のまちづくり団体	27	51.9%
商工会協所	23	44.2%
自治会	21	40.4%
商店街振興組合	20	38.5%
都市再生推進法人	13	25.0%
関係自治体	10	19.2%
まちづくり会社	12	23.1%
都市開発事業	9	17.3%
市街地再開発組合	8	11.5%
社会福祉法人	4	7.7%
青年会協所	4	7.7%
園	2	3.8%
公安委員会	2	3.8%
独立行政法人	2	3.8%
中心市街地整備機構	0	0.0%
その他	18	34.6%
標案に向けて準備中のエリアの別	52	

※複数回答

【構成者(予定)】



※複数回答

n=52

【構成者（予定）その他】

その他内容	
1	財団法人
2	学術機関、開発事業者
3	民間企業
4	金融機関
5	金融機関、大学 など
6	国立大町立県立高校
7	周辺地権者
8	大学・企業・鉄道事業者
9	地権者
10	地権者、土地区画整理事業共同施行者会
11	地元企業
12	町会
13	民間企業等
14	都市整備部都市計画課
15	跡地ある事業者
16	不動産所有者・大学
17	民間企業、一般市民等

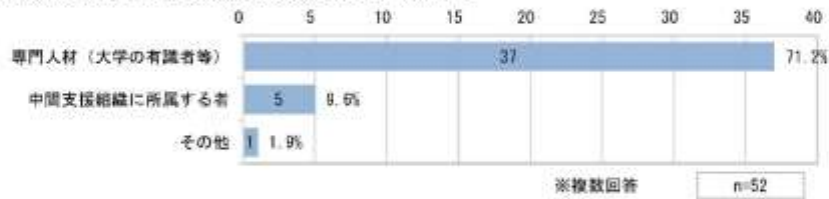
※記載があったものを掲載

【構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者（予定）】

【構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者（予定）】	回答数	回答割合
専門人材（大学の有識者等）	37	71.2%
中間支援組織に所属する者	5	9.6%
その他	1	1.9%
構想に向けて準備中のエリブラの数	52	

※複数回答

【構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者（予定）】



【構成者以外でエリブラの参画や支援を行う者（予定）_その他】

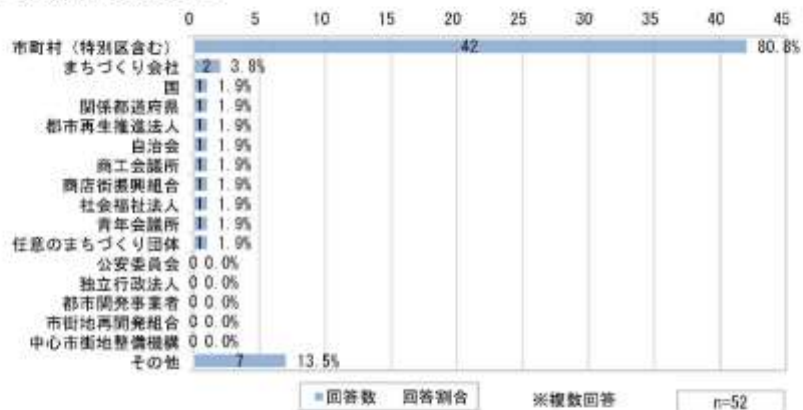
その他内容	回答数
	1

【エリブラ構築を発意した者】

【エリブラ構築を発意した者】	回答数	回答割合
市町村（特別区含む）	42	80.8%
まちづくり会社	2	3.8%
国	1	1.9%
関係都道府県	1	1.9%
都市再生推進法人	1	1.9%
自治会	1	1.9%
商工会議所	1	1.9%
商店街振興組合	1	1.9%
社会福祉法人	1	1.9%
青年会議所	1	1.9%
任意のまちづくり団体	1	1.9%
公安委員会	0	0.0%
独立行政法人	0	0.0%
都市開発事業者	0	0.0%
市街地再開発組合	0	0.0%
中心市街地整備機構	0	0.0%
その他	7	13.5%
構築に向けて準備中のエリブラの数	52	

※複数回答

【エリブラ構築を発意した者】



【エリブラ構築を発意した者 その他】

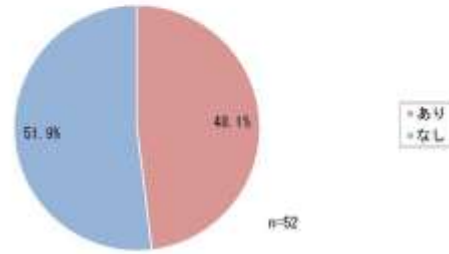
	その他内容
1	NPO法人
2	まだ発意に当たっていない（都市計画部局の構築段階）
3	地区土地区画整理事業共同施行者会
4	駅周辺地域総合開発に関する懇話会
5	大学の有識者
6	区

※記載があったものを掲載

【エリブラ予定区域を対象とした先行計画等の有無】

【エリブラ予定区域を対象とした先行計画等の有無】	回答数	回答割合
あり	25	48.1%
なし	27	51.9%
合計	52	

【エリブラ予定区域を対象とした先行計画等の有無】



【活動予定内容】

【活動予定内容】	回答数	割合割合
公共空間の維持管理・活用	34	65.4%
広報・プロモーション・イベントの実施	29	55.8%
まちづくりルールの策定・運用	24	46.2%
空き地・空き家・空き店舗の活用	18	34.6%
景観保全・緑化	17	32.7%
飲食・物販事業	11	21.2%
公共施設の指定管理・運営	10	19.2%
防犯・防災活動	9	17.3%
人材育成	8	15.4%
交通対策	7	13.5%
広告事業	5	9.6%
不動産開発事業・ビル管理事業	1	1.9%
その他	10	19.2%
標本に向けて準備中のエリアの数	52	

※複数回答

【活動予定内容】



※複数回答

n=52

【活動予定内容_その他】

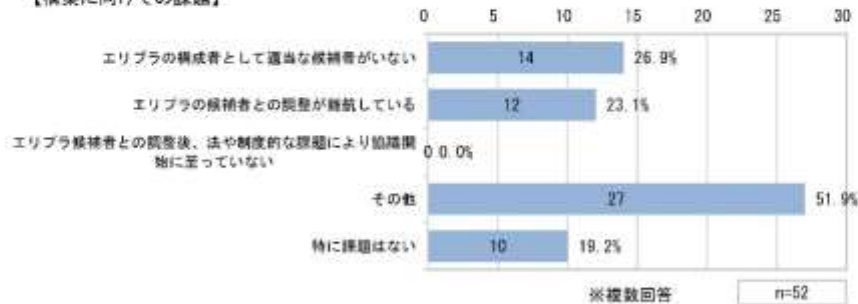
	その他内容
1	ビジョンの検討・策定
2	まちづくりのプレイヤーへの助言、取組み推進 等
3	検討中
4	現在開催している勉強会では、a、e、gなどを想定しているが未定
5	今後、検討する予定
6	子育て・地域包括ケア・高齢者福祉など地区の課題解決に関するテーマ
7	地元の見解の盛り上げ、エリアの将来像の共有
8	未定
9	未定
10	未定

【構築に向けての課題】

【構築に向けての課題】	回答数	回答割合
エリブラの構成員として適当な候補者がいない	14	26.9%
エリブラの候補者との調整が難航している	12	23.1%
エリブラ候補者との調整後、法や制度的な課題により協議開始に至っていない	0	0.0%
その他	27	51.9%
特に課題はない	10	19.2%
構築に向けて準備中のエリブラの数	52	

※複数回答

【構築に向けての課題】



【構築に向けての課題 その他】

	その他内容
1	R3年度よりエリブラ組織設立に向けた具体的な検討を行うため、現在は具体的な課題はない。今後、a~eのような課題に直面することも予想する。
2	エリアプラットフォーム活動支援事業の採択を目指している。
3	エリブラの核となるキーパーソンの不在
4	エリブラ候補者として今後、調整予定
5	これから構築に向けて検討していく段階のため、まだ課題が見えない状況
6	コロナウイルス感染拡大によるまちづくり関連事業の遅れ
7	コロナの影響により協議の場が開催できない
8	ファシリテーターとなる人材
9	プラットフォーム運営主体の選定
10	まちづくり会社から行いたいという要望を受けたところであり、現在課題などについて確認、調整を行っている。
11	関連団体にこれから打診
12	継続性
13	現在、構成員の候補者と接触方法を検討中
14	駅周辺地域総合開発の進捗による
15	今後、調整する予定
16	今後構築に向けて調整を進めていくところ
17	財源、組織（構成員、事務局、スタッフなど）
18	事業内容、スキームの精査
19	実働部隊としての担い手の育成
20	主体者となる都市再生推進法人はR4年度に指定する予定であり、その前身となる一般社団法人を今年度中に設立予定。
21	地域の巻き込み
22	地権者へのアプローチが不十分
23	地元組織との調整や参画
24	庁内での官民連携の必要性の浸透
25	庁内調整
26	未定

※記載があったものを掲載

■エリブラ候補者が懸念している内容

■エリブラ候補者が懸念している内容	回答数	割合(%)
財務負担	8	66.7%
人的負担	7	58.3%
その他	2	16.7%
候補者との懸念が顕著しているエリブラの数	12	

※複数回答

■エリブラ候補者が懸念している内容



■エリブラ候補者が懸念している内容_その他

	その他内容
1	事業の懸念が互いす。運営規模や産科成果など求めるものの理解が得られていない。
2	商販販組合や店舗との合資形成

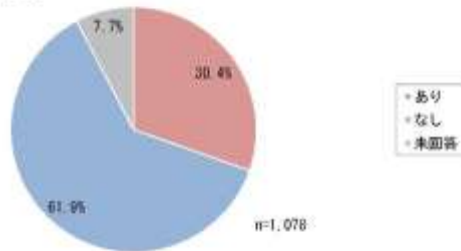
(4) 【質問 (1) でeと回答した方（投票無しの方）】

エリブラへの関心についてみると、約30%が「あり」としている。
関心のない理由についてみると、「エリブラを取りまとめる（参加する）余裕（体力、人材）がない」が約70%と最も回答割合が大きい。

【エリブラへの関心】

【エリブラへの関心】	有効票数	回答割合
あり	529	30.4%
なし	1,078	61.9%
未回答	134	7.7%
合計	1,741	

【エリブラへの関心】



■関心のない理由

■関心のない理由	回答数	回答割合
エリブラ構築にメリットを感じない	48	4.5%
エリブラと一緒に構築できる団体がいない	193	17.9%
エリブラを取りまとめる（参加する）余裕（体力、人材）がない	759	70.4%
その他	71	6.6%
未回答	7	0.6%
エリブラへ関心のない有効票数	1,078	

※複数回答

■関心のない理由



■関心のない理由 エリブラ構築にメリットを感じない 具体的な理由

理由	
1	必要性を感じない
2	必要性を感じない
3	当初についての必要性を感じないため
4	町内に対象となるエリアがないため
5	本町に「はそくわなし」と考えるため
6	エリブラに代わる諸団体(まちづくり協議会、デザイン協議会等)が既に構築されているため。
7	都市施設の計画がないため
8	エリブラ構築の権限がない
9	必要性を感じていないため
10	それ以前の問題が山積みであるため、エリブラだけをやっても意味がない
11	対象地域が無いため
12	まちづくりに関する動きや取組がないため
13	鉄道の駅もなく山間部なので広域でおこなうメリットがない
14	駅・市街地がない
15	島しょ町村であり、面的にもエリブラ構築の必要性がない
16	駅が無い
17	特になし
18	遠隔小規模離島
19	必要性を感じないため
20	活用方法が見えていないため
21	JR駅がなく、人口も少ないため
22	規模が小さいため
23	地域に合致していないため
24	見込めるメリットが不確定であるため
25	適当な区域がない
26	現時点では特に必要と感じていないため
27	鉄道駅や中心市街地がないため必要性を感じないから
28	現時点において必要性が感じられないため
29	都市部でないため必要性を感じない
30	構築しても結果が伴う保証がないため
31	当市では従前より土地区画整理事業によるまちづくりを進めてきているため
32	構築の必要性を感じない
33	当町には鉄道駅や中心市街地となる地区が無いため
34	今のところ、必要性が無いため。
35	必要がない
36	町は既存住宅が密集しており、現状魅力を感じない
37	エリア単位で取り組む必要があるほど大きな自治体ではないため
38	必要性を感じていないため。
39	小規模自治体では人口減少問題の解決が重要課題で有り、構築できる団体が存在せず、取りまとめる余裕がない。
40	本町では鉄道駅や市街地等のエリアが存在しないため。
41	小規模自治体のため
42	村では非現実的
43	人工等市町村の規模的に、当該制度を活用した事業について、必要性を感じないため。
44	対象とする市街地は現在区画整理事業中であり、再生推進事業等にメリットを感じにくい状況である。また、実際に構築できる団体等も見込めないため、まずは区画整理事業完了を見据え、地域との対話を通じ、エリアの経力向上を検討したい。

※記載があったものを掲載

■関心はない その他

	理由
1	地区の組織があるため
2	定款等に記された団体より行った形で検討
3	選択職およびこの議方に該当
4	b.c
5	市街地まちづくり条例に基づくまちづくり活動の支援を行っているため。
6	b.cとともに
7	小規模自治体のため
8	エリアとして限定的ではなく、町全体でのプラットフォームが必要
9	技能不足・人員不足
10	エリアラについて検討がなされていない
11	特になし
12	エリアラの活用について理解が不十分である
13	民間投資に対する支援が必要と感じる
14	エリアラ構築の目的が現時点で見えていない。(目的が明確になれば検討の可能性もある。)
15	集約した結果、実現ができなかったため
16	そこまでの検討に至っていない
17	人口減少と共に中心市街地における商業的機能が低小傾向である昨今の状況から、各団体ともに制度のために割ける人件的余裕、状況、促進にない。
18	とくになし
19	町家となるエリアがない
20	メリット、デメリットについて検討していないため
21	町の現状、状況がエリアラ構築推進にそぐわないと考えるため。
22	わからない
23	都市計画も無く現時点で必要性がない
24	駅前において「駅まちエリアマネジメント委員会」があるが駅前ビルの建設も進み活動がほぼ終了
25	必要性が高まっていない
26	関心しない
27	本町においては必要性を感じていない。
28	活用を検討できる案件がないため
29	予算がない
30	関心がないため
31	活用できるような地域ではない
32	関心はありますが、(ア) (イ) (ウ)に加え、エリアラの提案や活動に対する受け皿がありません。まずは具体的な活動実績や活用事例などを通じ、エリアラについての理解を深める必要があると感じます。
33	十分ではないが養護給付計画がある
34	既に、地域(行政区)ごとに住居を変えたまちづくり計画を進めている
35	震災以降、商店街は元の活気を取り戻すことが出来ておらず、キーパーソンの高齢化やまちづくり団体の弱体化など、全体的に疲弊しており、活発な活動が出来なくなっている。
36	協議組織などは無いが、既にエリアラ分けして取り組みを行っている
37	制度が有効かどうか、判断できない
38	具体的な検討を行っていない
39	体制未整備
40	検討していない
41	町家となるエリアがない。
42	検討をしていないため
43	中心市街地の整備状況がエリアラを活用する段階に至っていないため
44	現在、まちづくりに関する勉強会等を実施しているところではあるが、協議組織として具体的な活動を行う段階には至っていないため
45	制度が困難なほどステークホルダーが存在せず、必要があればその都度任意の協議の場を設ける
46	現在のところ情報収集をしておらず、関心があるともないとも書えない。
47	就業職等が増く中心市街地が形成されていないため
48	現時点で、必要性を感じていない
49	都市再生特別措置法及び官民連携都市再生推進事業制度に基づかない形で、既に町内を3地域に分けた自治組織が活発し、町のまちづくり方針に準じた取り組みが行われているため
50	現時点で、必要性を感じていないため
51	必要が無い
52	現状分析、課題認識が不足しており、庁内体制も未整備であるため検討の場が上がっていない。
53	町全体での協議の場があるため
54	構想ばかりでは意味がない。資金面を確保するものがない。
55	本町には該当地域が無いため
56	提案に向けた検討等を実施していない
57	未検討
58	財源確保ができない
59	予算が無い
60	市の総合計画や各種施策でのワーキング部会を展開しており、あえて一定の区域を対象として協議の場を設ける必要性を感じない為
61	定款等が無い
62	市街地ではないから
63	当町は全域都市計画区域外、人口約24人、駅も無い過疎地域であるため
64	市内全域が都市計画区域外のため、そもそも制度の対象外と見られる。
65	a.b.c. 現状、ほかの手段でのまちづくりを進めている
66	実現可能性が低い地域でない

※記載があったものを掲載

(2) -3 エリブラ構築のきっかけ

	内容
1	「公民十学」の連携により地区まちづくりを加速化させるため。
2	「官民連携まちなか再生推進事業」の創設
3	駅周辺地域まちづくりガイドライン、拠点づくりの取組指針を踏まえ、行政及び鉄道事業者が連携して取り組む具体的な整備内容の検討をする場として構築。
4	中心市街地活性化基本計画の策定に向けて組織された。
5	2017年度より、学識経験者へのヒアリング、エリアマネジメント実践連絡会における検討をふまえ、歩いて楽しいまちづくり構想骨子案を作成。2018年度より、骨子案をベースに、町の歩行者空間の整備および管理運営に関心を持つ利害関係者の意見等を収集・調整し、「骨子案」をとった構想の作成と具体の場所での社会実験企画を行うにあたり、同検討会（エリブラ）が発足。
6	駅前と商店街の活性化
7	TMOを公益的ディベロッパーと位置付け、TMOを中心とした公民連携による中心市街地の活性化に取り組んだこと
8	エリア内の活動団体へのヒアリングや座談会を行った結果、「様々な活動団体があるが、あまり交流がない」という意見があり、情報共有・意見交換できる場として設置した。
9	エリブラとなり得る組織（一般社団法人）は存在していたが、行政がその構成員となるのが制度的に難しかったため、新しく別の組織を組成した。
10	市における周辺市街地の振興のために「周辺市街地まちづくり勉強会」を開催し、自治会長、地域でまちづくりに取り組むNPO団体の代表、店主、地域住民と地域振興のテーマや将来像を検討するワークショップを開催してきた。それらの地域活性化のアイデア等を実行に移す組織として、各市街地で「周辺市街地活性化協議会」の発足が進んだ。
11	リノベーションまちづくりを具体的に進めていくために、全体のビジョンやまちづくりの今後の方向性を示す構想が必要と感じたため。
12	温泉の再生
13	中心市街地活性化基本計画を策定するため
14	駅前再開発
15	歌舞伎町ルネッサンスの取組みを進める中で、地元事業者や町会等との連携を強化する必要があったため。
16	駅前都市整備整備事業推進のため
17	官民連携によるまちづくりの推進のため
18	居住者や働き手の高齢化・郊外移転、大型ショッピングセンターの郊外進出等に伴い、中心市街地の空洞化に歯止めがかからないことから、官民協働による地域に根ざしたまちづくりの必要性が高まってきたため。
19	公園整備14年をきっかけに、組織を構築したが、その後機能しておらず、体制の見直しを検討中
20	区画整理によらないまちづくりへの方針転換
21	区画整理事業に伴い設置
22	空家等の増加に伴う街並みの崩壊を食い止めるため
23	市や地域が抱える諸課題に対して、特に日本一暑い街で、心が清々しく、体は涼感を感じられ心身ともに健康で快適に暮らせる街の実現のため、民間の活力を最大限に生かしたプラットフォームを形成し、実際にプロジェクトを策定し、それらの推進・啓発活動・教育研究を軸に市民と協働し実現するための活動を行う。
24	景観形成やコミュニティづくりなど地域課題のため、中心市街地における市街地の整備改善及び産業等の活性化のため
25	経済界の活動を通して、持続可能なまちであり続けるためには、地域・エリアとしての価値を高める代替等の施策を考える必要があるとの考えに至った、地区の地権者や企業から、民間主導でのまちづくりをスタートさせるべき、との意見があった。
26	国の支援制度の募集がきっかけ
27	国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画を推進するため
28	今後本格展開する駅前総合整備事業と併せた中心市街地のまちづくりについて、様々な見地から意見を求め、関係者間での情報共有、調整及び連携を図りながら検討を進めていくため。
29	市が作成する第1期中心市街地活性化基本計画及びその実施に関する必要事項を協議し、中心市街地の活性化の総合調整及びその他必要な事業の実施に関して、多様な民間が参画して、中心的な役割を担う団体が必要であったため。
30	市内事業者が減少していることから、事業者の売上拡大に向けた支援を通して事業継続及び雇用の確保に取り組むこととした。中心市街地商店街の空き店舗の増加や、周辺住民の転出等による減少により、賑わいが衰えていることから、エリアの魅力の向上に取り組むこととした。
31	事業を行う上で官公庁と民間企業の連携は必要不可欠であり、以前より官民を合わせた集まりの場が必要であると感じていたため。
32	中心市街地活性化基本計画（平成27年7月認定）の策定
33	上記3社によるプロジェクト案の提案
34	人口減少により地域集落の活動に支障をきたしているため
35	市のまちなかのシンボルであり、かつ中心的な存在でもある大通り及びその周辺の魅力向上について、ソフト・ハード両面を見据えた未来ビジョンの策定を行い、具体的なアクションを起こすことを目的とする。
36	商店会からの要望
37	大学教授と市の協働において国土交通省の制度等について情報交換しており、この大学教授が、所属するNPO（コモンズ）内で情報共有したことがきっかけとなった。
38	道路再整備後の利活用を、民間を主体とした持続可能な仕組みを構築して取り組みたいため。
39	地域の中心部において、交通事業者による交通結節点整備が計画されていることを受け、その整備に併せて官民が連携してまちづくりに取り組むため、協議・連携の場として構築しました。

内容	
40	地域発意のプロジェクトによるまちづくりの機運の高まり、エリア内での公園再整備計画
41	地下鉄海岸線建設に伴う三宮裏線（旧三宮中央通り）の道路整備を契機に、平成13年7月に三宮中央通りが開通。この道路整備をきっかけにまちづくりへの意欲が高まる中、平成13年1月に沿道の商店主が中心となって、周辺地区のさらなる美化・活性化（賑わいと魅力ある街なみ景観の向上）を図るため、協議会を設立した。
42	地方再生コンパクトシティモデル都市への選定
43	中心市街地エリアの将来像について、公民学で連携・共有し、エリアの未来ビジョンを策定するため、
44	中心市街地活性化に関する法律に基づく各種国支援を申請するために必要な活性化基本計画の策定に必要な組織であった
45	中心市街地活性化基本計画の策定に伴い構築。
46	中心市街地活性化基本計画の内閣府認定を目指すため（現在、認定申請については未定の状態）
47	中心市街地活性化基本計画作成のため
48	中心市街地活性化基本計画策定のため
49	中心市街地活性化協議会の下、中心市街地活性化のための実働部隊として発足した。
50	市中心市街地活性化基本計画の実施及び中心市街地の活性化推進のため
51	町総合戦略の推進にあたり幅広い見地から意見を求めるため。
52	直接のきっかけは、官民連携まちなか再生推進制度の創設ですが、これまでもエリアマネジメント株式会社が行った、各種団体と連携したまちづくりを実践していました。
53	都市型R&D施設やスタートアップ企業の増加をきっかけに、都心臨海部の新たな交流人口の増加による街の活性化が見込まれるため。〈今回「街のアセットを活用したイノベーション創出」をテーマとして展開〉
54	都市再生緊急整備地域指定
55	都市再生整備計画事業で整備した区域の中長期的な指針等をエリアプラットフォームで検討し、事業の効果を最大限に高めるようウォークアブルなまちづくりを展開していくため。
56	土地区画整理事業で整備された広場・道路等の利活用及び幸福東土地区画整理事業を契機としたまちの賑わいと交流の創出を、まちづくり協議会が中心となりながら、より多くの関係者や新たな担い手を巻き込み、官民連携で取り組んでいくため、民間と行政が参画するプラットフォームを構築し、本エリアのまちの将来イメージを共有する未来ビジョンを策定するため
57	投資しなくなる中心市街地を実現するため、プッシュ型エリアイノベーションと町民のまちづくりへの当事者意識の醸成のため
58	東日本大震災一エリアの復興に向けて商業集積とエリアマネジメントに取り組むことを決定（基本計画）一市（エリアの主な土地所有者）はエリアを構成する各街区の借地人を公募・決定一各借地人や商工会議所等関係者で協議会を設立してエリアマネジメントの推進母体（まちづくり会社）と活動財源確保について検討一まちづくり会社の設立と活動財源を確保する仕組みづくりに至る
59	駅東口通り線の事業認可を受け、用地売買が始まっている。売買後の道路活用等、商店街エリアのまちづくり構想を策定するため発足した。
60	当地区は埋立地であり、平成元年の街びらき以降の計画的な街づくり・街のマネジメントを公民連携により進めるため
61	駅周辺地区は、市の玄関口として発展してきたが、近年の社会経済情勢の変化や、まちの老朽化などに伴い、地区の活力の低下が進みつつある。そこで、駅周辺の再整備を進め駅周辺地区の機能更新を図るとともに、地区の賑わいの創出と再活性化を目指すこととした。本地区の再活性化を継続するためには、官民が連携したエリアマネジメント手法を導入することで、賑わいの創出につながるものと考えている。
62	奈良モデルとして県と市町村が効率的なまちづくりを実施する「まちづくり連携協定」を締結
63	認定基本計画の方針の基礎づくり
64	農泊に関する事業を実施するため
65	尾道松江線の開通とともに、国道54号の交通量が減少することが懸念されたため、魅力ある国道を作るため組織した。
66	駅周辺の将来構想（ランドデザイン）の検討
67	商工会議所による県・市に対する提言
68	駅前再生ビジョンの実現に向けて駅前のエリア価値を戦略的に高めるための公共空間の形成及び公民連携によるまちづくりの方向性について専門的な見地から検討を行うため。
69	大規模ニュータウンが将来にわたり、良好なまちとして維持するためには、このまちのステークホルダーである行政及び民間事業者が一体となった取組みが不可欠であると考えたため。
70	平成28年7月に、特定都市再生緊急整備地域に指定され、緊急かつ重点的な市街地の整備に必要必要な協議や、整備計画及び都市再生安全確保計画の作成並びにこれらの計画の実施に係る連絡調整を行うため。
71	平成31年2月策定の中心市街地ランドデザインの具現化を図るための戦略プロジェクトを推進する組織
72	歩いて楽しいまちづくりへの取り組み。
73	駅周辺の整備
74	地震の被害が大きかったまちなかの再生が必要となり、商工業者だけではなく様々な視点での再生が必要となったため
75	区に情報経営イノベーション専門職大学が開学し、千葉大学デザイン・建築スクール（仮称）が開設することになり、継続的な連携活動を行うための組織を設立する必要があったため。
76	本市の公民連携まちづくりの進捗に応じて、公民連携の手法や都市デザインへのクオリティコントロールが必要となっていた中で、まちづくりデザイン基本構想（市民提案）で提言されたことをきっかけとする。

内容	
77	本市は、県・市による都心活性化プランの策定や都市再生緊急整備地域の指定を契機として、まちづくりの機運が高まっている。そうした中、本市も構成員として参加している「エリアマネジメント実践勉強会」において、地区を中心に都心を魅力ある都心空間へと導くための未来ビジョンの検討を行い、令和2年3月に「公共空間活用社会実験」を実施した。本社会実験がエリアマネジメントの機運醸成に繋がりを、民間企業、行政、大学、市民が共有する未来ビジョン策定の策定を目指すこととなった。
78	本地区では、来訪者や居住者が緑豊かな居心地の良い都市空間（インサイドプラザ）で、日常的に多くの方が滞在しリビートする暮らしやすいまちをつくることを目指している。こうした中、本事業の公募を契機として、未来ビジョンの策定に向け、民間、行政、市民が一体となって、将来像の検討や具体的なアクションプランの検討・実践を進めていくこととなった。
79	密集市街地における極小な袋路や狭小な宅地が集中しているエリアについて、民間事業者と行政が連携して、歴史的な町並みを残しつつ、街区の安全性や住環境の向上に資する跡地再生を促進させるため、産官学による対話と共通認識を深める場として、プラットフォームを設置
80	民間団体として設立し、市としては民間によるまちづくりを支援していたが、ウォーカブル推進都市への応募やエリアプラットフォームの必要性等を要因として、令和2年度に構築。
81	駅周辺の既設の中心市街地に新たに駅西に予定される新市街地の整備を見込んで両地区を合わせた継続的なぎわい創出を計画的に推進するため。
82	要綱に基づく、プラットフォームの組成をする必要があったため。
83	令和2年4月に発表された百貨店閉店をきっかけに、同店閉店後の当エリアの魅力向上と賑わいの確保を目的に、今年度中の官民幅広い関係者でエリアの将来像をまとめ、再生に向けたハードソフト事業を検討する。
84	2020駅南口エリア未来ビジョンを実現するために、各関係団体を構成員として立ち上げた
85	2006年4月市主催の「大学と地域の連携交流会」において、LOCKの創設者であり初代センター長である故・北沢猛東京大学教授（当時）がセンターの必要性を提示したことによる
86	官民連携まちなか再生推進事業
87	官民連携まちなか再生推進事業
88	行政、市民、事業者等の連携を促進し、市の中心市街地の活性化を図る、各取り組みの指針となる市中心市街地振興計画の策定をするため設立した。
89	2008年より地元商店街やまちづくり協議会等において、駅周辺の空間再編に関する独自の調査検討を行う中、事業推進には公共空間の管理者である市との連携が不可欠であったため、地元、企業、経済界、行政によるプラットフォームの構築につなげた。
90	平成24（2012）年1月に特定都市再生緊急整備地域の指定を受け、同年9月に協議会及び駅周辺地域部会を発足。
91	再開発によってもたらされる公共施設の維持管理に伴うエリアマネジメント機運の高まり 等
92	路上自衛隊分屯地の機能移転によって、区画整理事業が計画された。
93	中心市街地活性化を目的として構築
94	中心市街地活性化の構想と実行、中心市街地の活性化に関する法律第15条各項の規定によるもの。※当組織は実行を重要と考慮しており「協会」としている。
95	市、民間企業で行う「次世代郊外まちづくり」の取組において作成した、暮らしと住まいのグランドデザインで定めるビジョンの実現のため

(2)-3 活動財源を確保するための工夫

内容	
1	【活動拠点の固定費について】エリアプラットフォーム拠点施設は、既存の施設内に設置するため、建設費用や維持管理費用は多額の拠出を必要としない。【運営のための財源確保の方策】財源は、構成団体の「持ち寄り型」。人件費は各構成団体が負担する計画。企業による出資や自主事業収入により財源確保。
2	・「一般社団法人」からは以下のように、聞きとっています。/・「一般社団法人」の定款で、会費等について定め、一定の財源を確保。ただし、収益活動を実施していないため、活動には制約あり。
3	・企業のニーズに即した取組を行うことで企業からの会費収入を増やす。
4	・正会員、賛助会員からの会費 ・当該エリアを支援したい人々によるファンドレイジング ・玉川上水旧水路緑道を維持管理することによる指定管理料収入 ・玉川上水旧水路緑道を使用収益させることによる賃料収入 ・新規ビジネス創造や企業の連携機会を創出する企業連携プラットフォーム構築による賛助会収入
5	パークレット駐車を活用した広告事業による協賛金
6	MICE開催や企業誘致の実績を積極的にPRする
7	イベント開催時の参加者負担
8	エリアの主な土地所有者である市は、都市再生推進法人が実施するエリアマネジメントに参画し、その財源を負担（エリア分担金）する街区借地人については、地代を固定資産税相当額に減額することとしている。
9	エリアプラットフォームの取組は市の政策とも合致するため、運営費（会議運営等）は市が予算化。事務局である都市再生推進法人が公共空間利活用等を通じて事業収益を得て、エリアプラットフォーム活動等地区まちづくりに還元していくスキーム構築を目指している。
10	エリアマネジメント団体を設立し、初期段階は国からの補助金を財源として活動し、その後は収益事業を行い、広告収入や出店料等を財源として、組織内で運営していくことを見込んでいる。
11	これから取り組みを行うため、今のところ無財源
12	プラットフォームの構築、未来ビジョン策定後の実証実験は、市の借地制度や社会資本整備総合交付金制度を活用予定。その後、エリア内の空地や空き家等を活用しながら歩行者空間ネットワークを形成する際は、クラウドファンディングの活用や、設立を目指す「まちづくり会社」によるコミュニティビジネスの創出などを予定。
13	プラットフォーム構築後は会費及びイベント事業等を行い、継続的に収入を得る仕組みを作る
14	ボランティアの協力で広報活動による認知向上
15	以下のような事業収入を軸に、持続的な活動を行っていく・共通駐車券事業（まちづくり会社連携）、・エリア広告事業（同上）、・新潟まちみみ情報館での商品・店舗紹介・斡旋手数料。（同上）、・空き店舗空き家のリノベーション及び転貸事業、・公共交通とレンタサイクルなどを組み合わせたMaaS事業。（スマートシティ連携）
16	会員からの年会費や、補助金（まちなか再生推進事業）等を活用。
17	各構成団体がヒト・モノ・カネを持ち寄り運営していくことにより、組織体制の強化を図る。
18	官民連携都市再生推進事業費補助金を財源に充てる。
19	関連団体の協力
20	既存建物のリノベーションなどによる不動産賃貸収入など
21	具体的事業がないため今後検討する
22	建設仮囲いを活用した広告事業等、新たな財源確保策を検討中であるが、いずれも実現には至っていない。
23	検討中
24	現在、空き店舗を活用したチャレンジショップスペースの整備に着手している（令和2年度中完成予定）3店舗の入居スペースを確保し、その家賃収入を事業運営費に充当する予定である。
25	現時点で、駅周辺の空間再編事業は設計段階であるため、収益活動を行っておらず、活動財源は法人設立準備委員会構成企業の持ち出しになっているが、広場完成後にはエリアマネジメント活動や行政を含めた構成団体や周辺商店街・企業からの賛助金を募り活動財源の確保に取り組む予定。
26	現状のまちづくりプラットフォームは、前述の「活動内容」に記載された事業について各主体間で協議・連携する場という位置づけであるため、実際に事業を実施するのは関係する各主体としています。よって、組織としての事業は実施していないため、財源を要しません。
27	公共空間を借出し、実証実験を実施する中で、スポンサーを募る
28	構成員が自ら働きかけて会議を行い、活動を維持している。
29	構成員の未利用資源の有効活用による収益を還元する仕組みづくりを行っていく。
30	行政からの補助金のみには頼るのではなく、会費の徴収や活動の中から、資金を生む取組を行っている。
31	行政や地域まちづくり団体からの補助、支援の確保に努力する
32	国等の補助金を積極的に活用する
33	今後、以下を予定している・企業や団体等からの会費や寄付金（R3年度以降）、・企業のSDGs事業やCSR事業、社員の福利厚生としての参画（R6年度以降）、・交流広場の運営による収益（R6年度以降）、・駅前駐輪施設の管理運営による収益（R6年度以降）
34	今後検討予定
35	財源の確保については、町の資金を活用している
36	市と地域が連携し、地域における賑わいの創出を推進できるような事業の企画・提案に努めている。
37	市と地元商工会議所が協議会運営経費を共同で負担している。
38	事務局であるまちづくり会社の健全経営。官民・地元事業者との目的共有を図りながら、必要に応じて負担金を拠出
39	社会実験の実施により、活動資金の収入源を模索中。
40	整備計画策定
41	専門人材などの派遣を受け国の補助金等を活用するようにした。
42	地域の企業を巻き込みながらイベントを実施することで、企業からの協賛金確保に努めている。

内容	
43	地方再生コンパクトシティのモデル都市に選出され、国からの交付金を使用した。
44	中心市街地の商店街協議会の事務局を委託
45	駐車場経営に関する努力により、増収。まちづくり会社の大きな財源となっているが、今後、さらなる収益を得る仕組みづくりが課題。(カフェ・喫茶、ビル管理の黒字化も必要)
46	町及び県の負担金による
47	町財政担当に予算要求を行う。
48	当該協議会は予算を持たない。協議会の目的である「情報の共有と連携」によって生じた活動に要する費用は、各事業の実施主体による負担としている。
49	当該地域への新規立地企業に対して、入会勧誘活動を行っている。
50	当面は会員からの会費は徴収せず、補助金の範囲内での活動が予定されています。
51	認定基本計画へのエリフラ事業の搭載
52	鹿山漁村復興交付金を活用して農泊推進事業を実施
53	不要な経費を抑える。
54	負担金の徴収
55	複数の市内優良企業経営者により「まちづくり会社」を運営することで着実な会社経営が可能となっている
56	密集市街地における防災性や住環境の改善に向けた路地再生の促進など、官民共通課題の解決に向けた検討を行うものであり、経費を要するものではないと考えている。
57	民間事業者による継続的なイベントの実施を図るため、設備の維持管理を行っている。
58	予算以上に検討費が必要となる場合には、市民からの協賛金を募る等、別の資金調達を考え、必要となる活動費を確保する予定としている。
59	令和3年4月1日からの指定管理者の指定に向け手続き中。
60	特例道路占用許可制度を活用した道路上でのオープンカフェ等の収益事業や、道路上のデジタルサイネージでの広告収入などを検討中。
61	取り組みの実施主体ではないので、財源確保の必要がない。
62	営業活動、他
63	住民、事業者から会費を徴収している。
64	中心市街地の活性化に伴う多角的な事業の構想と実施、行政からの支援金の確保
65	現時点で活動財源を必要としていない。

3) 都市再生特別措置法に基づく制度の活用実績

アンケート結果のうち、都市再生特別措置法関連の制度の活用実績の一覧を以下に示す。

① 道路占用許可の特例の活用実績

占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
新宿駅前商店街振興組合	H24	新宿区	オープンカフェ（食事施設）の設置、地域ルールに則った広告の設置
(一社)グランフロント大阪 TMO	H25	大阪市	オープンカフェ（食事施設）の設置、広告板・バナー広告の設置
札幌大通まちづくり(株)	H25	北海道開発局	オープンカフェ（食事施設）の設置、広告板の設置
高崎まちなかオープンカフェ推進協議会	H25	群馬県・高崎市	オープンカフェ（食事施設）の設置
高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	H25	群馬県・高崎市	コミュニティサイクルステーションの設置
岡山市	H25	中国地方整備局	コミュニティサイクルステーションの設置
新鳥取駅前地区商店街振興組合	H25	鳥取市	休憩施設の設置
(一社)柏の葉アーバンデザインセンター	H26	柏市	休憩施設の設置、バナー広告の設置
新虎通りエリアマネジメント協議会	H26	東京都	オープンカフェ（食事施設）の設置
まちづくり福井(株)	H26	福井市	オープンカフェ（食事施設）の設置
高岡市、(公社)高岡市観光協会	H26	高岡市	観光案内所の設置
(株)まちづくり長野	H26	長野市	オープンカフェ（食事施設）の設置
富士見商店街協同組合	H26	千葉市	オープンカフェ（食事施設）の設置、物販ブース（購買施設）の設置、マーケット、路上パフォーマンスの実施、ストリートフェス

占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
			の実施 バナー広告の設置
NPO 法人タウンモバイルネットワーク北九州	H26	北九州市	コミュニティサイクルステーションの設置
協同組合 総曲輪通り商盛会	H26	富山市	休憩施設の設置、バナーフラッグの設置
サイカパーキング(株)	H26	神戸市	コミュニティサイクルステーションの設置
神戸市	H27	神戸市	オープンカフェ(食事施設)の設置、物販ブース(購買施設)の設置、広告板の設置
千葉銀座商店街振興組合	H27	千葉市	フリーマーケットの実施
千葉市中心市街地まちづくり協議会	H27	千葉市	地元特産物等販売、オープンカフェの実施
ウエストリオテナント会	H27	千葉市	マルシェの実施
パラソルギャラリー実行委員会	H27	千葉市	工房、オープンカフェの実施
栄町通り商店街振興組合	H27	千葉市	フリーマーケット、音楽ライブの実施
千葉都心イルミネーション実行委員会	H27	千葉市	ミネーションにおけるバナー広告の設置
(公社)千葉県観光物産協会	H27	千葉市	観光PRイベントの実施
センシティブルディング管理組合	H27	千葉市	モノレール支柱商業巻広告の設置
(株)まちづくり東海	H27	東海市	オープンカフェ等の実施
姫路市	H27	姫路市	コミュニティサイクル事業
(一財)柏市まちづくり公社	H28	柏市	オープンカフェ(食事施設)の設置、広告版・バナー広告の設置
NPO 法人 宇都宮まちづくり推進機構	H29	宇都宮市	オープンカフェ事業
r-223	H29	千葉市	千葉駅前大通りでの屋台設置
(一社)新虎通りエリ	H26	東京都	オープンカフェ及び店舗の設置

占用主体	開始年度	道路管理者	実施事業
アマネジメント			(食事・購買施設)
多摩センター地区 連絡協議会	H29	多摩市	オープンカフェの設置
まちづくり協議会	H29	高崎市	オープンカフェの設置
(一社)渋谷駅前エリ アマネジメント	H27	渋谷区	食事施設及び購買施設の設置
千葉商工会議所	H30	千葉市	歩行者天国(食事施設・購買施設)
栄ミナミまちづくり(株)	H30	名古屋市・中部 地方整備局	アーチ添加広告(市道のみ)、デジタルサイネージ、シェアサイクルの実施
(株)まちづくり大津	H30	大津市	食事施設・購買施設、広告塔・看板、サイクルポートの設置
(株)宿坊クリエイティブ	H30	和歌山市	道路空間を活用した社会実験(予定)
周南市	H30	周南市	食事施設、イス、テーブル等の設置
(一社)TCCM	H30	豊田市	広告看板の設置・管理、マーケットの開催(オープンカフェ等の設置)
民間事業者	H30	松本市	自転車駐輪器具(サイクルポート)の整備
(一社)草薙カルテッド	H30	静岡市	食事施設等の設置、管理
(公財)前橋市まちづくり公社	R1	前橋市	食事施設、購買施設その他類する施設(オープンカフェ等)
(株)バニラシティ	R2	神戸市	コミュニティサイクルポート(自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの)の整備・管理、オープンカフェ(テーブル、椅子、パラソル、ベンチ等)

② 都市公園占用許可の特例の活用実績

占用主体	開始年度	公園管理者	実施事業
姫路市	H29	姫路市	姫路公園におけるサイクルステーション（自転車駐車器具）の整備
栄ミナミまちづくり(株)	H30	名古屋市	白川公園、裏門前公園にてシェアサイクルポートを設置
(株)まちづくり大津	H30	大津市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
ユタカ交通(株)	H30	和歌山市	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
江東区、民間事業者	H30	江東区	まちなかの都市公園各所におけるサイクルポートの整備
(一社)竹芝エリアマネジメント	R1	東京都	ライトアップイベント
(株)Open Street	R2	千葉市	シェアサイクル事業

③ 都市利便増進協定の締結実績

協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項等
富山市、(株)まちづくりとやま	H24.3.29	ミスト装置、音響装置	(株)まちづくりとやまが日常管理や施設を活用したイベントを実施 ※現:(株)富山市民プラザとなり H31.4.1 に更新
川越市、(株)まちづくり川越	H24.8.7	自転車駐車器具	サイクルポート周辺の維持管理を実施
北海道開発局、札幌大通まちづくり(株)	H25.3.28	食事施設、広告板	札幌大通まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
草津市、草津まちづくり(株)	H25.12.27	公園系施設(屋上広場、管理倉庫、受水槽)、にぎわいを創出する施設(屋外デッキ、テーブル、イス)	草津まちづくり(株)が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
大阪市、エヌ・ティ・ティ都市開発(株)、三井住友信託銀行(株)、積水ハウス(株)、ノースアセット特定目的会社、阪急電鉄(株)、三菱地所(株)、(一社)グランフロント大阪TMO	H26.12.5	歩道関連施設、オープンカフェ・売店等、広告板・バナー広告、敷地内広告、案内サイン、屋外ベンチ、非常用電源コンセント、多機能照明柱(添架設備)、防犯カメラ、アップライト	維持管理、違法駐輪抑制への取り組み、良好な景観の保全、安全な歩行者環境の確保
東海市、(株)まちづくり東海	H28.2.16	食事施設、休憩施設その他これらに類するもの	清掃、美化活動、広告物の指導等
草津市、草津まちづくり(株)	H28.12.2	食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの 広告塔、案内板、看板、標識、旗竿、パーキ	清掃、美化活動、地被類・植栽管理及び園内植栽装飾

協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項等
		ング、幕、アーチその他これらに類するもの	
柏市、(一財)柏市みどりの基金	H29.2.3	食事施設、購買施設	(一財)柏市みどりの基金が日常管理や都市利便増進施設を活用したイベントを実施
長浜市、えきまち長浜(株)	H29.3.14	長浜駅周辺の通路、駐車場、広場、広告塔、ベンチ及び街路樹等	日常管理業務はえきまち長浜株式会社が実施 管理に要する費用は財産区分に応じて締結者間で分担し負担
仙台市、(一社)荒井タウンマネジメント	H29.3.24	運動広場、運動広場付帯管理施設、運動施設案内板	芝生・樹木の維持管理、清掃・点検・巡回、小規模修繕、利用者へのマナー周知
大阪市、エヌ・ティ・ティ都市開発(株)、三井住友信託銀行(株)、積水ハウス(株)、ノースアセット特定目的会社、阪急電鉄(株)、三菱地所(株)、一般社団法人グランフロント大阪 TMO	H30.2.14	広告版、バナー広告、オープンカフェ、売店、案内サイン、多機能照明柱、防犯カメラ、屋外ベンチ、アップライト、非常用電源コンセント、高質な歩道空間、敷地内広告	都市利便増進施設及び周辺の、維持管理の実施、違法駐輪抑制への取り組み、良好な景観の保全、歩行者環境の確保
さいたま市、(一社)アーバンデザインセンター大宮	H30.2.20	にぎわい創出事業のための設備、休憩施設	都市利便増進施設を活用してまちのにぎわいの創出に資するイベント等を実施。管理に要する費用は施設や設備ごとに締結者間で分担し負担
名古屋市、栄ミナミまちづくり(株)	H30.3.23	デジタルサイネージ、シェアサイクルポート、アーチ添加広告、有料駐輪設備	都市利便増進施設周辺の清掃、美化活動等
栄ミナミまちづくり	H30.3.30	シェアサイクル	都市利便増進施設周辺の

協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項等
(株)、三菱 UFJ 信託銀行(株)		ポート	巡回、点検、清掃等
福井市、まちづくり福井(株)	H30.4.4	食事・購買・休憩施設、広告塔・看板、屋外ベンチ、花壇	協定区域におけるイベント等の管理・運営と清掃・美化活動、プランター等の管理
中部地方整備局、栄ミナミまちづくり(株)	H30.9.25	デジタルサイネージ、シェアサイクルポート	都市利便増進施設周辺の巡回、点検、清掃等
前橋市、(公財)前橋市まちづくり公社	H31.3.8	広場、広告板、案内施設、休憩施設	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の日常管理
神戸市、神戸ハーバーランド(株)	H31.3.14	購買施設、食事施設、駐車場、広場、通路	都市利便増進施設を活用したイベントの実施と施設の清掃・点検等の維持管理
福崎町、(株)PAGE	H31.3.27	賑わい創出施設等	福崎町が(株)PAGE を指定管理者とし(株)PAGE が施設の運営、管理
豊田市、(一社)TCCM	R1.5.20	飲食店、ペDESTリアンデッキ、インフォメーション施設、停車場線	広場の利用に対する PR・事務等、都市利便増進施設及び周辺の清掃、美化活動、違法広告物撤去
静岡市、(一社)草薙カルテッド	R1.7.13	常設の小規模売店、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、防犯カメラ(北口芝生広場地区)	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
静岡市、(一社)草薙カルテッド	R1.7.13	常設の小規模売店、広告板、屋外ベンチ、テーブル、椅子、パラソル、プランター(南口イベント広場地区)	都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施、良好な景観の保全
渋谷区、(一社)渋谷駅前エリアマネジメント	R1.10.10	公衆便所、広告物、コインロッカー、カフェ及び観光案内	清掃サービスレベル向上事業を協力して実施することにより一体的な管理

協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項等
		所、バス定期券発売所及びバス案内所、道路通行空間	を行う
静岡市、御伝鷹まちづくり(株)	R1.10.16	常設店舗、オープンカフェ施設等	清掃美化活動、安全な通行の確保

④ 都市再生歩行者経路協定の締結実績

協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項等
福岡市、九州旅客鉄道(株)、(株)西日本シティ銀行、(株)TAKプロパティ	H23.9.30	地下通路(延長 60m・幅員 6m、地上出入口)	九州旅客鉄道(株)等が通路の開閉・保守工事等を含む日常の管理業務を実施
港区、東京都、東京都島嶼町村一部事務組合、(株)アルベログラнде	R2.9.10	昇降施設、歩行者デッキ、民間施設内通路等	協定締結者間で費用負担等の管理区分を定め、日常の管理業務を実施

⑤ 都市再生整備歩行者経路協定の締結実績

協定締結者	締結日	都市利便増進施設	日常管理に関する事項等
えきまち長浜(株)、長浜市、(株)平和堂、JR 西日本(株)ほか土地所有者等 14 名	H29.12.28	ペデストリアンデッキ、駅自由通路等	各施設の財産区分に基づき各々が日常管理を実施。ただし、市の財産区分及び都市再生推進法人の管理施設については、都市再生推進法人が日常管理を実施

⑥ 低未利用土地利用促進協定の締結実績

実績なし

⑦ 都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案実績

提案者	提案日	提案内容
札幌大通まちづくり(株)	H25.1.29	都市利便増進協定に関する事項、道路占用許可の特例に関する事項
まちづくり福井(株)	H25.12.19	道路占用許可の特例に関する事項
(一社) グランフロント大阪 TMO	H26.10.15	都市再生整備計画うめきた先行開発地区の変更を提案
(一財) 柏市まちづくり公社	H27.12.25	道路占用許可の特例に関する事項
草津まちづくり(株)	H28.4.20	都市利便増進協定の締結について
えきまち長浜(株)	H28.11.28	都市利便増進協定に関する事項、都市再生整備歩行者経路協定に関する事項
(一財) 柏市みどりの基金	H28.12.22	北柏周辺地区の公園及び緑地を活用し、魅力ある公園づくりや地域コミュニティの再生を目標にエリアマネジメントを実施
(一社) 荒井タウンマネジメント	H29.3.7	民間が公園内に運動施設を設置し、その収益によって公園全体の維持管理を行うことで、魅力ある公園空間の創出やまちの交流・にぎわいづくりに寄与
(一社) 新虎通りエリアマネジメント	H29.10.10	地域のにぎわい創出に資する活動を継続・拡大するための、道路占用の特例制度活用
(一社) グランフロント大阪 TMO	H29.12.12	前計画(H25～H29年度)を継承した都市再生整備計画案を提案(期間：H3～R4年)
(一社) アーバンデザインセンター大宮	H29.12.26	都市利便増進協定制度の活用
栄ミナミまちづくり(株)	H30.3.1	デジタルサイネージ事業、有料駐輪場事業、シェアサイクル事業、アーチ添加広告事業の実施
(一社) TCCM	H30.5.2	道路占用の特例区域、都市利便増進協定について
(株)まちづくり大津	H30.6.21	道路占用許可特例、都市公園占用許可特例活用(シェアサイクルポートの設置)
(一社) 渋谷駅前エリアマネジメント	H30.10.1	官民連携した魅力ある公共空間(にぎわいのある地下歩行者空間)の整備・活用・管理を図るため、道路占用許可の特例を活用した食事施設及び購買施設の設置
まちづくり福井(株)	R1.12.23	河川敷地占用許可の特例制度の活用
(株)町田まちづくり	R2.3.30	道路占用許可の特例に関する事項

提案者	提案日	提案内容
公社		
(一社) 二子玉川エリアマネジメンツ	R2.7.1	まち、都市公園、河川敷が一体となった地域のにぎわいの創出 啓発活動等による地域の防災意識と自然環境の保全意識の向上

⑧ 市町村都市再生協議会の設立実績

協議会名	自治体	設立年度
田名部まちなか再生協議会	青森県むつ市	H24
長井市都市再生整備計画検討委員会	山形県長井市	H25
土佐市都市再生協議会	高知県土佐市	H26
五泉市都市再生協議会	新潟県五泉市	H27
宇部市都市再生推進協議会	山口県宇部市	H27
高知市都市再生協議会	高知県高知市	H27
飯塚市地域連携都市政策協議会	福岡県飯塚市	H27
鯖江市都市再生協議会	福井県鯖江市	H27
花巻市都市再生協議会	岩手県花巻市	H27
熊本市多核連携都市推進協議会	熊本県熊本市	H27
周南市都市再生推進協議会	山口県周南市	H27
水戸市都市再生協議会	茨城県水戸市	H28
春日部市都市再生協議会	埼玉県春日部市	H28
市原市都市再生協議会	千葉県市原市	H28
竹原市都市再生協議会	広島県竹原市	H28
福山市都市再生協議会	広島県福山市	H28
府中市都市再生協議会	広島県府中市	H28
丸亀市都市再生協議会	香川県丸亀市	H28
南国市都市再生協議会	高知県南国市	H28
彦根市都市再生協議会	滋賀県彦根市	H28
秋田市都市再生協議会	秋田県秋田市	H29
早島町都市再生協議会	岡山県早島町	H29
直方市都市再生協議会	福岡県直方市	H29
吉岡町都市再生協議会	群馬県吉岡町	H29
古平町都市再生協議会	北海道古平町	H30
長万部まちづくり推進会議	北海道長万部町	H30
四万十市都市再生協議会	高知県四万十市	H30
鹿島市都市再生協議会	佐賀県鹿島市	R1
益城町都市再生協議会	熊本県益城町	R1

協議会名	自治体	設立年度
鞍手町都市再生協議会	福岡県鞍手町	R2

⑨ 滞在快適性等向上区域の設定実績

区域名称	自治体	指定年度
JR 東貝塚駅西側地区滞在快適性向上区域	大阪府貝塚市	R2
なんば駅周辺地区（都市再生整備計画区域内の見込地）	大阪府大阪市	R2
あべの筋周辺地区（都市再生整備計画区域内の見込地）	大阪府大阪市	R2
水都大阪再生地区（都市再生整備計画区域内の見込地）	大阪府大阪市	R2
栄ミナミ地区歩道空間	愛知県名古屋市	R2
西鉄柳川駅周辺地区	福岡県柳川市	R2
沖端水天宮周辺地区	福岡県柳川市	R2
小倉駅周辺区域	福岡県北九州市	R2
池袋地区	東京都豊島区	R2
都市計画道路 氷川緑道西通線	埼玉県さいたま市	R2
小杉駅周辺地区	神奈川県川崎市	R2
木更津駅周辺地区	千葉県木更津市	R2
神戸都心ウォーターフロント地区（第2期）	兵庫県神戸市	R2
ウォークブルエリア	広島県福山市	R2
JR 三重町駅周辺地区	大分県豊後大野市	R2
霧島市国分中央地区(第3期)	鹿児島県霧島市	R2

⑩ 都市再生整備計画における路外駐車場の配置及び規模の基準の策定実績

実績なし

⑪ 都市再生整備計画における駐車場出入口制限道路の指定実績

実績なし

⑫ 都市再生整備計画における集約駐車施設の位置及び規模の指定実績

実績なし

⑬ 公園施設設置管理協定制度の活用実績

実績なし

⑭ 河川敷地占用許可制度を活用するため都市再生整備計画に河川敷地の利用について記載した実績

占用主体	区域指定日	河川管理者	実施事業
笠松町	H26.3.24	国土交通省中部地方整備局	サイクリングロード整備事業
函南町	H30.2.1	国土交通省中部地方整備局	広場及び広場と一体をなす売店、案内所等
(一社)大崎エリアマネージメント	H30.4.1	東京都	ケータリングカーの出店および各種イベント
まちづくり福井(株)	R2.6.1	福井県	河川敷を活用したイベント等
(一社)二子玉川エリアマネージメント	R2.10.12	国土交通省関東地方整備局	飲食施設の管理運営、アウトドアオフィス事業の管理運営

⑮ 交付対象事業を含まない都市再生整備計画の策定実績

地区名	策定年月	自治体	活用する官民連携制度
うめきた先行開発地区	H24.10	大阪府大阪市	道路占用許可の特例、都市利便増進協定
	H30.2		
岡山駅東口地区	H25.3	岡山県岡山市	道路占用許可の特例
神戸都心・ウォーターフロント地区	H26.8	兵庫県神戸市	道路占用許可の特例
千葉都心地区	H26.9	千葉県千葉市	道路占用許可の特例
新宿駅周辺地区	H28.4	東京都新宿区	道路占用許可の特例
北柏周辺地区	H28.12	千葉県柏市	都市利便増進協定
荒井東地区	H29.3	宮城県仙台市	都市利便増進協定
環状第二号線周辺地区(第2期)	H30.3	東京都港区	道路占用許可の特例
栄・伏見・大須地区	H30.3	愛知県名古屋市	道路占用許可の特例、都市公園占用許可の特例、都市利便増進協定 ※令和2年10月末現在、計画変更に伴い補助対象事業を含む
渋谷駅周辺地区	H30.11	東京都渋谷区	道路占用許可の特例、都市利便増進協定

地区名	策定年月	自治体	活用する官民連携制度
江東区コミュニティサイクル推進地区	H30.11	東京都江東区	都市公園占用許可の特例
神戸ハーバーランド地区(第2期)	H31.2	兵庫県神戸市	道路占用許可の特例、都市利便増進協定 ※令和2年10月末現在、計画変更に伴い補助対象事業を含む
横浜市コミュニティサイクル推進地区	R1.9	神奈川県横浜市	都市公園占用許可の特例
二子玉川駅周辺地区	R2.10	東京都世田谷区	河川敷地占用許可の特例

2.3.3.2. アンケート結果を踏まえたヒアリング

都市再生法人等、市町村によるアンケート調査結果から、下表に示すエリアプラットフォームを先進事例とし、ヒアリングを実施した。

表 2-19 アンケート結果を踏まえたヒアリングの概要

対象	方法	実施時期	意見概要
寄居町中心市街地 活性化エリアプ ラットフォーム	WEB	令和2年 12月4日(金)	・まちづくりに当たって、各主体が離合集散のような形で、必要な時だけ集まれば良いという緩さがあった方が、若い方の動きとしては合っていると感じた。若手が動く場合にはエリアプラットフォームの形式がマッチすると思う。
熊谷まちなか再生 エリアプラット フォーム	WEB	令和2年 12月7日(月)	・エリアプラットフォームの連携強化に取り組んでおり、地元大学に新設される学部にあぽを取っている状態。卒業制作や卒業論文のテーマにもなっていて良い循環になっている。
錦二丁目エリアプ ラットフォーム	WEB・対面	令和2年 12月8日(火)	・これまでのまちづくりに、外の企業や技術をうまく取り込みながらまちづくりを進めて行く必要があった。そのため適切な基盤として、今回エリアプラットフォームを立ち上げた。
前橋市アーバンデ ザイン協議会	WEB・ 対面	令和2年 12月11日(金)	・本協議会では、ビジョン作り込みの前段から官と民で在り方・作った後をどうするかについて話をしながら進めてきたというのが、大きな特徴である。
カミハチキテル- HEART OF HIRPSHIMA-	WEB	令和2年 12月14日(火)	・これまでの各企業有志の個人参加者等で勉強会を実施してきたが、エリアの多数の企業

対象	方法	実施時期	意見概要
			<p>が将来像を検討し、実現に向けたアクションが必要と考え、エリアプラットフォームを組織した。</p>
<p>美しが丘次世代 ネットワーク情報 連絡会</p>	<p>WEB</p>	<p>令和2年 12月21日(月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換の場を通じて活動のヒントを得たり、新たな取り組みを地域の方々に根回しする際に連合自治会や商店会の代表と直接コンタクトを取れるエリアプラットフォームの場は絶好の機会である。

2.4. 情報発信などの普及啓発方策検討

2.2 エリアプラットフォームの普及啓発を目的とした冊子の作成及び、2.3 アンケート等の調査による現況、課題、先進事例のとりまとめを踏まえ、エリアプラットフォーム及び都市再生推進法人等の多様な活動について、最新の情報を収集及び整理し、国土交通省ウェブサイトの更新を行った。

ウェブサイトの更新にあたり、閲覧者の利用ケースを想定し、ニーズに応じた情報提供ができるようサイト構成の再構築や、今後の法改正による新たな制度について理解を醸成し、活用が促進されるよう新規項目の立ち上げを行った。

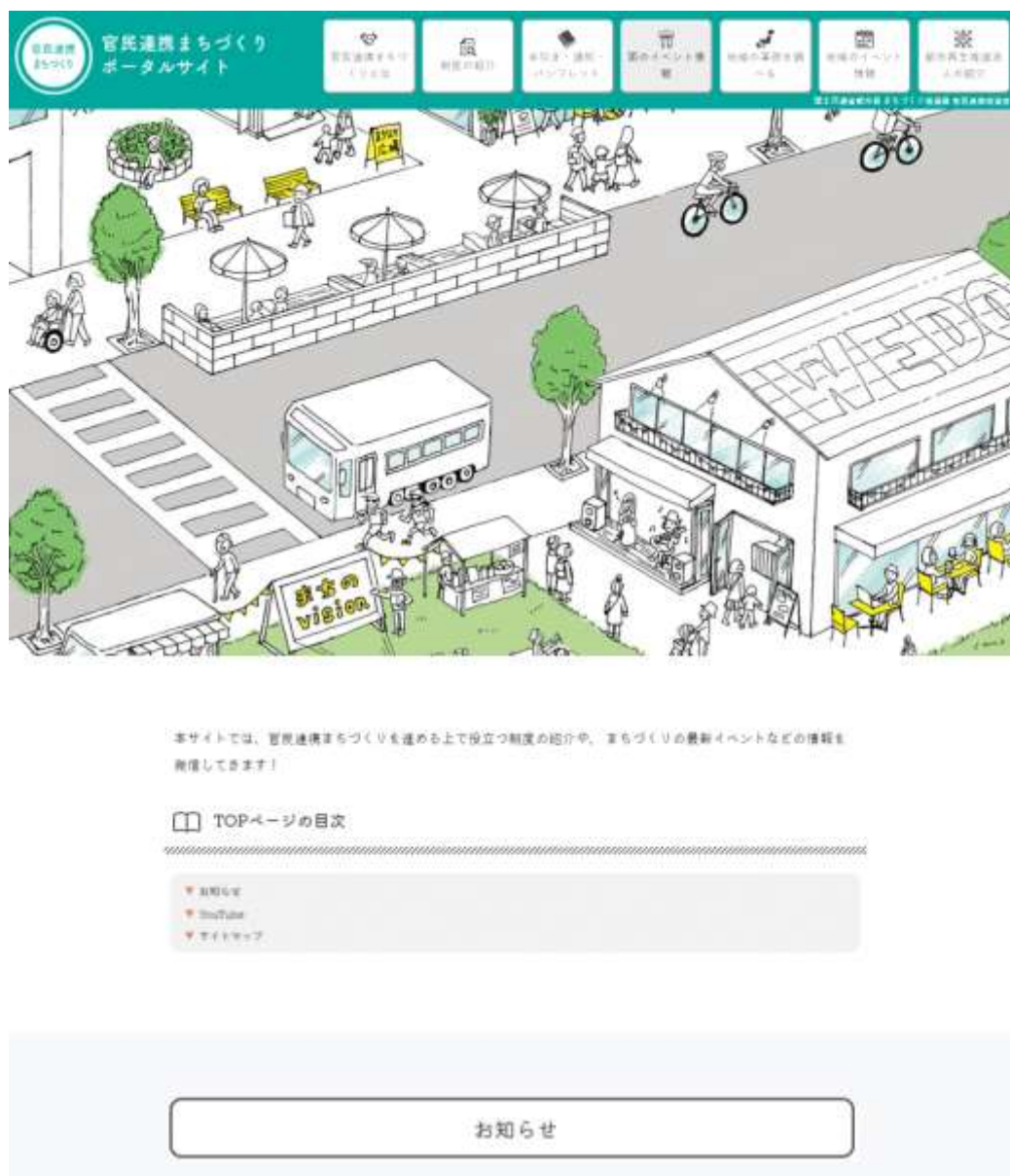


図 8 リニューアルしたポータルサイト